

山口県循環型社会形成推進基本計画
(第5次計画)
【素案】

令和8年（2026年）月

山口県

＜目 次＞

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 趣旨及び目的	1
第2節 基本的な視点	3
第3節 計画の位置付け.....	4
第4節 計画期間	4
第5節 地域区分	4
第6節 対象とする廃棄物等	5
第2章 現状と課題	6
第1節 地域の概要	6
1 地理的特性	6
2 人口特性	6
3 産業特性	7
第2節 廃棄物処理の概要	8
1 一般廃棄物	8
2 産業廃棄物	13
第3節 これまでの取組の評価と課題	24
1 第4次計画の進捗状況	24
2 取組に関する課題	28
第3章 基本方針・目標	34
第1節 基本方針	34
1 基本的な考え方	34
2 施策展開の基本方針	36
第2節 将来予測	39
1 一般廃棄物の総排出量及び処理量の見込み	39
2 産業廃棄物の総排出量及び処理量の見込み	41
3 未利用資源に係る見込み	42
第3節 目標	43
1 一般廃棄物の減量に関する目標【3項目】	43
2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】	43
第4節 取組指標	44
第4章 施策の展開	46
第1節 一般廃棄物循環プラン	48
1 3R+（ぶらす）の推進	48
2 適正処理の推進	51
3 適正処理体制の確保	53
第2節 産業廃棄物循環プラン	54
1 3R+（ぶらす）の推進	54
2 適正処理の推進	57
3 適正処理体制の確保	59
第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン	61
1 環境学習・環境教育の推進	61
2 普及啓発及び情報提供	61
3 廃棄物・資源循環の専門人材の育成・確保	61
第5章 重点プロジェクト	63
プロジェクト1 ぶちエコやまぐち3R+（ぶらす）県民運動の推進	64
プロジェクト2 動静脈連携・高度化による資源循環の促進	65
プロジェクト3 廃棄物の適正処理の推進	66
プロジェクト4 海洋プラスチックごみ対策の取組強化	67
プロジェクト5 次代につながる広域連携の強化	68
第6章 本計画に盛り込む個別計画	69
山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）	69
1 趣旨	69
2 位置付け	69
3 計画期間	69
4 本県における食品ロスの現状	70
5 基本方針	70
6 目標	71

7 取組指標	71
8 推進施策	71
9 各主体に求められる役割と行動	73
10 計画の推進体制、進行管理	75
第7章 各主体の役割分担と計画の推進	76
第1節 主体別の取組	76
1 県民	76
2 事業者	77
3 廃棄物処理業者	78
4 NPO・民間団体	78
5 大学・研究機関	79
6 市町	80
7 県	81
第2節 関係機関との連携	82
1 環境やまぐち推進会議	82
2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会	82
3 山口県食品ロス削減推進協議会	82
4 山口県海岸漂着物対策推進協議会	82
5 やまぐちエコ市場	82
6 山口県コンビナート連携会議	82
第3節 計画の推進	83
1 推進体制	83
2 進行管理	83
3 施策の点検・評価	83
用語解説	84

第1章 計画の基本的事項

第1節 趣旨及び目的

県では、山口県循環型社会形成推進条例¹（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて、令和3（2021）年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を策定し、本県における循環型社会²の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、令和4（2022）年12月に策定した県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン³」では、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指し、20の維新プロジェクトのうち、「次代につなげる持続可能な社会づくり推進プロジェクト」を掲げ、循環型社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

一方で、世界に目を向けると、平成27（2015）年9月の国連総会で採択された持続可能な開発のための目標（SDGs）⁴に加え、令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、国内では令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略⁵」が策定され、令和2（2020）年10月には「2050年カーボンニュートラル宣言⁶」がなされるなど循環型社会の形成を推進する機運が国内外で高まっています。

また国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）を策定し、サーキュラーエコノミー⁷（循環経済）への移行による循環型社会形成を目指した、総合的な施策を実行することとしています。

こうした中、県は「やまぐち未来維新プラン」との整合を図りつつ、国の循環計画や県の環境基本計画等を踏まえ、「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」を基に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）」を策定することとしました。

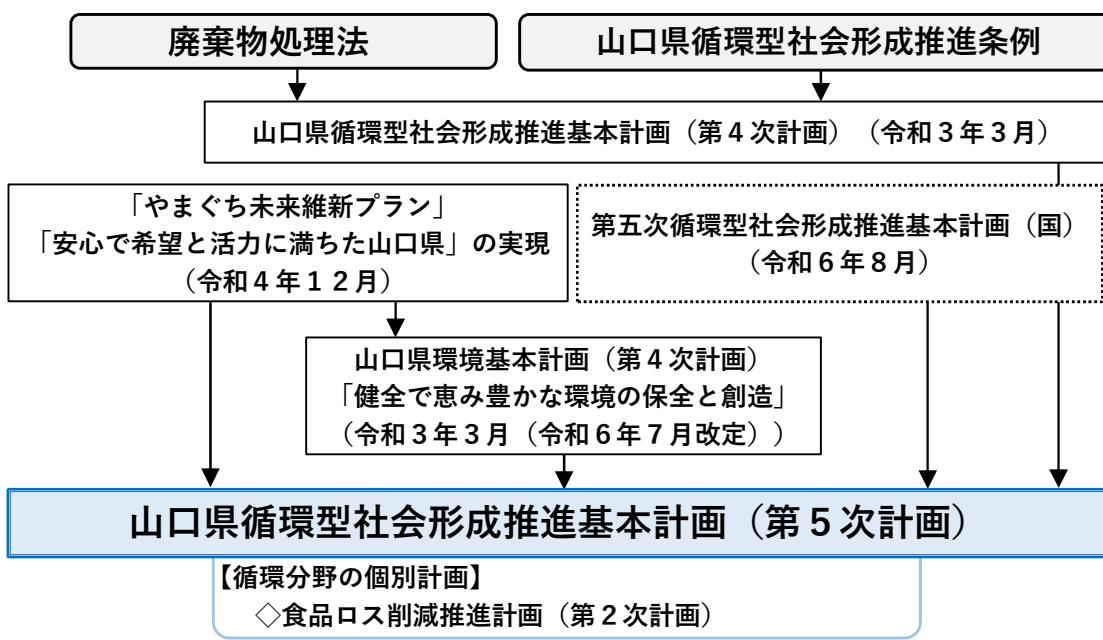


図 1-1-1 本計画の相関図

表 1-1-1 国内外の主な資源循環分野に係る動向

年	世界の動向	国内の動向
2015 (平成 27)	国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択 目標 12「つくる責任 つかう責任」等、循環型社会形成に関する目標を設定 G7 エルマウ・サミット首脳宣言 海洋ごみが世界的課題であることを政策レベルで提起	
2016 (平成 28)	G7 富山環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」の採択 資源効率性・3Rに関する野心的な世界目標を設定	
2018 (平成 30)		第四次循環型社会形成推進基本計画の策定 環境・経済・社会の統合的向上、地域循環共生圏の構築を推進
2019 (令和元)	G20 大阪サミット「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す	食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)の制定 国・地方公共団体等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進 プラスチック資源循環戦略の策定 3R + Renewable ⁸ (再生可能資源への代替)を基本原則とし、マイルストーンを設定
2020 (令和 2)	欧州グリーンディール「循環経済行動計画」の発表 持続可能な製品の推進、廃棄物削減、消費者のエンパワーメントを柱とする行動計画	レジ袋有料化義務化の開始 プラスチック製買物袋の有料化を義務付け
2021 (令和 3)		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック新法)の制定 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、ライフサイクル全体での資源循環の取組を促進し、ワンウェイプラスチック ⁹ の使用削減、分別回収・リサイクルを推進
2022 (令和 4)	第 5 回国連環境総会(UNEA-5.2)決議採択 プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の作成に向けた政府間交渉委員会を設置	
2023 (令和 5)	プラスチック汚染に関する国際文書(INC)の政府間交渉委員会会合の開催 法的拘束力のある国際文書の策定に向けた交渉	
2024 (令和 6)		第五次循環型社会形成推進基本計画の策定 2050 年カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーへの移行、適正処理のさらなる推進と環境再生を柱とする計画 資源循環の促進のための再資源化事業などの高度化に関する法律(再資源化事業等高度化法)の制定 廃棄物処理業者による再資源化事業の高度化を促進し、質の高い再生材の供給体制を構築
2025 (令和 7)		資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)の改正 製造事業者に対し、特定製品(プラスチック製品、EV 用蓄電池など)への再生材利用義務化、環境配慮設計の促進等を導入し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

第2節 基本的な視点

本計画は、脱炭素社会¹⁰や自然共生社会¹¹の形成に向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の視点に基づき、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を推進することにより、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指します。

～取組の基本的視点～

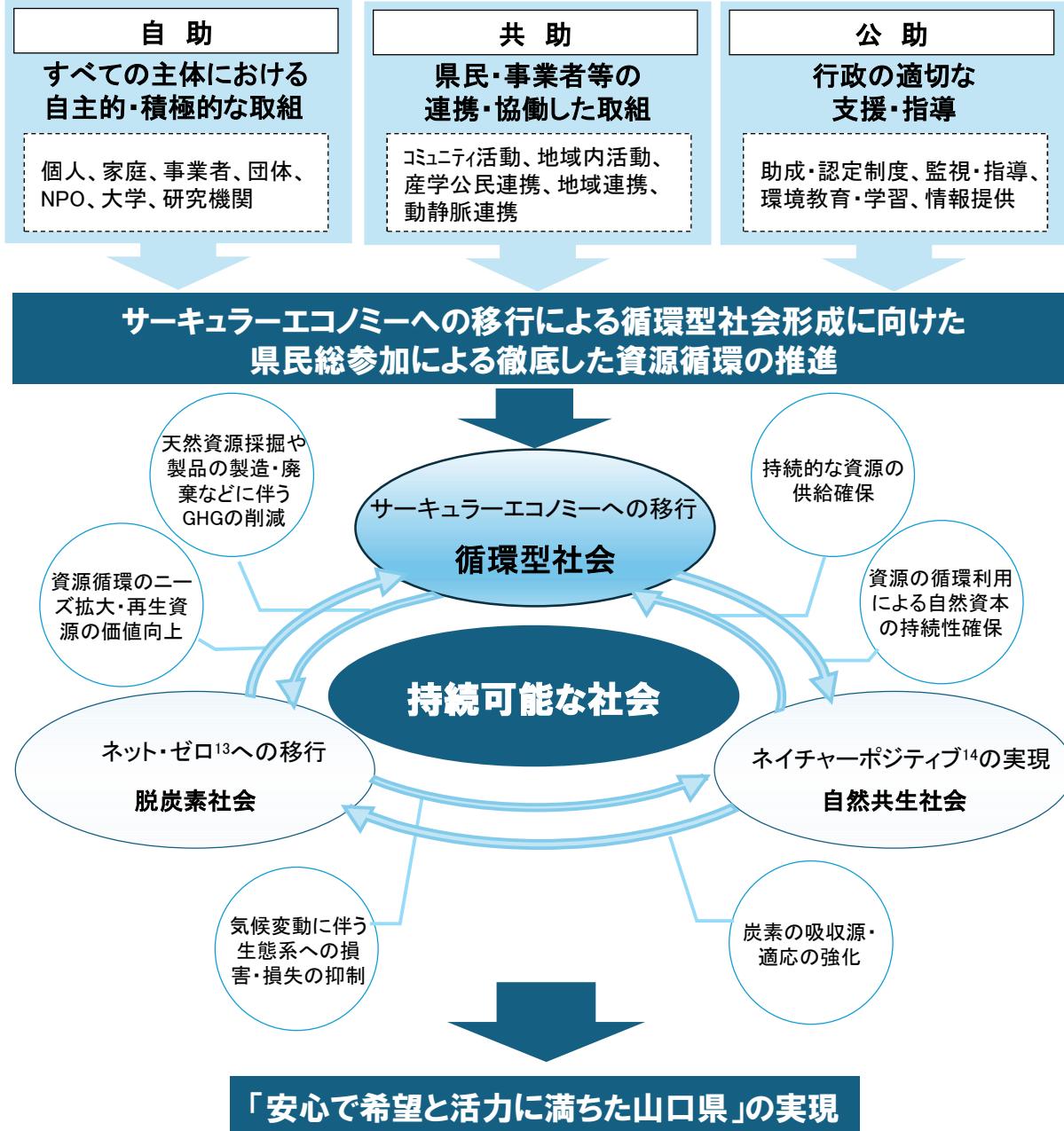


図 1-2-1 取組の基本的視点

第3節 計画の位置付け

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置付けるものです。また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

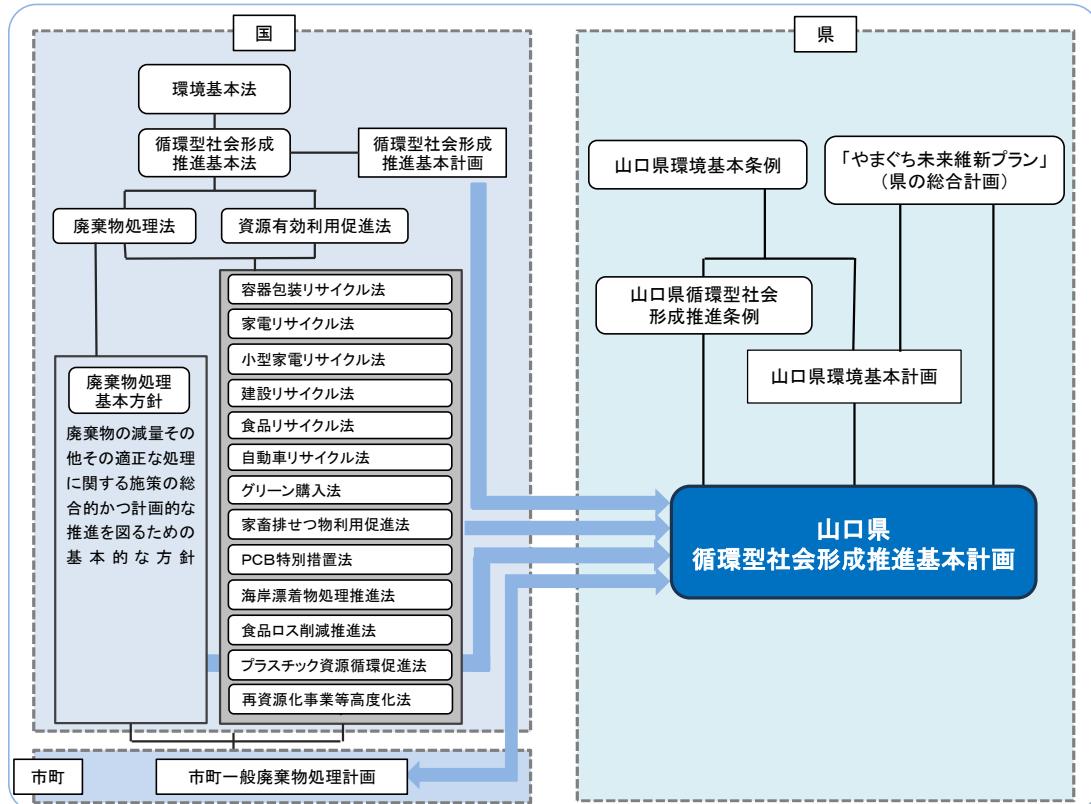


図 1-3-1 計画の位置付け

第4節 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。一般廃棄物¹⁵に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロックとし、産業廃棄物¹⁶に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域とします。

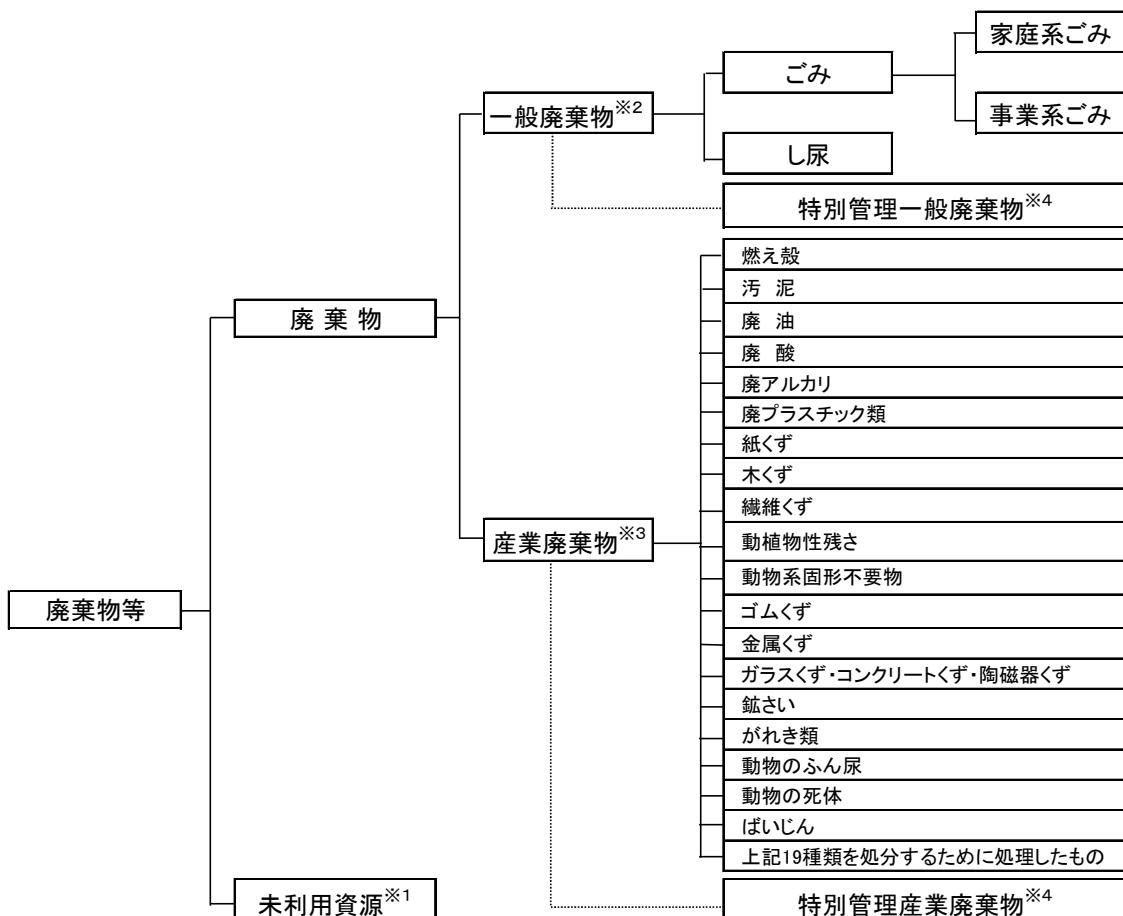
表 1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口 (人)	構成市町名
岩国	東部	127,394	岩国市、和木町
柳井		68,580	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	233,948	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	301,214	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	234,349	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	240,851	下関市
長門・萩	長門・萩	73,265	萩市、長門市、阿武町
合計		1,279,601	13市6町

(出典)「人口移動統計調査(山口県)」(令和6年10月1日現在の人口)

第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」を含みます。



※1) 使用済みもしくは未使用で収集・廃棄された品物又は人の活動に伴って副次的に得られた物品で、現に使用されているものを除く。

※2) 産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、さらに「ごみ」、「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

※3) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「燃え殻」、「汚泥」など廃棄物処理法及び同法施行令で定められた20種類の廃棄物。

※4) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物。

図 1-6-1 計画の対象とする廃棄物等

第2章 現状と課題

第1節 地域の概要

1 地理的特性

本県は、本州の西端に位置し、本州と九州、四国を結ぶ交通の要衝にあり、古くから西日本の結節点として重要な役割を果たしており、瀬戸内海沿岸部には臨海工業地帯が形成されています。

内陸部には中国山地が東西に走り、三方が瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する三つの海に開け、海岸線は約1,500km（全国6番目）の長さを有しています。また、瀬戸内海国立公園、秋吉台国定公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園などがあり、豊かで美しい自然環境に恵まれています。

県土の面積は、約6,113km²（全国23番目）で、その大部分を森林が占め、農用地の割合が低いことが特徴で、生活や生産活動等の場となる平地部が乏しく、中山間地域が県土の約7割を占めています。

2 人口特性

本県の総人口は、1,280千人（令和6（2024）年10月1日現在）となっています。昭和60（1985）年の1,602千人をピークに、これまで経験したことのない人口減少・少子高齢化に直面するとともに、世帯数・1世帯当たり人数も減少傾向にあります。

また、人口分布では、瀬戸内海沿岸部の市部への集中がみられるなど、市町間で隔たりがみられます。

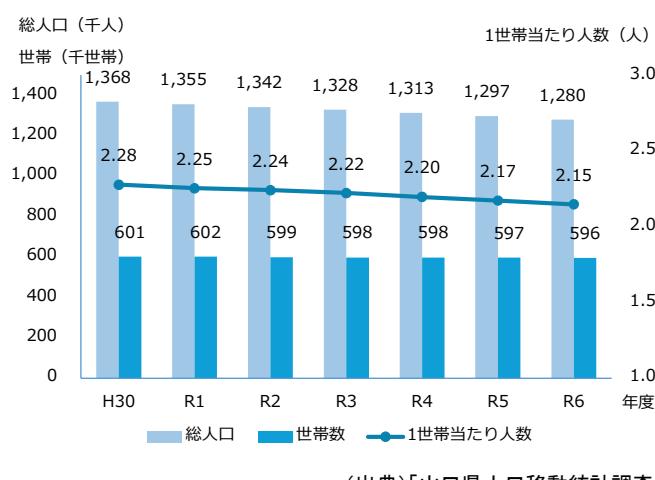
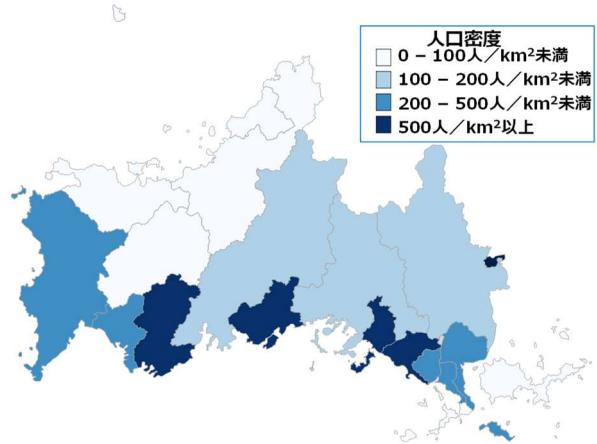


図2-1-1 総人口及び世帯数の推移



(出典)「山口県人口移動統計調査」及び
「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」
図2-1-2 市町別の人口密度
(令和6年4月1日現在)

3 産業特性

本県の令和2（2020）年度の従業者総数（公務を除く民営事業所）は574千人で、これを産業別の割合でみると、第1次産業が1.2%（7千人）、第2次産業が25.3%（145千人）、第3次産業が73.5%（422千人）となっています。

また、令和4（2022）年度の製造品出荷額等は、7兆6,150億円となっています。これを産業類型でみると、化学、石油、輸送、鉄鋼の4業種が上位を占め、全体の約7割を占めています。

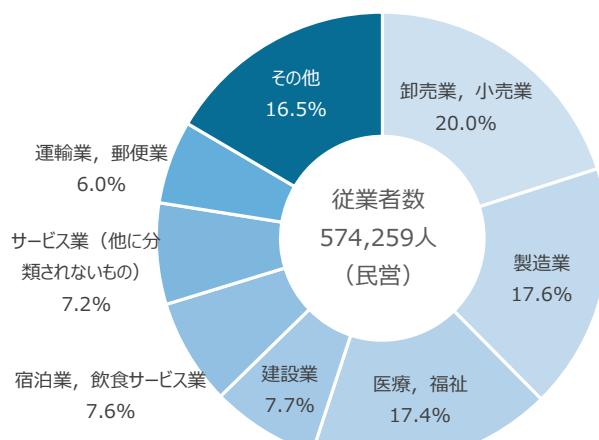
市町別の製造品出荷額については、人口分布と同様に瀬戸内海沿岸に集中していることが特徴です。

表 2-1-1 製造業事業所数等の推移

項目名	単位	H30	R1	R2	R3	R4
事業所数（民営）	所	-	-	59,892	-	-
製造業事業所数 (従業員4人以上)	所	1,703	1,671	1,725	1,993 ^{注)}	1,993 ^{注)}
従業者数（民営）	人	-	-	574,259	-	-
製造業従業者数 (従業員4人以上)	人	96,484	95,585	95,292	97,789 ^{注)}	98,295 ^{注)}
製造品出荷額等	億円	67,012	65,535	56,169	66,501	76,150
化学	%	28.8	30.2	32.1	34.3	32.4
石油	%	16.8	14.5	11.5	14.6	17.9
輸送	%	16.7	18.0	17.2	13.0	13.2
鉄鋼	%	10.2	9.5	9.3	10.1	11.3
食料	%	3.4	3.4	3.9	4.0	3.6
窯業	%	3.6	3.6	4.2	2.8	2.5
ゴム	%	2.8	2.7	2.6	2.6	2.2
その他	%	17.7	18.1	19.2	18.6	16.9

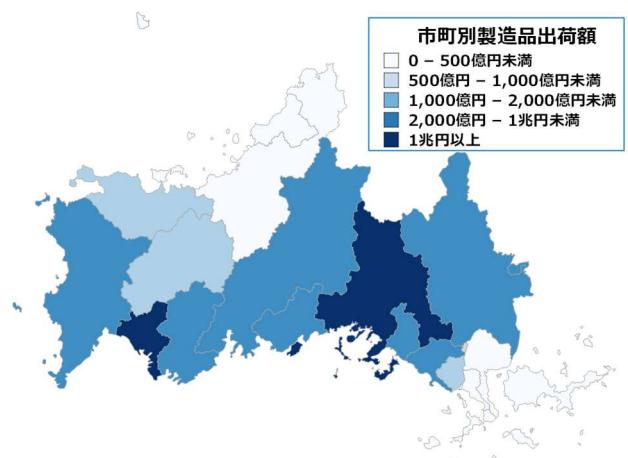
注) 令和2年度迄は工業統計、令和3年度以降は経済構造実態調査へ変更

(出典) 山口県工業統計、経済構造実態調査及び令和3年経済センサスをもとに作成



(出典)令和3年経済センサス活動調査

図 2-1-3 産業別従業者数の割合
(令和2年度)



(出典)令和4年山口県の工業

図 2-1-4 市町別製造品出荷額
(令和4年度)

第2節 廃棄物処理の概要

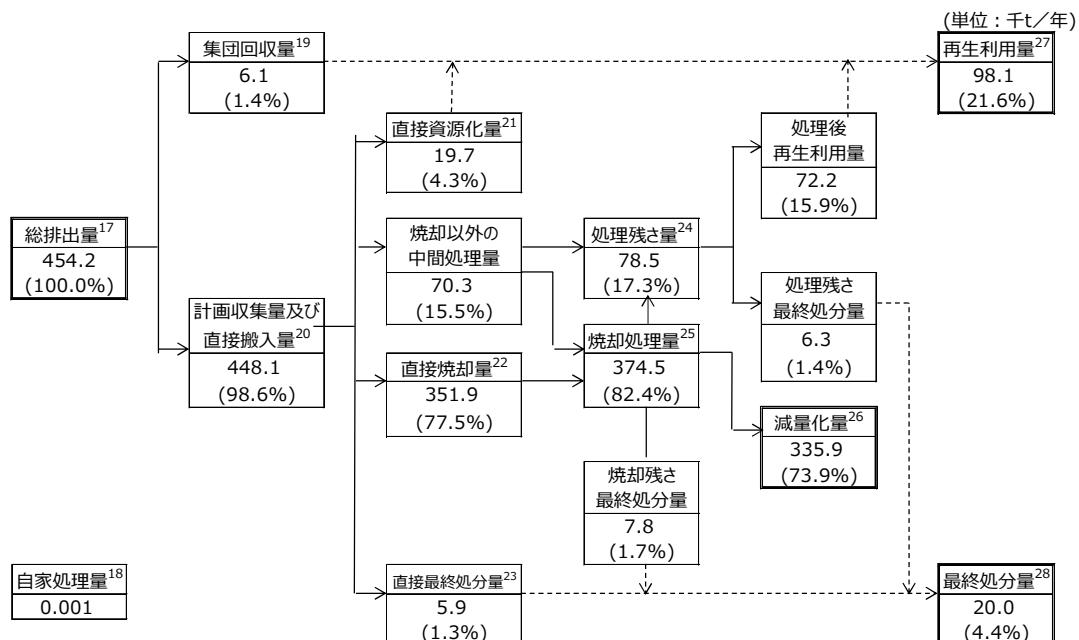
1 一般廃棄物

(1) ごみの処理状況

令和5（2023）年度の県内のごみ総排出量及び処理量は、図2-2-1のとおりです。

ごみ総排出量は454千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は72千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は98千トン（リサイクル率：21.6%）となっています。

ごみの処理は、主として県下7つの広域ブロック内のごみ処理施設等（図2-2-2、表2-2-1）で焼却処理（ごみ固形燃料化含む）され、最終処分量は20千トン（4.4%）となっています。



注1) ()は総排出量に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注3) 再生利用量はごみ発電による熱回収を含まない値。

図2-2-1 県内のごみ総排出量及び処理量（令和5年度）



図2-2-2 県内の主なごみ処理施設等（令和5年度）の位置図

表 2-2-1 県内の主なごみ処理施設等（令和 5 年度）とごみ処理の概要

広域ブロック	名 称	処理能力 (t/日)	発電出力 (kW)	ごみ総排出量 (トン/年) (R5)
岩国	サンライズクリーンセンター	160	3,900	43,793
柳井	周東環境衛生組合清掃センター	138	—	26,461
	周防大島町清掃センター	22	—	
周南	恋路クリーンセンター	330	1,980	78,108
山口・防府	防府市クリーンセンター	150	3,600	105,347
	山口市清掃工場	220	3,600	
宇部・小野田	宇部市環境保全センター	198	4,000	82,698
	山陽小野田市環境衛生センター	90	—	
	美祢市カルストクリーンセンター (ごみ固化燃料化施設)	28	—	
下関	下関市奥山工場	180	3,180	89,013
		170	3,600	
長門・萩	萩・長門清掃工場 (はなもゆ)	104	60	28,828

① ごみの排出状況

ごみ総排出量（計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量）の推移は、図 2-2-3 のとおりです。平成 29（2017）年度以降は一時横ばい傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

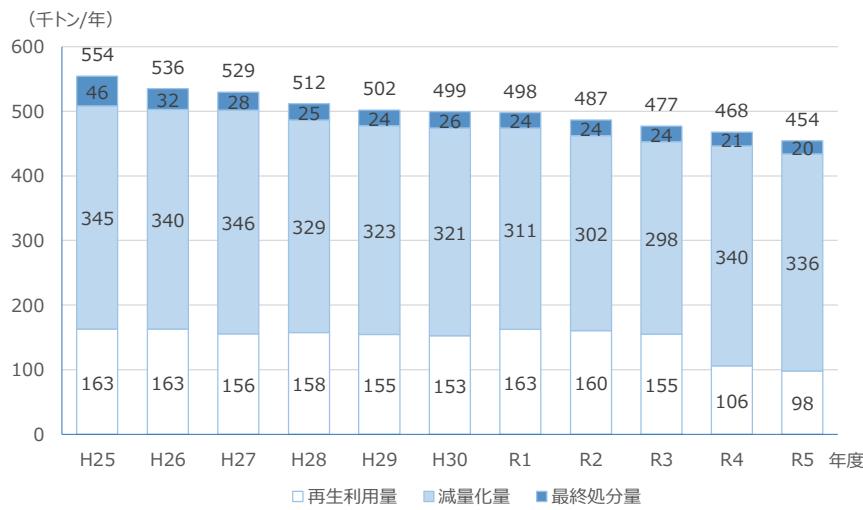


注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 2-2-3 ごみ総排出量の推移

② ごみの処理状況

ごみの処理状況の推移は、図 2-2-4 のとおりです。近年の総排出量の減少に伴って、再生利用量・減量化量・最終処分量ともに減少傾向にあります。また、本県では令和 3 年度までごみ発電等の熱回収による資源化量を再生利用量に含んでいましたが、令和 4 年度以降は国の算定方法に合わせ熱回収を対象外としたことから、再生利用量が減少しています。



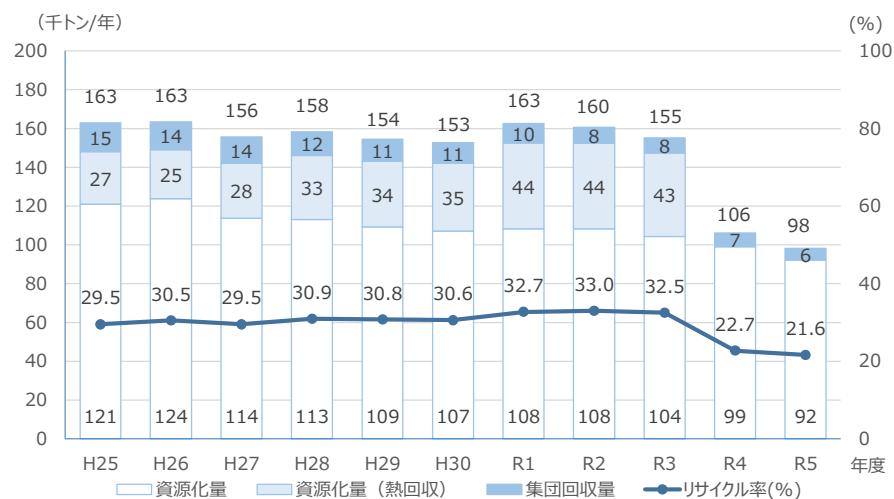
注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 2-2-4 ごみの処理状況の推移

○ 再生利用（リサイクル²⁹）の状況

資源化量、資源化量（熱回収）及び集団回収量の区分による再生利用量の推移は、図 2-2-5 のとおりです。

また、本県のリサイクル率は令和 3（2021）年度まで概ね 30%台で推移していましたが、令和 4（2022）年度以降、国の算定方式に合わせ、熱回収による資源化量を対象外とし、令和 5（2023）年度のごみのリサイクル率は、21.6%で全国 10 位となっています。



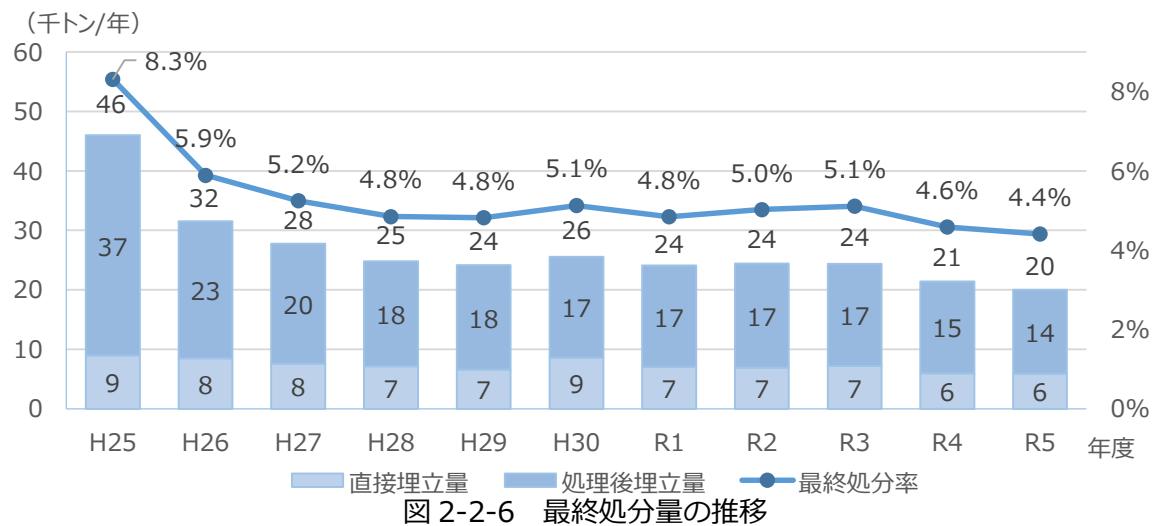
注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注) R4 年度以降、国の算定方式に合わせ、熱回収を対象外としている。

図 2-2-5 再生利用量とリサイクル率の推移

○ 最終処分の状況

最終処分量の推移は、図 2-2-6 のとおりです。平成 25（2013）年度以降は減少していますが、近年はほぼ横ばいで推移しています。また、県の最終処分率は、令和 5（2023）年度は 4.4% であり、全国で 8 番目に低い水準となっています。

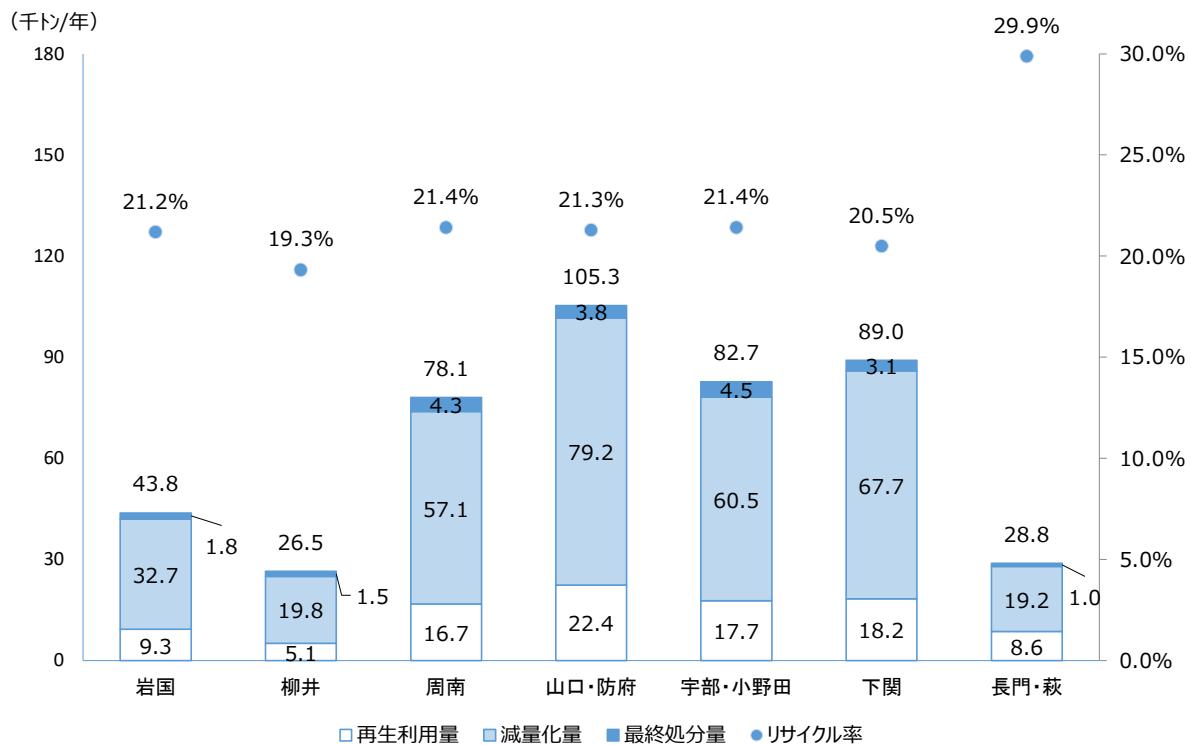


○ ブロック別のごみ処理状況

地域ブロック別のごみの処理状況は、図 2-2-7 のとおりです。

令和 5 年度におけるごみ総排出量が最多多いのは山口・防府ブロックの 105.3 千トンで、最も少ないのは柳井ブロックの 26.5 千トンとなっています。

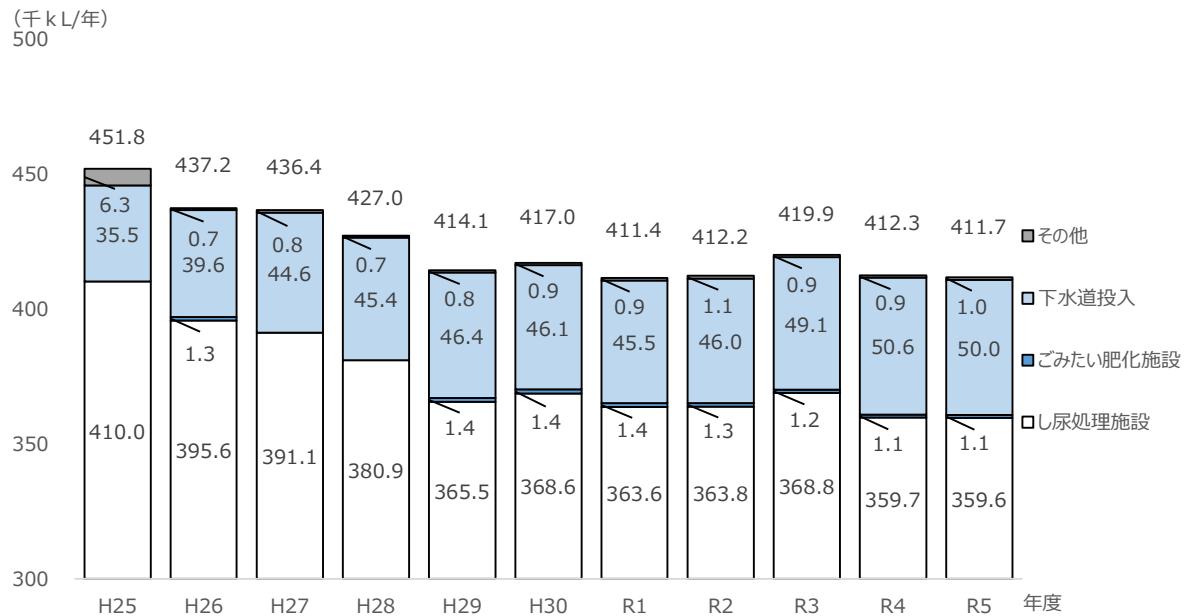
また、リサイクル率が最も高いのは長門・萩ブロックの 29.9%、最も低いのは柳井ブロックの 19.3% であり、約 10 ポイントの差が生じています。



(2) し尿の処理

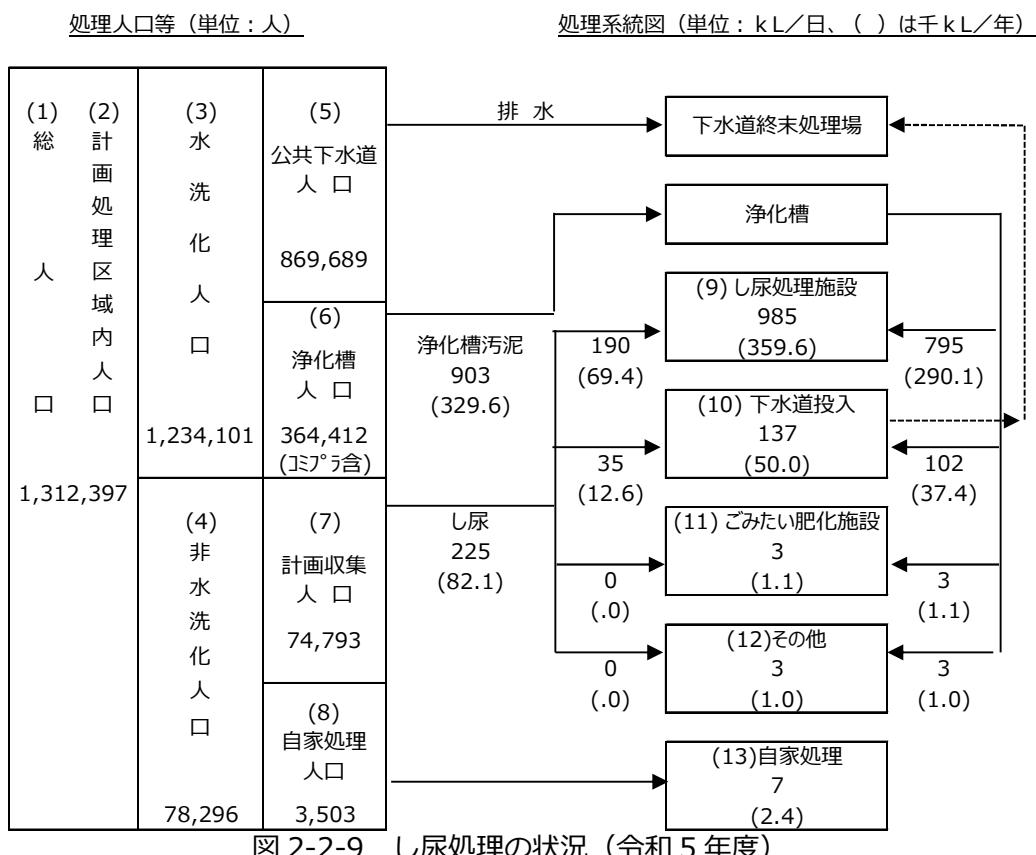
し尿処理の推移は、図 2-2-8 のとおりです。下水道の整備等に伴って、し尿、浄化槽汚泥とともに減少傾向にあります。近年は概ね横ばいに推移しています。

また、令和 5（2023）年度における県内のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、図 2-2-9 のとおりです。市町によって収集・処理されたし尿は 82.1 千 kL、浄化槽汚泥は 329.6 千 kL であり、そのうちの大部分がし尿処理施設又は下水道投入によって処理されています。



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

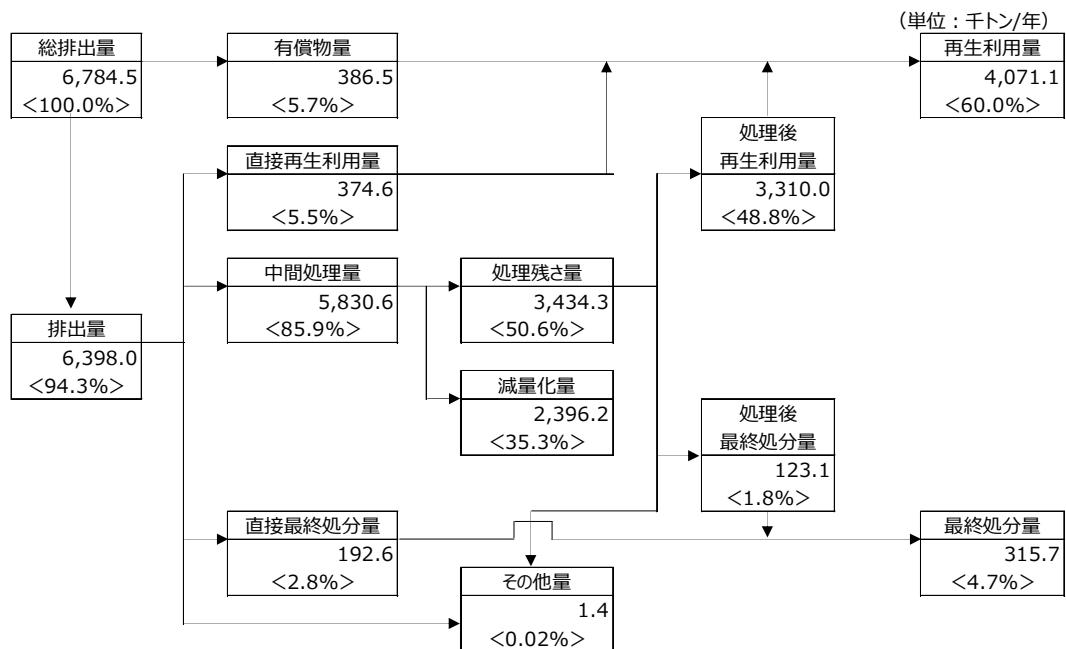
図 2-2-8 し尿処理の推移



2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理状況

令和5（2023）年度の総排出量及び処理量は、図2-2-10のとおりです。総排出量（特別管理産業廃棄物を含む）は6,785千トンとなっており、中間処理³⁰による減量化量は2,396千トン（35.3%）で、資源化量（有償物量、直接再生利用量、処理後再生利用量の合計）は4,071千トン（60.0%）、最終処分量（直接最終処分量、処理後最終処分量の合計）は316千トン（4.7%）となっています。



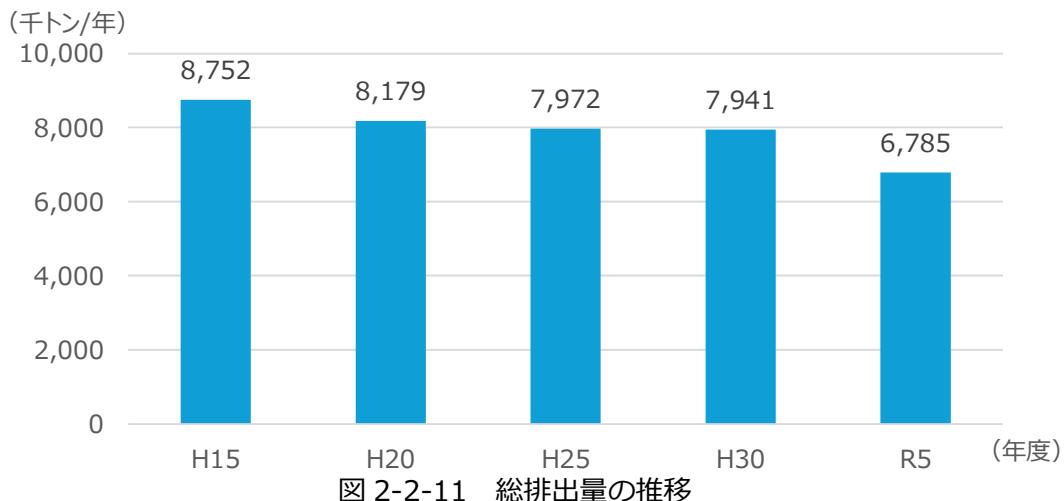
注1) < >は総排出量に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-2-10 総排出量及び処理量（令和5年度）

① 排出状況

総排出量の推移は、図2-2-11のとおりです。平成20（2008）年度から平成30（2018）年度までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和5（2023）年度の総排出量は平成30（2018）年度と比較して大きく減少しています。



○ 種類別の排出状況

令和5（2023）年度の種類別の排出割合は、図2-2-12のとおりです。汚泥が2,472千トン（36.4%）と最も多く、次いで、がれき類1,233千トン（18.2%）、ばいじん723千トン（10.7%）、燃え殻356千トン（5.2%）、動物のふん尿355千トン（5.2%）、木くず276千トン（4.1%）、金属くず257千トン（3.8%）となり、これら7種類で全体の約8割を占めています。

また、種類別の総排出量の推移は、表2-2-2のとおりです。令和5（2023）年度は平成30（2018）年度と比較して、燃え殻、木くず、ゴムくず、動物のふん尿は増加していますが、汚泥、ばいじん等の発生量が大きく減少しています。

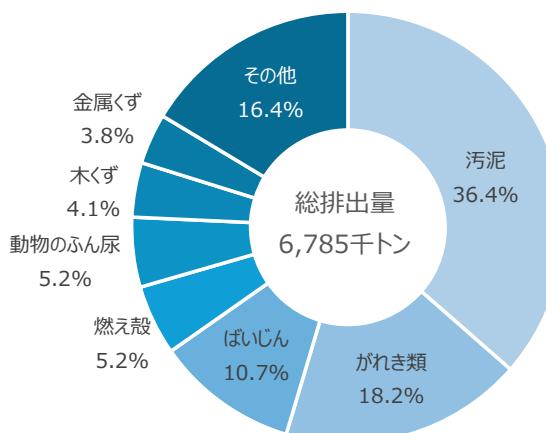


図2-2-12 種類別の排出割合（令和5年度）

表2-2-2 種類別の総排出量の推移

（単位：千トン/年）

廃棄物種類	H25		H30		R5		
	総排出量	構成比（%）	総排出量	構成比（%）	総排出量	構成比（%）	H30比（%）
合計	7,972.4	100.0	7,941.0	100.0	6,784.5	100.0	85.4
燃え殻	170.4	2.1	207.8	2.6	356.1	5.2	171.4
汚泥	3,256.6	40.8	3,210.0	40.4	2,472.0	36.4	77.0
廃油	133.0	1.7	201.4	2.5	165.9	2.4	82.4
廃酸	151.2	1.9	157.7	2.0	146.1	2.2	92.7
廃アルカリ	116.3	1.5	173.8	2.2	120.5	1.8	69.3
廃プラスチック類	197.6	2.5	231.4	2.9	169.6	2.5	73.3
紙くず	9.5	0.1	22.1	0.3	16.0	0.2	72.4
木くず	143.0	1.8	225.2	2.8	276.4	4.1	122.8
繊維くず	1.7	0.0	1.6	0.0	0.8	0.0	53.5
動植物性残さ	38.0	0.5	40.7	0.5	38.2	0.6	94.0
動物系固形不要物	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.5	0.0	0.2	0.0	0.4	0.0	241.7
金属くず	932.4	11.7	290.0	3.7	257.1	3.8	88.7
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	211.1	2.6	210.4	2.6	164.8	2.4	78.3
鉱さい	281.3	3.5	301.0	3.8	223.9	3.3	74.4
がれき類	1,016.1	12.7	1,279.4	16.1	1,233.4	18.2	96.4
ばいじん	883.6	11.1	1,060.1	13.3	722.8	10.7	68.2
動物のふん尿	386.8	4.9	283.0	3.6	355.0	5.2	125.5
動物の死体	1.0	0.0	2.1	0.0	1.2	0.0	55.7
上記以外の産業廃棄物	40.5	0.5	43.2	0.5	64.3	0.9	148.8

○ 業種別の排出状況

令和5（2023）年度の業種別の排出割合は、図2-2-13のとおりです。製造業が3,362千トン（49.6%）と最も多く、総排出量の約半分を占め、次いで、建設業1,460千トン（21.5%）、電気・水道業の1,327千トン（19.6%）となり、これら3業種で全体の約91%を占めています。

また、業種別の総排出量の推移は、表2-2-3のとおりです。農業等（林業、漁業を含む）、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、サービス業は増加傾向にあり、鉱業、建設業、製造業、電気・水道業は減少傾向にあります。

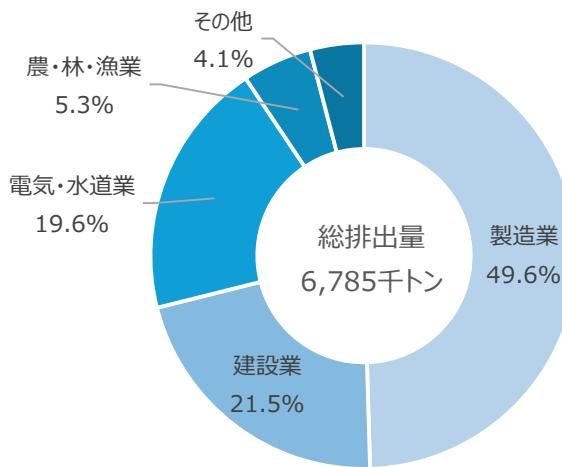


図2-2-13 業種別の排出割合（令和5年度）

表2-2-3 業種別の総排出量の推移

(単位：千トン/年)

業種	H25		H30		R5		
	総排出量	構成比(%)	総排出量	構成比(%)	総排出量	構成比(%)	H30比(%)
合計	7,972.4	100.0	7,941.0	100.0	6,784.5	100.0	85.4
農業 林業 漁業	388.3	4.9	286.8	3.6	358.0	5.3	124.8
鉱業	21.7	0.3	1.5	0.0	0.7	0.0	44.0
建設業	1,524.7	19.1	1,573.7	19.8	1,460.1	21.5	92.8
製造業	4,053.7	50.8	3,997.9	50.3	3,361.8	49.6	84.1
化学	1,567.9	19.7	1,814.7	22.9	1,640.9	24.2	90.4
鉄鋼	691.4	8.7	788.1	9.9	525.9	7.8	66.7
パルプ・紙	369.7	4.6	467.8	5.9	450.3	6.6	96.3
窯業・土石	168.1	2.1	452.3	5.7	299.7	4.4	66.3
食料品	118.1	1.5	63.0	0.8	121.2	1.8	192.3
その他製造業	1,138.5	14.3	412.0	5.2	323.8	4.8	78.6
電気・水道業	1,911.8	24.0	1,830.4	23.1	1,327.2	19.6	72.5
運輸業・郵便業	14.5	0.2	7.1	0.1	21.1	0.3	299.2
卸売業・小売業	14.5	0.2	69.5	0.9	76.4	1.1	109.9
サービス業*	43.0	0.5	174.1	2.2	179.2	2.6	102.9

※) 情報通信業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業の合計

② 処理状況

処理状況の推移は、図 2-2-14 のとおりです。平成 20（2008）年度以降、減量化量、再生利用量は、ほぼ横ばいの状況でしたが、令和 5（2023）年度は総排出量が大きく減少したことによって、減量化量、再生利用量、最終処分量ともに平成 30（2018）年度と比較して減少しています。リサイクル率は減量化量の多い汚泥の発生量が減少したことにより上昇し、60.0%となっています。

また、最終処分率は平成 30（2018）年度に一時的に増加したものの、令和 5（2023）年度は 4.7%と再び減少に転じました。

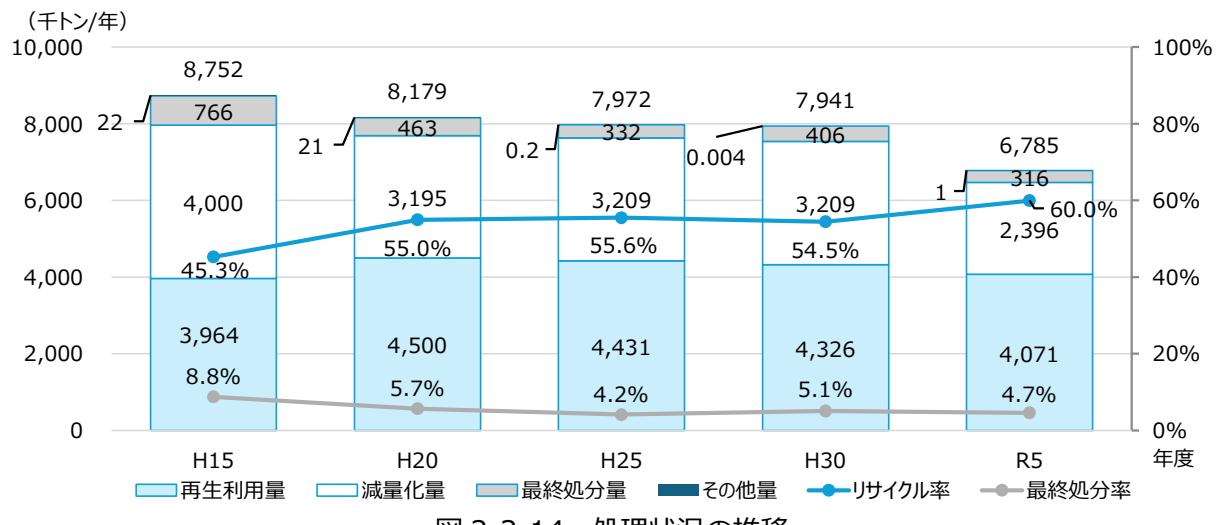


図 2-2-14 処理状況の推移

令和 5（2023）年度の種類別の処理状況は、図 2-2-15 のとおりです。再生利用量が 9 割以上の高い品目は、動物のふん尿（100.0%）、木くず（94.9%）、金属くず（94.9%）、燃え殻（94.0%）、紙くず（93.7%）等となっている一方、汚泥は中間処理による減量化量が 82.4% となっています。

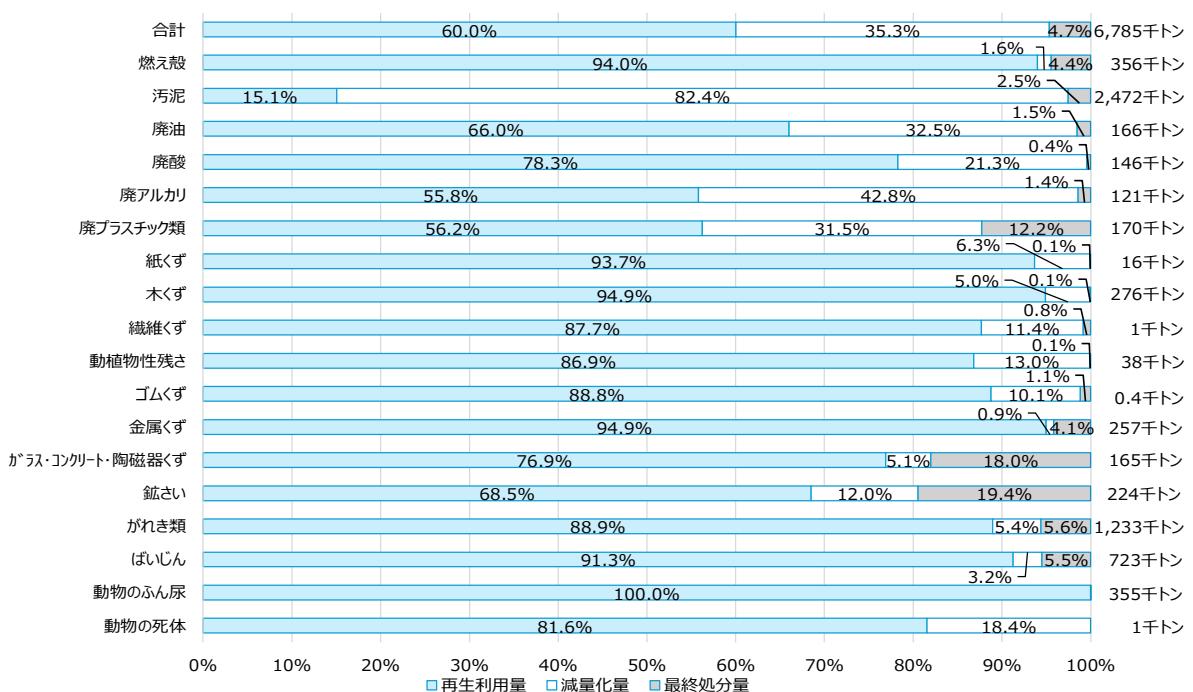


図 2-2-15 種類別の処理状況（令和 5 年度）

○ 再生利用（リサイクル）の状況

令和5（2023）年度の種類別・用途別の再生利用量及び割合は、図2-2-16及び表2-2-4のとおりです。種類別ではがれき類が1,096千トン（26.9%）と最も多く、次いで、ばいじん660千トン（16.2%）、汚泥372千トン（9.1%）、動物のふん尿355千トン（8.7%）、燃え殻335千トン（8.2%）となっています。

また、用途別ではセメント原材料への利用が1,648千トン（40.5%）と最も多く、次いで、再生骨材・路盤材1,079千トン（26.5%）、肥料又はその原料376千トン（9.2%）、土木・建設資材351千トン（8.6%）、鉄鋼原料184千トン（4.5%）となっています。

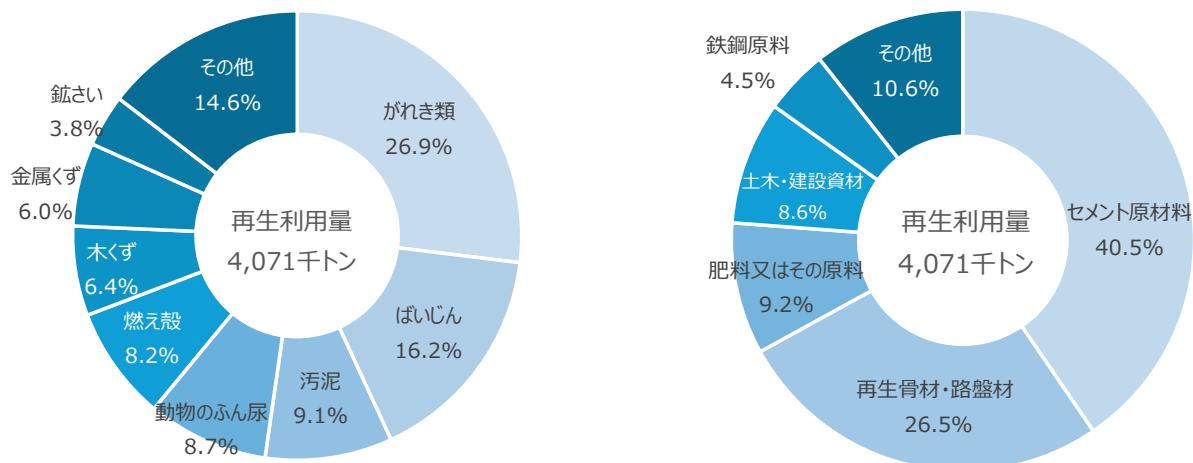


図2-2-16 種類別・用途別の再生利用割合（令和5年度）

表2-2-4 種類別・用途別の再生利用量

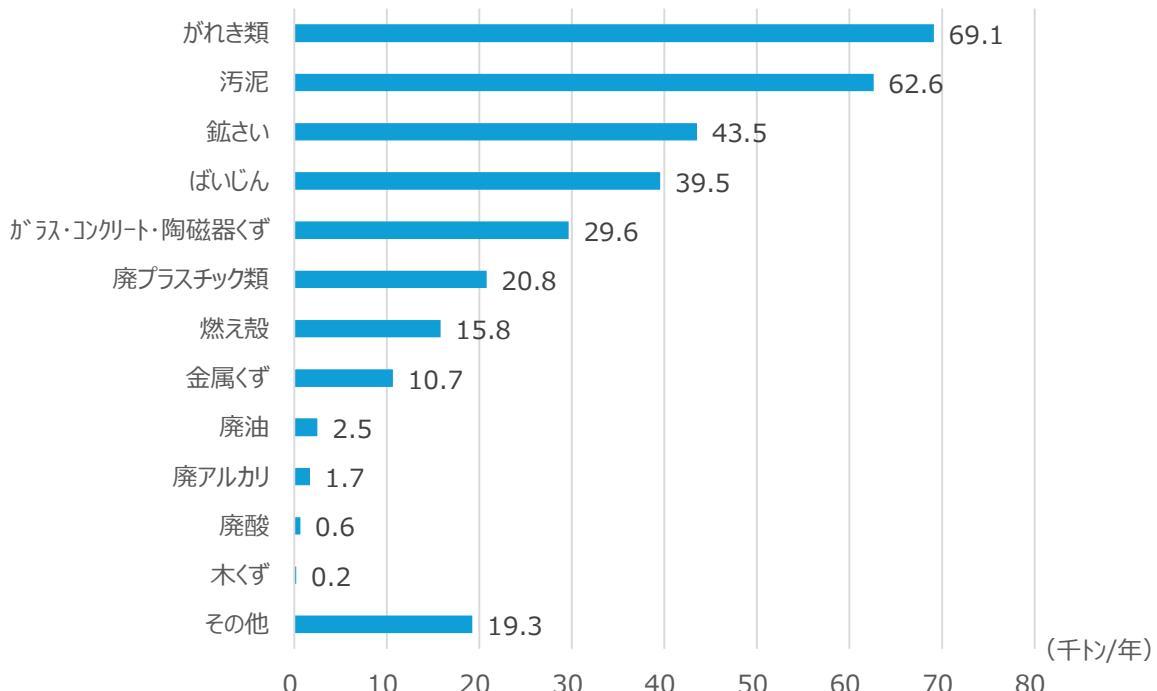
（単位：千トン/年）

廃棄物種類	合計	セメント原材料	再生骨材・路盤材	肥料又はその原料	土木・建設資材	鉄鋼原料	木炭・炭化物	非鉄金属等原材料	プラスチック原材料	土壤改良材	燃料又はその原料	飼料又はその原料	パルプ・紙原材料	再生木材・合板	ガラス原材料	中和剤	再生タイヤ	再生油・再生溶剤	高炉還元	その他
合計	4,071	1,648	1,079	376	351	184	176	42	38	34	27	21	16	11	1		1	65		
燃え殻	335	331	3	1																
汚泥	372	338	1	7	3			2		20									2	
廃油	110	99									8								1	
廃酸	114	96		1		1													17	
廃アルカリ	67	62					1				3								1	
廃プラスチック類	95	31	17		1	3			38		2								2	
紙くず	15	2					1				1		10							
木くず	262	34	1	4	8		174			12	12		6	11					1	
繊維くず	1																			
動植物性残さ	33	4		9								19							1	
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	244		38		1	178		22			2								2	
ガラス・コアクト・陶磁器くず	127	32	64		27									1					2	
鉱さい	153	6	111		35			1											1	
がれき類	1,096	9	825		250														12	
ばいじん	660	578	17		24			18		1									22	
動物のふん尿	355			355										1						
動物の死体	1																			
その他産業廃棄物	30	25	2		1														1	

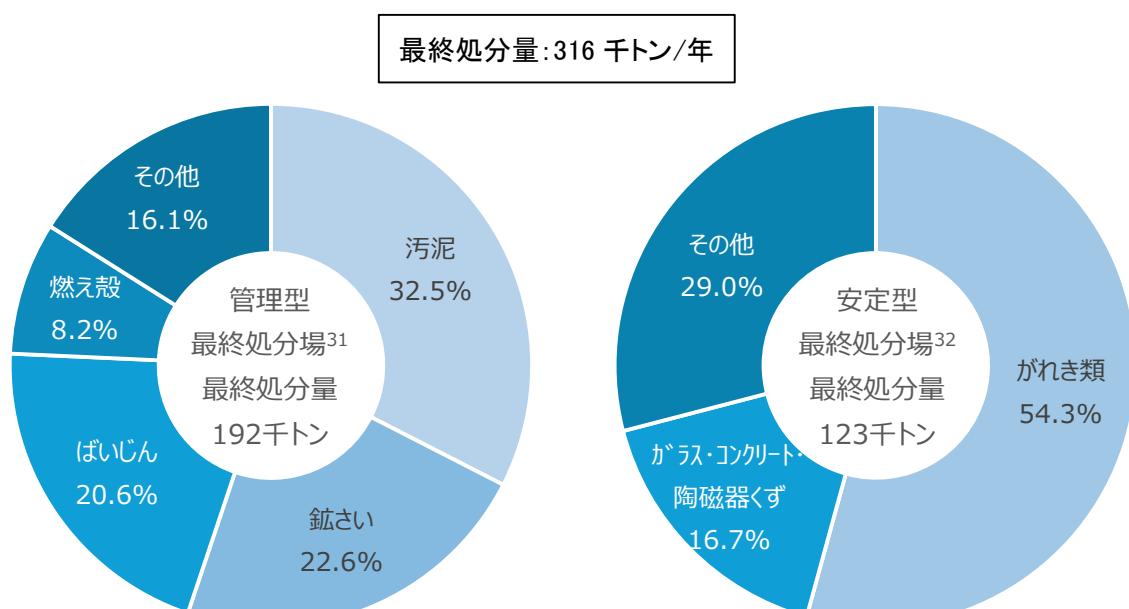
注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

○ 最終処分の状況

令和5（2023）年度の種類別の最終処分量及び割合は、図2-2-17のとおりです。最終処分量316千トンの内訳を種類別にみると、がれき類が69千トン（安定型の54.3%）、汚泥63千トン（管理型の32.5%）、鉱さい44千トン（管理型の22.6%）、ばいじん40千トン（管理型の20.6%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず30千トン（管理型の4.7%と安定型の16.7%）となっています。



注) 図中の品目区分は、中間処理によって種類が変わっても排出時の種類で捉えている。例えば、廃油、廃酸、廃アルカリは排出時の種類で捉え、焼却処理等の中間処理後の残さの埋立処分(最終処分)量を示している。



注) 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

図2-2-17 種類別の最終処分量及び割合（令和5年度）

また、種類別の最終処分量の推移は、表 2-2-5 のとおりです。平成 30（2018）年度と比較して、種類別では、燃え殻、汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい及びばいじん等が減少しています。

表 2-2-5 種類別の最終処分量の推移

(単位：千トン/年)

廃棄物 の種類	H25		H30		R5		
	処分量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)	H30 比 (%)
合計	332.4	100	406.1	100	315.7	100	77.7
燃え殻	4.8	1.5	19.8	4.9	15.8	5.0	79.9
汚泥	73.7	22.2	83.7	20.6	62.6	19.8	74.8
廃油	2.5	0.8	1.2	0.3	2.5	0.8	210.4
廃酸	0.4	0.1	0.5	0.1	0.6	0.2	131.5
廃アルカリ	1.3	0.4	1.2	0.3	1.7	0.5	145.3
廃プラスチック類	27.2	8.2	14.0	3.5	20.8	6.6	148.2
紙くず	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	17.8
木くず	2.4	0.7	0.5	0.1	0.2	0.1	47.4
繊維くず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.6
動植物性残さ	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	96.1
動物系固形不要物	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3
金属くず	3.5	1.0	1.0	0.2	10.7	3.4	1,053.5
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	35.1	10.6	35.7	8.8	29.6	9.4	83.1
鉱さい	82.3	24.8	115.3	28.4	43.5	13.8	37.8
がれき類	49.3	14.8	62.7	15.4	69.1	21.9	110.2
ばいじん	26.6	8.0	52.4	12.9	39.5	12.5	75.5
動物のふん尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
動物の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
上記以外の産業廃棄物	22.4	6.7	18.1	4.5	19.0	6.0	104.7

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、これらを処分先別にみると、表 2-2-6 のとおり、最終処分は、県内が 74%、県外が 26% 処分されています。安定型処分場の対象品目については、県内処分が約 9 割以上を占めていますが、管理型処分場の対象品目については、県内処分が約 6 割にとどまっており、約 4 割が県外の処分場で最終処分されています。

表 2-2-6 処分先別の最終処分の状況（令和 5 年度 単位：千トン/年）

	管理型	安定型	計
小計	192(100%)	123(100%)	316(100%)
県内処分	112(58%)	121(98%)	232(74%)
県外処分	81(42%)	3(2%)	84(26%)

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 特別管理産業廃棄物³³処理の状況

令和5（2023）年度の総排出量及び処理量は、図2-2-18のとおりです。総排出量は235千トンで、このうち焼却・溶融や中和等の中間処理によって58千トン（24.7%）が減量化され、169千トン（71.6%）が再生利用され、9千トン（3.7%）が埋立等により最終処分されています。

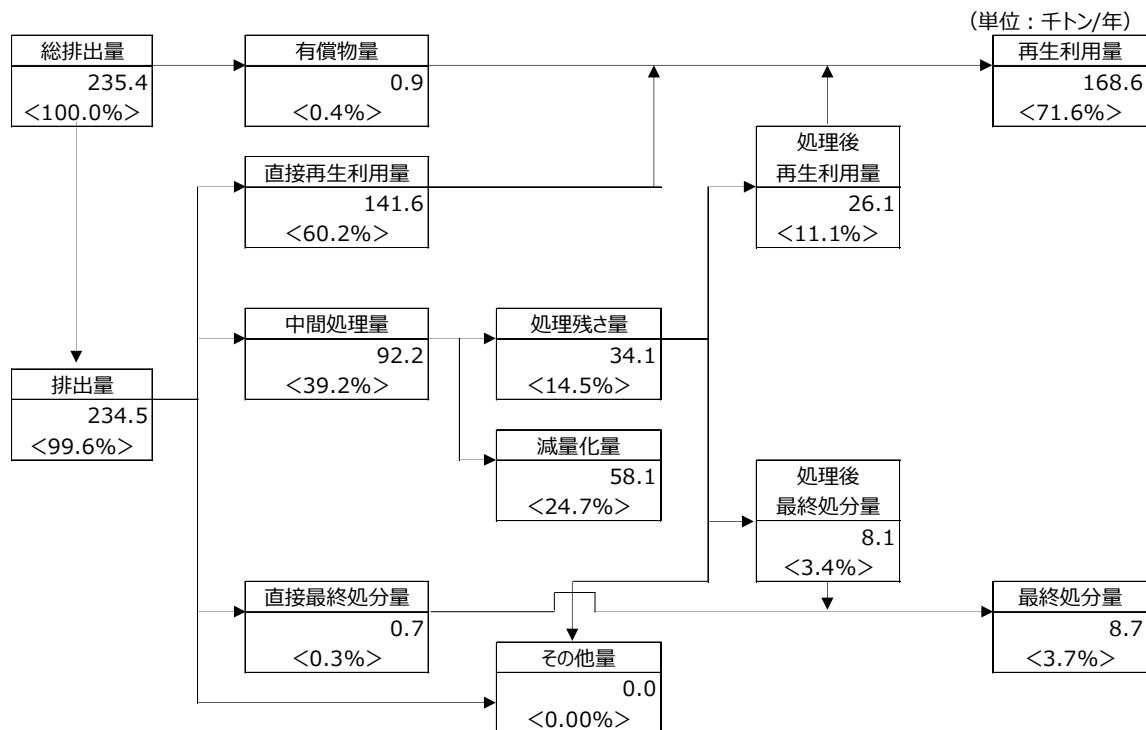


図2-2-18 総排出量及び処理量（令和5年度）

令和5（2023）年度の種類別の総排出量は図2-2-19のとおりです。腐食性廃酸が58千トン（24.6%）で最も多く、以下、特定有害廃油 56千トン（23.9%）、可燃性廃油 48千トン（20.2%）等となっています。

また、業種別の総排出量は、図2-2-20のとおりで、製造業が総排出量のほとんど（94.5%）を占めています。

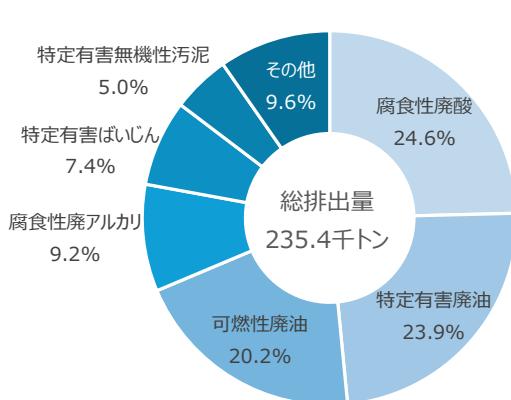


図2-2-19 種類別の総排出量（令和5年度）

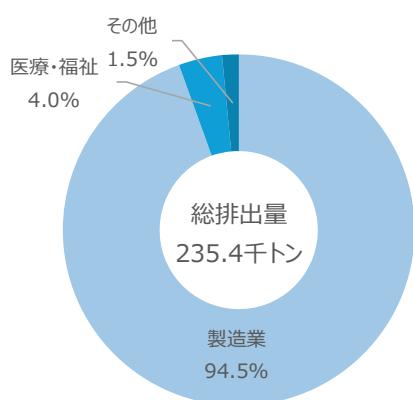


図2-2-20 業種別の総排出量（令和5年度）

(3) 産業廃棄物の広域移動状況

県内で排出した産業廃棄物 6,785 千トンのうち、排出事業者自らが行った中間処理、再生利用及び保管等その他量を除く処理対象量(自己最終処分量+委託処理量)は 3,325 千トンです。処理対象量のうち、県内で処理された量は 2,568 千トン (77%) であり、県外へ搬出され処理された量は 757 千トン (23%) となっています。

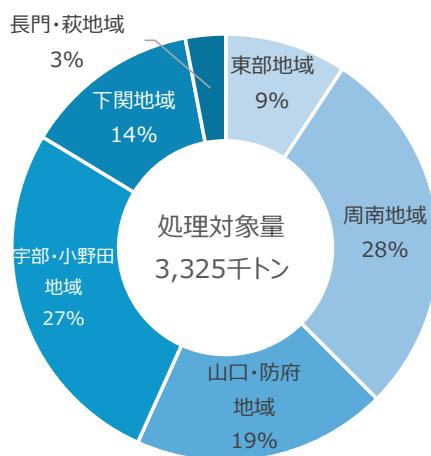


図 2-2-21 発生地域別の処理対象量
(令和5年度)

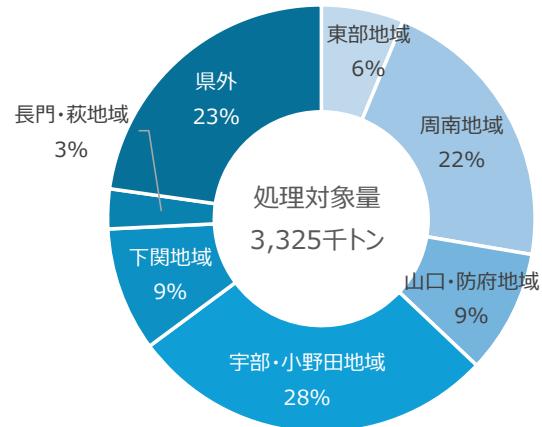


図 2-2-22 処理地域別の処理対象量
(令和5年度)

① 地域別の処理状況

地域別の処理状況は、図 2-2-23 のとおりです。

排出地域内で処理される産業廃棄物は、宇部・小野田地域が最も多く 567 千トン、これに周南地域の 529 千トンが続いています。また、県外で処理される産業廃棄物は周南地域が最も多く 254 千トン、宇部・小野田地域が 251 千トンとなっています。

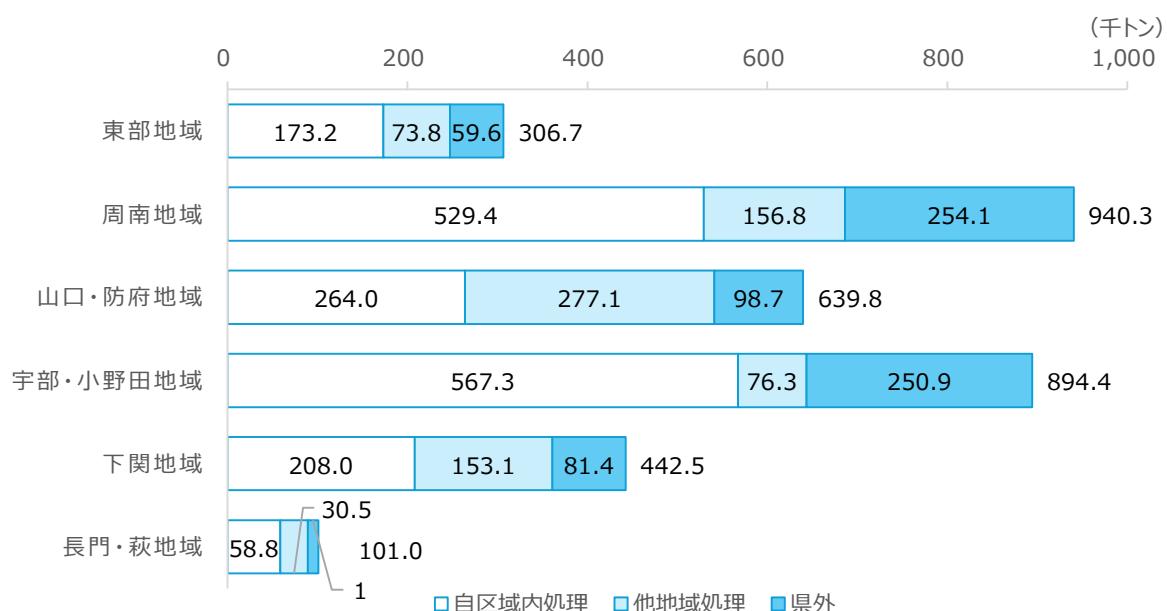


図 2-2-23 地域別の処理状況

② 県内から県外への搬出状況

県内から県外への搬出状況は、表 2-2-7 及び図 2-2-24 のとおりです。福岡県への搬出が 459 千トン (60.6%) で最も多く、以下、広島県 196 千トン (25.9%)、岡山県 47 千トン (6.3%) 等となり、県外搬出の約 9 割が福岡県と広島県に集中しています。

種類別にみると、ばいじんが 222 千トン (29.4%) と最も多く、汚泥 181 千トン (23.9%)、鉱さい 76 千トン (10.1%)、燃え殻 65 千トン (8.6%)、がれき類 45 千トン (5.9%) 等となっています。

表 2-2-7 県内から県外への搬出状況

(単位：千トン)

区分	県外搬出量							
	項目	福岡県	広島県	岡山県	長崎県	大分県	その他	合計
種類別内訳	ばいじん	185	25	0	0	4	8	222
	汚泥	105	45	22	7	0	1	181
	鉱さい	42	30	0	1	0	5	76
	燃え殻	34	13	13	0	1	5	65
	がれき類	16	28	0	0	0	1	45
	その他	77	56	12	9	9	4	168
処理内訳	中間処理	411	184	47	17	13	23	695
	最終処分	47	12	0	0	1	1	62
合計		459	196	47	17	14	24	757

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

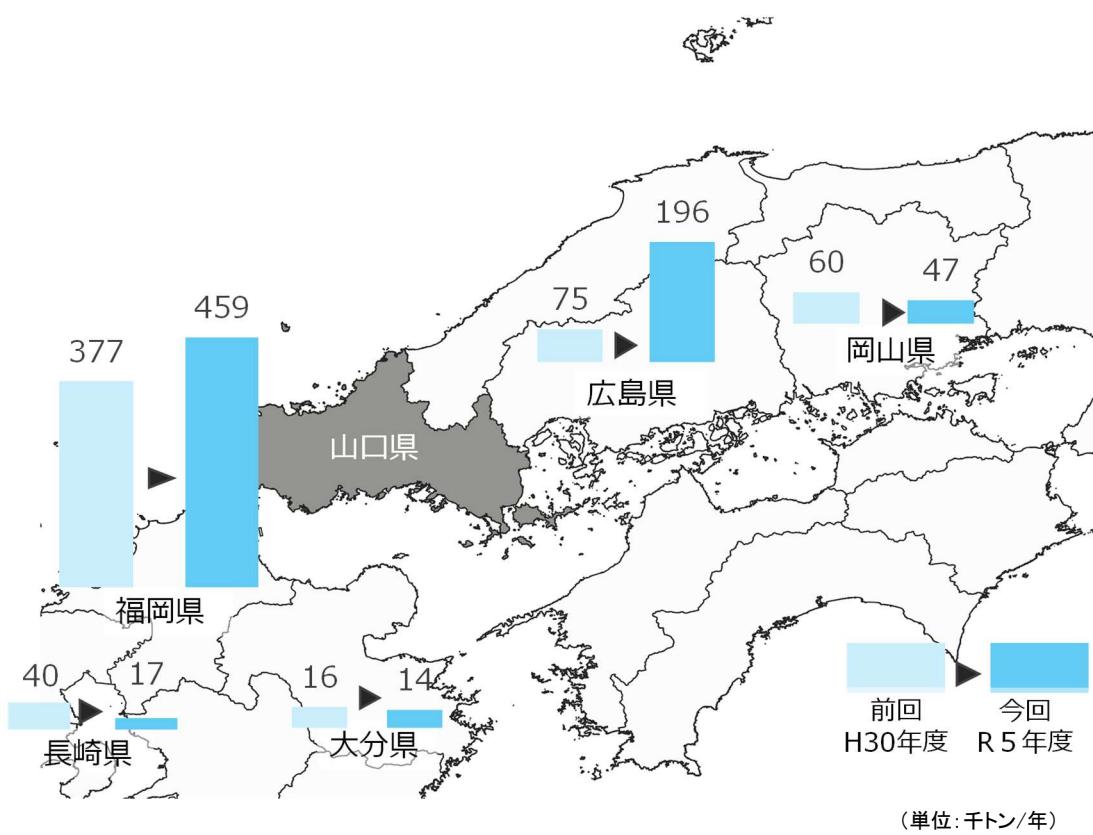


図 2-2-24 県内から県外への搬出状況の推移

③ 県外から県内への搬入状況

県外から県内への搬入状況は、表 2-2-8 及び図 2-2-25 のとおりです。

県内搬入量の合計は 1,445 千トンとなっています。県別内訳では、広島県が 279 千トン (19.3%) と最も多く、次いで、福岡県 264 千トン (18.3%)、島根県 124 千トン (8.6%)、愛知県 114 千トン (7.9%)、兵庫県 101 千トン (7.0%) となっており、近県だけでなく、近畿・東海圏からも搬入されています。

種類別では、ばいじんが 651 千トン (45.0%) と最も多く、次いで、汚泥 330 千トン (22.8%)、廃プラスチック類 149 千トン (10.3%)、鉱さい 90 千トン (6.2%) となっており、これら 4 種類で県外から県内への搬入量の約 9 割を占めています。

表 2-2-8 県外から県内への搬入状況

(単位 : 千トン)

区分	県内搬入量							
	項目	広島県	福岡県	島根県	愛知県	兵庫県	その他	合計
種類別内訳	ばいじん	104	38	73	60	76	300	651
	汚泥	85	75	6	16	6	142	330
	廃プラスチック類	35	30	1	9	12	62	149
	鉱さい	1	84	0	0	6	0	90
	燃え殻	8	1	2	9	0	20	40
処理内訳	その他	46	36	42	20	1	42	187
	中間処理	275	249	123	114	100	558	1,419
	最終処分	4	15	1	0	1	6	27
合計		279	264	124	114	101	566	1,445

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(出典) 令和 6 年度 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書
(広域移動状況編 令和 5 年度実績 統計表) 環境省環境再生・資源循環局 (令和 7 年 3 月)

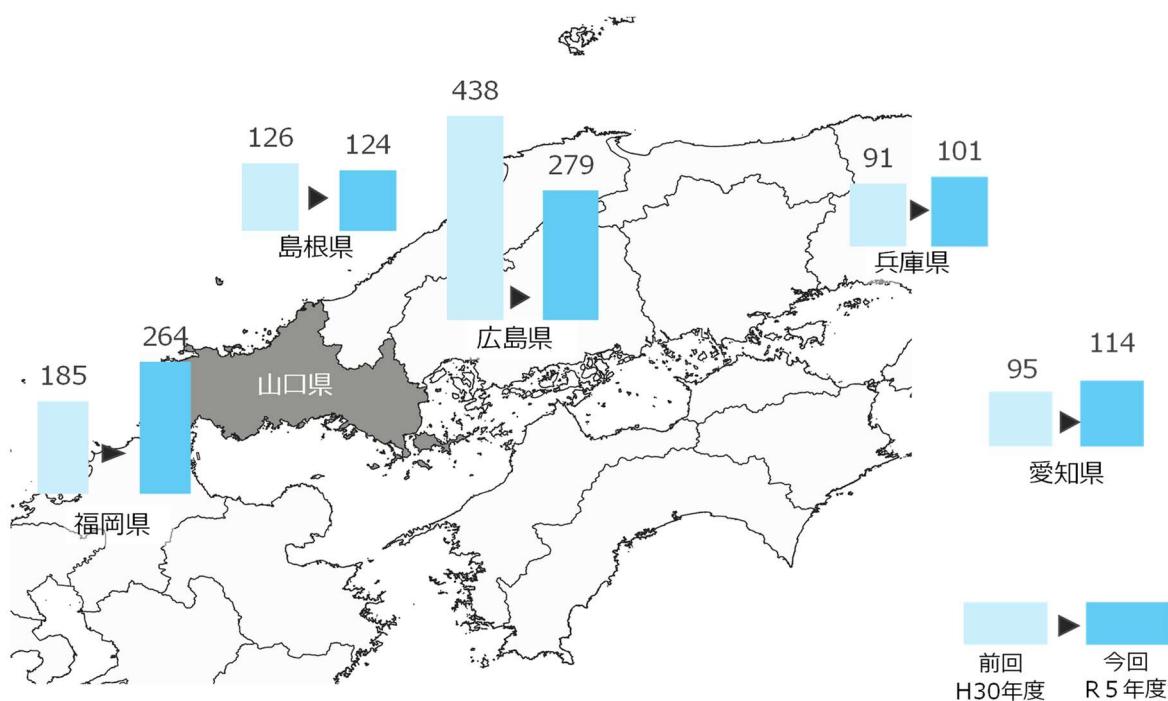


図 2-2-25 県外から県内への搬入状況の推移

第3節 これまでの取組の評価と課題

1 第4次計画の進捗状況

(1) 目標の進捗状況

循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の目標の進捗状況は、次のとおりです。現状（令和5（2023）年度）では、計画に掲げた、一般廃棄物の減量に関する5項目及び産業廃棄物の減量に関する3項目の全8項目の目標のうち、5項目が達成又は達成見込み（○）ですが、3項目については、更なる取組が必要（△）です。

① 一般廃棄物の減量に関する目標（5項目）

- 総排出量を424千トン以下とする。
- リサイクル率を35%以上とする。
- 最終処分量を22千トン以下とする。
- 1人1日当たりの家庭排出ごみ量を462グラム以下とする。
- 1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量を20グラム以下とする。

一般廃棄物の「総排出量」は、基準年度である平成30（2018）年度に比較して排出抑制が図られており、目標を達成できる見込みです。

「最終処分量」については現状（令和5年度）において、目標年次（令和7年度）の目標を達成しています。

一方、「リサイクル率」、「1人1日当たりの家庭排出ごみ量」、「1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量」については更なる取組が必要です。

表2-3-1 一般廃棄物の減量に関する進捗状況（5項目）

区分	基 準 (H30)	現 状 (R5)	目 標 (R7)	進捗 状況
総排出量 [千トン]	499	454	424	○
リサイクル率 [%] ^{*1} (再生利用量 [千トン])	30.6 (153)	30.5 (138)	35 (148)	△
減量化量 [千トン]	321	296	254	
最終処分量 [千トン]	26	20	22	○
1人1日当たりの家庭排出ごみ量 ^{*2} [g/人・日]	527	511	462	△
1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量 ^{*3} [g/人・日]	35 (令和元年度)	30	20	△

*1) 計画はごみ発電による熱エネルギー回収を含む値

*2) 家庭から排出されるごみのうち、資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算したもの

*3) 家庭から排出されるごみのうち、分別回収された容器包装プラスチック及びペットボトルごみ量を1人1日当たりに換算したもの

(2) 産業廃棄物の減量に関する目標（3項目）

- 総排出量を8,110千トン以下とする。
- リサイクル率を56%以上とする。
- 最終処分量を400千トン以下とする。

産業廃棄物の減量に係る目標は、現状（令和5年度）において、全ての項目で目標年次（令和7年度）の目標値を達成しています。

表 2-3-2 産業廃棄物の減量に関する進捗状況（3項目）

区分	基 準 (H30)	現 状 ^{*1} (R5)	目 標 (R7)	進捗 状況
総排出量 [千トン]	7,941	6,785	8,110	◎
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	54.5 (4,326)	60.0 (4,071)	56 (4,542)	◎
減量化量 [千トン]	3,209	2,396	3,168	
最終処分量 [千トン]	406	316	400	◎

※1) 「その他量」を記載していないため、総排出量と個々の計が一致しない

(3) 目標達成に向けた取組指標の進捗状況（19項目）

一般廃棄物及び産業廃棄物の減量に関する目標達成に向け、第4次計画では、19の項目を取組指標として設定しています。19項目のうち9項目は、目標年度に対して順調に推移しています。

表 2-3-3 取組指標の進捗状況（19項目）

区分	基 準 (R1)	現 状 (R5)	目 標 (R7)	進捗 状況 ^{*1}
資源ごみ店頭回収 ³⁴ 量（食品トレー、ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶）[トン]	1,619 (H30 年度)	1,731	2,000	★★☆☆☆
やまぐち食べきり協力店 ³⁵ 店舗数 [店舗]	325	387	420	★★★★☆
ぶち工コやまぐち宣言 ³⁶ 数（事業所）[件]	—	1,078	2,000 ^{*2}	★★★★☆
ぶち工コやまぐち宣言数（家庭）[件]	—	10,479	20,000 ^{*2}	★★★★☆
容器包装廃棄物の分別収集回収率 [%]	38.6	40.2	43.0	★★★★☆
エコ・ファクトリー ³⁷ 認定事業所数（累計）[事業所]	74	82	100	★★☆☆☆
山口県認定リサイクル ³⁸ 製品数（累計）[製品]	485	515	570	★★☆☆☆
バイオマス（熱利用）の導入件数 [件]	150	— ^{*3}	205 ^{*2}	—
バイオマス（林地残材）利用量 [トン]	54,560	66,887	60,000	★★★★★
農業用使用済廃プラのリサイクル率 [%]	79	124	80	★★★★★
家畜排せつ物に由来する堆肥量 [千トン]	215	193	241 ^{*2}	☆☆☆☆☆
建設廃棄物のリサイクル率 [%]	96.9 (H30 年度)	— ^{*4}	96.9	—
医療、ヘルスケア、環境・エネルギー、水素、バイオ関連分野の事業化件数（累計）[件]	94	152	110 ^{*5}	★★★★★
優良産廃処理業者 ³⁹ 認定割合 [%]	7.3	8.0	10	★★☆☆☆
河川・海岸清掃活動参加人数 [人]	116,549	87,176 (R4 年度)	140,000	☆☆☆☆☆
環境学習 ⁴⁰ 参加人数 [人]	74,581 (H24～R1 平均)	92,902	85,000 ^{*2}	★★★★★
ISO14001 ⁴¹ ・EA21 ⁴² 認定取得団体数（累計）[団体]	284	313	320 ^{*2}	★★★★☆
県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率 [%]	73.1	69.8	75 以上 ^{*2}	☆☆☆☆☆
高齢者へのごみ出し支援市町数	4 市	9 市町	15 市町	★★☆☆☆

*1 目標年度（R7 年度、R12 年度）の目標値に対する進捗率で評価

*2 R12 年度目標

*3 実態を把握することが困難なため R5 末から未集計

*4 現在調査中（R7 年度末公表予定）

*5 R6 年度目標

★ 3～5 順調に推移

★ 0～2 更なる取組が必要

(2) 重点プロジェクトの進捗状況【4項目】

重点プロジェクトを関連する目標の進捗状況からみると、全ての重点プロジェクトについて一定の成果を挙げているものの、個別の数値目標や進捗状況については、更なる取組が必要となっています。

表 2-3-4 第4次計画の重点プロジェクトの計画概要

主な取組や推進の方向性		主な数値目標と進捗状況		
ぶち工口やまぐち3R県民運動の推進	□プラスチックごみ削減の推進	<u>目標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参運動、ワンウェイプラスチックの削減 ■プラスチックごみ削減の普及啓発の実施 		
	□山口県食品ロス削減推進計画に基づく取組の推進	<u>目標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物総排出量 424 千トン ◎ ・一般廃棄物リサイクル率 35% △ ・一般廃棄物最終処分量 22 千トン ◎ ・1人1日当たり家庭排出ごみ量 462g/人・日 △ ・1人1日当たり家庭排出プラスチックごみ量 20g/人・日 △ 		
	□多様な分野での3R県民運動の推進	<u>取組指標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ店頭回収量 2,000 トン ★★★☆☆ ・やまぐち食べきり協力店 420 店舗 ★★★★☆ 		
次世代を担う資源循環産業の強化	□地域特性を活かした地域循環圈 ⁴⁶ の構築	<u>目標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との共生等に配慮しながら、関係事業者等の連携による県内の産業特性を活用した地域循環圈の構築を支援 		
	□資源循環型産業の育成支援	<u>目標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物総排出量 8,110 千トン ◎ ・産業廃棄物リサイクル率 56% ◎ 		
	□エコ・ファクトリー やリサイクル製品の認定拡大	<u>取組指標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ・ファクトリー認定事業所数(累計) 100 事業所 ★★★☆☆ ・山口認定リサイクル製品数 570 製品 ★★★☆☆ ・バイオマス(林地残材)利用量 60,000 トン ★★★★★ ・畜糞排せつ物に由来する堆肥量 241 千トン ☆☆☆☆☆ 		
廃棄物の適正処理の推進	□排出事業者責任 ⁵⁰ の徹底	<u>目標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物総排出量 8,110 千トン ◎ ・産業廃棄物リサイクル率 56% ◎ ・産業廃棄物最終処分量 400 千トン ◎ 		
	□PCB廃棄物 ⁵¹ の適正処理の促進	<u>取組指標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・優良産廃処理業者認定割合 10% ★★★☆☆ 		
	□優良産廃処理業者の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ■講習会等による育成支援や、優良産廃処理業者に対する優遇措置等の実施 		
	□不適正処理監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■不適正処理の早期発見・早期対応 		
	□公共関与による広域処理体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■広域最終処分場による適正処理体制の確保、後継処分場の整備検討 		
海洋ごみ対策の充実強化	□多様な主体による回収・処理の促進	<u>取組指標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸清掃活動参加者数 140,000 人 ☆☆☆☆☆ ・環境学習参加人数 85,000 人 ★★★★★ 		
	□内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と連携した発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■日韓8県市道による漂着ごみの一斉清掃期間を設定し、発生抑制等の促進 ■流域圏の多様な主体と連携し、海洋プラスチックごみの発生抑制対策を推進 ■水産振興や地域活性化等も見据えた幅広い視点による普及啓発を実施 		
	□推進体制の運営	<ul style="list-style-type: none"> ■山口県海岸漂着物対策推進協議会⁵²を中心とした情報共有と実践活動を展開 		

目標	取組指標
◎ 達成見込み	★ 3～5 順調に推移
○ 順調に推移	★ 0～2 更なる取組が必要
△ 更なる取組が必要	

2 取組に関する課題

(1) これまでの取組の課題

① 一般廃棄物

(ア) 発生・排出抑制（リデュース⁵⁴⁾

本県の1人1日当たりの家庭排出ごみ量は図2-3-1のとおり、近年はやや低下傾向にあるものの、令和5（2023）年度は511グラムであり、全国平均である475グラムを上回っています。

また、県内ブロック別1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、市町の人口構成や分別区分等の違いにより、ブロック毎に差が生じているため、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

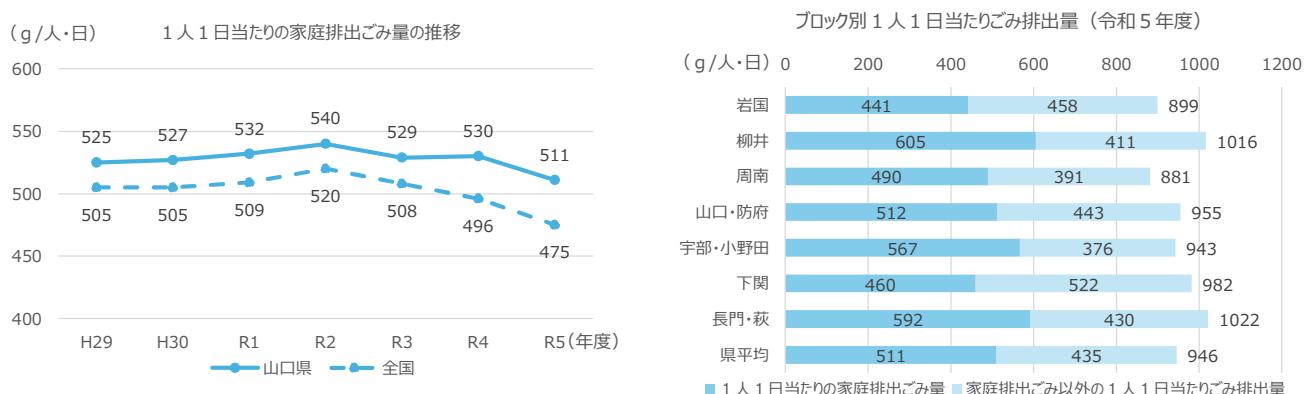


図2-3-1 1人1日当たりの家庭排出ごみ量

加えて、事業系ごみと生活系ごみ別のごみの総排出量は図2-3-2のとおりです。

ごみ総排出量は近年減少傾向にありますが、事業系ごみは概ね横ばいで推移していることから、事業系ごみの発生・排出抑制に向けた取組が必要となります。

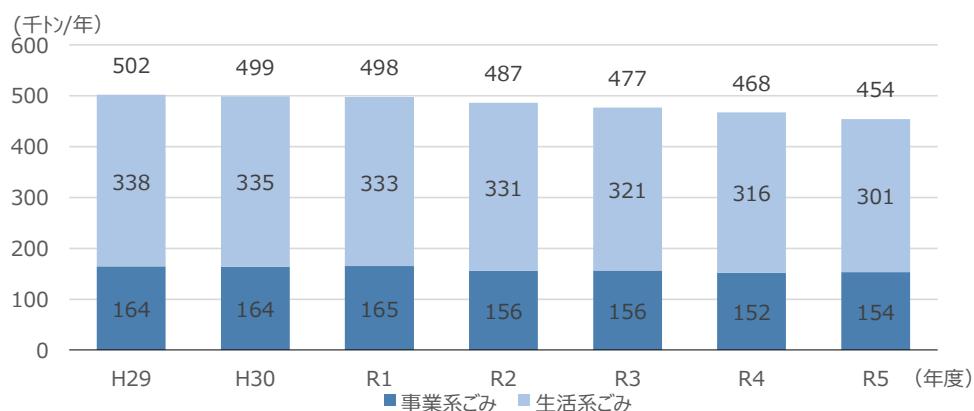


図2-3-2 事業系ごみと生活系ごみの排出量の推移

(イ) リサイクルの推進

第4次計画における一般廃棄物のリサイクル率算定では、ごみ発電による熱回収を含むリサイクル率を用いています。ごみのリサイクル率は、図2-3-3のとおり、近年はペーパーレス化等の影響等により低下傾向にあるものの、可燃ごみ中に資源化可能な資源物が混入していることも考えられるため、分別排出の徹底が必要となります。

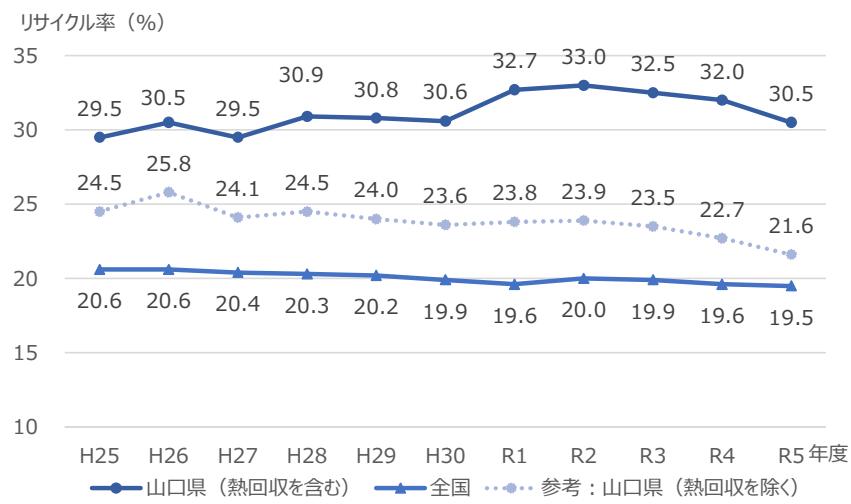
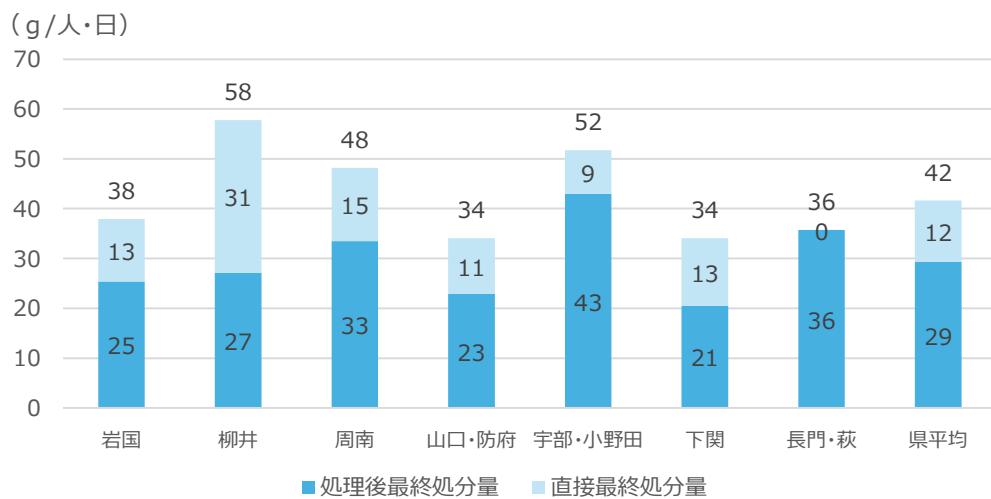


図2-3-3 ごみのリサイクル率の推移

(ウ) 最終処分量の削減

本県のブロック別及び県平均での1人1日当たりの最終処分量は、図2-3-4のとおりです。ブロック別でみると、処理後最終処分量は、地域差が大きいことから、地域（市町）の実情に応じた施設の運用見直しや発生・排出抑制等の取組などにより、最終処分量の削減を図る必要があります。



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-3-4 ごみのブロック別1人1日当たりの最終処分量（令和5年度）

② 産業廃棄物

(ア) 発生・排出抑制（リデュース）

産業廃棄物の発生量は、事業活動や景気の動向などの経済的な影響も少なくないことから、排出抑制及び再資源化を進める必要があります。

(イ) リサイクルの推進

汚泥やがれき類など、廃棄物の種類によっては、再生利用されずに最終処分される割合が高いものがあり、事業者、優良産廃処理業者等による循環利用の取組を一層推進していく必要があります。

(ウ) 最終処分量の削減

汚泥、がれき類など最終処分量が多い廃棄物については、発生・排出抑制、循環利用を促進し、最終処分量を削減していく必要があります。

③ 重点プロジェクト

第4次計画に掲げた4つの重点プロジェクトについては、以下の課題に対応するため、引き続き県内における循環型社会づくりの推進に向け、取組を継続していく必要があります。

(ア) ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進

1人1日当たりの家庭排出ごみ量が全国平均を上回っている状況が続いていることや、一般廃棄物のリサイクル率は低下傾向にあることから、今後は、県民一人ひとりの意識改革に加えて、行動変容を促す効果的な普及啓発や、市町における分別収集品目の拡大など、より実効性のある施策を展開していく必要があります。

(イ) 次世代を担う資源循環型産業の強化

【循環型産業の育成支援】

エコ・ファクトリー認定事業者数やリサイクル製品認定数の目標が未達成であり、この背景には、認定制度の認知度不足や、事業者にとっての申請手続きの負担感、認定取得のメリットが十分に浸透していないことなどが考えられます。今後は、制度の周知強化や申請支援の充実、認定製品の販路拡大支援など、事業者が積極的に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

【廃棄物処理等における3Rや排出事業者責任の徹底】

排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理を徹底するとともに、廃棄物等の3Rの推進や拡大生産者責任⁵⁵に基づく環境配慮設計⁵⁶など事業者による先進的な取組をより一層推進していくことが求められます。

【再生可能エネルギー関連廃棄物の適正処理と資源化】

脱炭素の潮流において、化石燃料を使用する石炭火力発電所から木質バイオマス発電所への転換が進んでおり、県内においても木質バイオマス発電施設が増加していることから、木質バイオマス燃料灰の発生量は今後も増加が見込まれます。バイオマス焼却灰は、カリウム等の有用成分を含むことから、肥料等への資源化が期待されるものの、重金属などの含有状況や性状のばらつき、需要先の確保などの課題があり、資源化が十分に進んでおらず資源化体制の構築が求められます。

(ウ) 廃棄物の適正処理の推進

【公共関与による広域処理体制の確保】

産業廃棄物については、排出事業者責任が原則ですが、県内の管理型最終処分場については、民間事業者による設置が、平成 15（2003）年に許可したものを最後に 20 年以上にわたって行われておらず、新たな設置が困難な状況にあることを踏まえると、その適正処理体制を確保するためには、公共関与による広域処理体制の確保を図っていく必要があります。

【PCB 廃棄物の適正処理】

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特別措置法）により、県内の PCB 含有変圧器及びコンデンサー等の低濃度 PCB 廃棄物⁵⁷の処分期間は令和 8（2026）年度末までと定められており、「山口県 PCB 廃棄物処理計画⁵⁸」（令和 6（2024）年 10 月改定）に基づき、処分期間内の適正処理に向けて対策を進めていく必要があります。

また、PCB 廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正処理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB 特別措置法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、引き続き監視・指導を行う必要があります。

【優良産廃処理業者の育成支援】

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアしている優れた能力及び実績がある処理業者を県が認定する制度ですが、本県の優良産廃処理業者認定割合は 8.4%（令和 7（2025）年度）にとどまっています。

このため、優良産廃処理業者認定の取得支援や認定事業者への優遇措置の拡充（人材確保・育成等に関する支援）などにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図っていく必要があります。

また、産業廃棄物処理業界において、人材不足等の課題が顕著であることから、業界全体へ必要な支援を推進していく必要があります。

(工) 海洋ごみ対策の充実強化

海洋ごみ問題が世界的に注目されている中、特に、分解されずに長期間海に残ってしまうプラスチックは、生態系への悪影響などが懸念されるため問題視されており、県においても山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）⁵⁹に基づく取組を一層実践していく必要があります。

また、本県の海岸における日韓海峡を越えて漂着するごみに加え、瀬戸内海に漂流するごみに対応するため、日韓8県市道による国際連携や「瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワーク」を通じた広域連携を強化する必要があります。

(2) 新たな課題

① ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が必要

国の循環計画では、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が重点戦略として位置付けられており、これまでの廃棄段階を中心とした3Rの取組に加え、製品の設計・製造段階から使用・廃棄・再生に至るまでのライフサイクル全体を通じた資源循環の取組が求められています。本県においてもサーキュラーエコノミーの考え方に基づく循環型社会の構築が不可欠であり、製品設計段階からのリサイクルしやすい設計、消費者の行動変容、リサイクル技術の高度化など、各段階での取組を統合的に推進する必要があります。

② 脱炭素化の観点からも燃やされているプラスチックの削減が必要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、廃棄物分野においても脱炭素化への貢献が不可欠となっています。特に、焼却処理されているプラスチック類については、化石燃料由来であることから、CO₂排出量削減の観点からも、発生・排出抑制の徹底とともに、マテリアルリサイクル⁶⁰やケミカルリサイクル⁶¹の更なる推進が求められます。

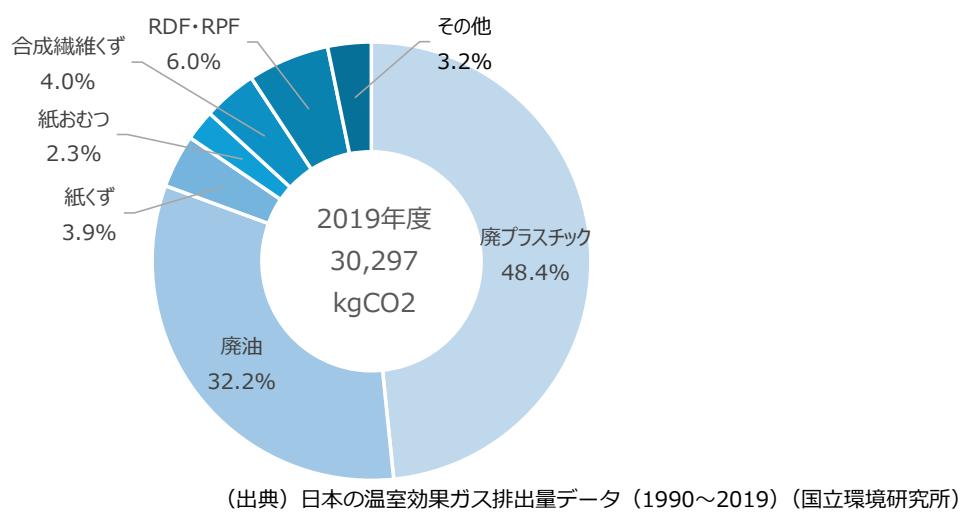


図2-3-5 廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO₂排出量の内訳

③ 国内外での新たな規制への対応

プラスチック資源循環促進法や、令和6（2024）年5月に公布された再資源化事業等高度化法などの新たな法制度への対応に加え、欧州を中心に再生材利用を求める動きが拡大しています。特に、ELV 規制（使用済み自動車に関するEU規則）では、欧州に輸出する自動車メーカーに対して一定割合の再生利用材の使用が義務付けられるなど、国際的な資源循環の要請が強まっています。

県内に立地する輸送用機械器具製造業や、石油化学コンビナート等においては、これらの新たな制度や要請に適切に対応した処理・リサイクル体制を構築する必要があります。

④ 人口減少・少子高齢化に伴う働き手の不足

本県では、人口減少・少子高齢化が進行しており、廃棄物処理業界での人手不足も深刻化しています。今後はDX⁶²やAI等の先進技術の導入による業務の効率化や運営体制の見直しに加え、労働環境の改善、待遇の向上など魅力ある職場づくりを通じた若手人材の確保・育成、多様な媒体を活用した効果的な人材募集などの対策が必要です。

⑤ 持続可能な適正処理に向けた広域処理体制の確保

一般廃棄物の処理施設については、人口減少に伴うごみ発生量の減少や老朽化が進行する中で、施設の長寿命化や更新に多額の費用を要することから、市町単独での施設整備・維持管理が困難となる場合も想定されます。

また、地震・豪雨等の大規模災害による災害廃棄物の適正処理に向けた市町の連携強化に加え、中国地方や九州地方との広域連携も視野に入れた処理体制の整備、災害廃棄物処理計画の実効性向上なども踏まえた広域処理体制の確保が必要となります。

⑥ その他

事業用太陽光発電設備から発生する太陽光パネルは、2030年代後半以降、固定価格買取制度の導入により設置されたパネルの大量排出が見込まれており、適正なリサイクル体制の構築が急務となっています。国においても太陽光パネルのリサイクルの推進に向けた検討が進められており、県内においても排出事業者による適正処理の徹底、リサイクル処理施設の整備促進などが求められます。

また、近年、家庭から排出される小型充電式電池（リチウムイオン電池等）がごみに混入して排出されることにより、廃棄物処理施設等において発火・火災事故が頻発しています。このため、市町における分別排出の徹底や拠点回収の拡充、住民への適正排出に関する啓発強化など、安全な回収・処理体制の確立が求められます。

第3章 基本方針・目標

第1節 基本方針

1 基本的な考え方

県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働して取組を進める「自助」「共助」「公助」の視点に基づいて、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を推進することを基本とします。

サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会形成に向けた

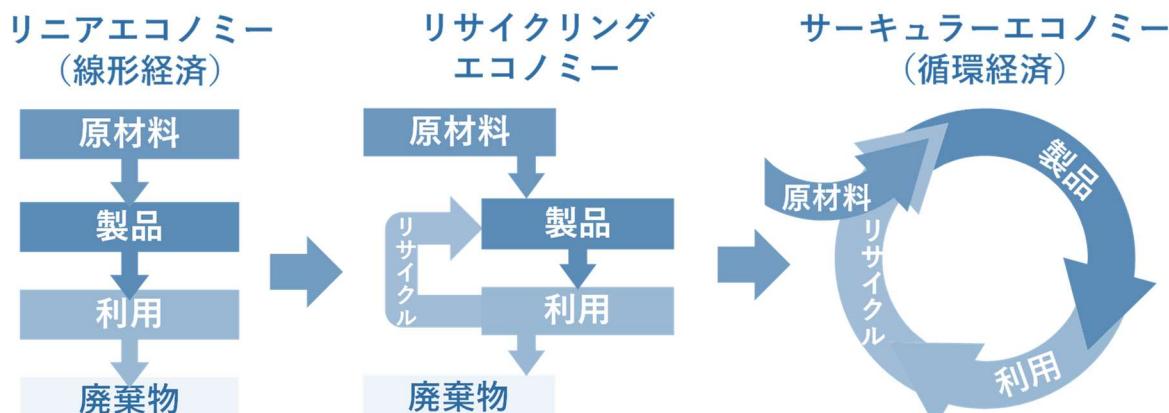
県民総参加による徹底した資源循環の推進

«重点分野» プラスチックの資源循環の取組強化

コラム サーキュラーエコノミー

これまで経済活動は大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした「リニアエコノミー（線形経済）」として展開されてきました。その後、現在の廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクルといった3Rの取組を推進する「リサイクリングエコノミー」へと転換が進められてきましたが、今後は更に一步進んで、資源を循環させながら付加価値を生み出す「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が求められています。

サーキュラーエコノミーとは、「従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの」です。また、サーキュラーエコノミー型の循環ビジネスは、コストの改善、技術・サービスのイノベーションの加速、新たなビジネスの創出などの効果も期待されます。



出典：「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」(2016)より作成

図 3-1-1 サーキュラーエコノミー

また、「やまぐち未来維新プラン」に基づき、「次代につなげる持続可能な社会づくり推進プロジェクト」について、次に示す4つの柱による取組を総合的かつ計画的に進めています。

なお、取組の推進に当たっては、本県の恵まれた交通基盤や瀬戸内海沿岸部に広がる臨海工業地帯等の地域特性及び基礎素材型産業⁶³の集積等の産業特性を最大限に活用するとともに、デジタル変革（DX）の進展、脱炭素社会への移行、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化に的確に対応していきます。

循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会を統合的に推進し、相乗効果を発揮させることで、持続可能な社会の構築を目指します。

3R+（プラス）の推進

徹底的な資源循環に向け、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組に加え、他の取組をプラスする「3R+（プラス）^{※64}」を推進します。

※「3R+（プラス）」とは、これまでの3Rの取組に加え、県民、事業者、行政等のそれぞれが資源循環の必要性をジブンゴトとして捉え、できる取組を一つでもプラスして実践することを目指すものです。

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処分については、排出事業者責任を原則として、処理の見える化や人材の育成・確保などにより適正な処理を推進します。

廃棄物の適正処理体制の確保

廃棄物の適正処理体制や広域処理体制の確保を図るとともに、役割分担の明確化と連携を進め、地域の実情や社会情勢の変化に応じた処理体制の整備を図ります。

循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

地域における各主体の連携・協働のもと、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、循環型社会を担う「人づくり・地域づくり」のため、行動変容の促進に向けた環境学習・環境教育や、廃棄物・資源循環の専門人材の育成・確保を推進します。

2 施策展開の基本方針

(1) 3 R + (プラス) の推進

サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成には、循環型社会形成推進基本法の、発生抑制（リデュース）を最優先とし、次に再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順に取り組むという3Rの優先順位を基本としつつ、従来の3Rの取組に加えて、県民一人ひとりによる徹底した資源循環の取組が必要です。

このため、生産、流通、消費、廃棄、処理などの各段階において、県民・事業者・行政等の適切な役割分担の下で、これらの優先順位などを考慮した取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

そこで、第5次計画では、循環型社会の形成を目指し、それぞれの段階において徹底した資源循環が図られるよう、従来の3Rに+（プラス）した取組を促すスローガンとして「3R+（プラス）」を掲げ、「3R+（プラス）の推進」を図ります。

県民、事業者、行政等のそれぞれが資源循環の必要性をジブンゴトとして捉え、できる取組を一つでもプラスして実践することで、県民総参加による「3R+（プラス）」を進め、徹底した資源循環を推進していきます。

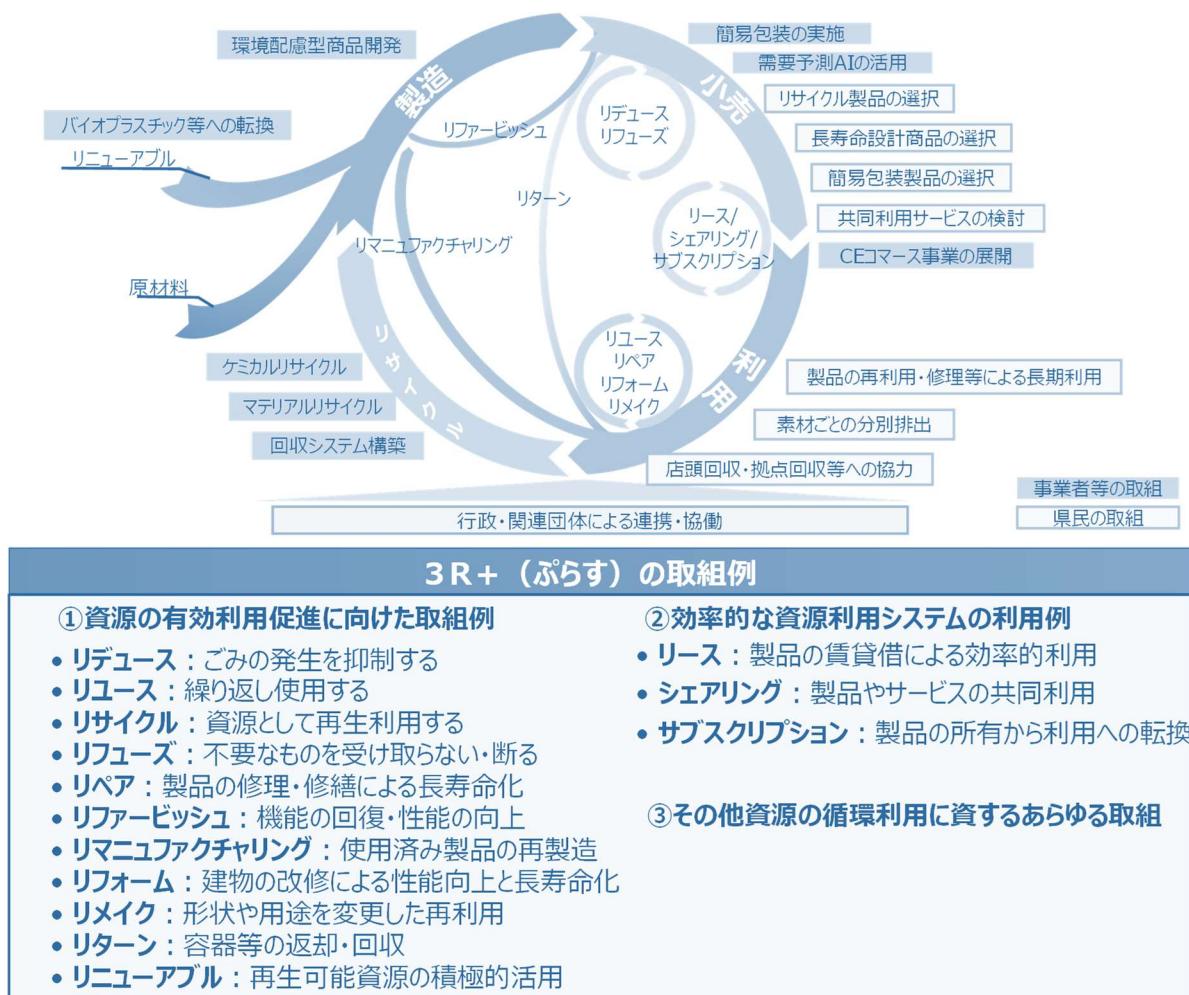


図 3-1-2 3R+（プラス）の取組のイメージ

事業者は、排出事業者責任と拡大生産者責任の原則の下、ライフサイクル全体での資源循環が進むよう、製品等の開発・製造段階での環境配慮設計や流通・販売段階での容器包装の抑制、製品を長く、効率的に利用する取組、プラスチック等の循環資源⁶⁵の回収やマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルなどを進めます。

県民は、購入、使用、廃棄の各段階で資源循環につながる取組が進むよう、環境配慮製品の選択や長期使用、リユース品の活用や循環資源の適切な分別・排出など実践的な取組を進めます。

県は、本県の主要な産業である化学、石油・石炭、セメント、鉄鋼等の基礎素材型産業やエネルギー関連産業の高度な技術・設備・人材等を活用し、動脈産業（製造業・小売業等）と静脈産業（廃棄物処理・リサイクル業）の事業者間（動静脈企業）の連携強化や再資源化処理の高度化などを支援します。また、市町や処理業者は、資源循環を考慮した収集・処理や、資源循環が技術的・経済的に困難な場合は電気や熱（温水）としてのエネルギー回収利用を進めます。

（2）廃棄物の適正処理の推進

循環型社会形成推進基本法において、廃棄物処理における優先順位は、発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収となっており、それでもなお発生する廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、適正に処理をする必要があります。

一般廃棄物については、市町が処理責任を有することを踏まえ、県は市町と連携しながら、廃棄物処理施設の計画的な整備・更新や適切な維持管理を支援するとともに、処理基準の遵守や環境負荷の低減に向けた技術的助言を行います。

産業廃棄物については、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であり、排出から最終処分に至るまでの処理過程において、法令遵守（コンプライアンス⁶⁶）の徹底を図るため、排出事業者に対する教育・啓発活動を強化するとともに、処理業者に対しては、許可制度の厳格な運用、立入検査の実施、優良認定事業者への優遇措置等により、処理の透明性と信頼性の向上を図ります。また、電子マニフェストの普及促進を含め、マニフェスト⁶⁷制度の適切な運用により、処理の各段階における情報管理・トレーサビリティ⁶⁸を強化し、不適正処理の監視と未然防止に努めます。

また、災害廃棄物については、適正かつ円滑・迅速な処理と、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要です。平時における一般廃棄物処理システムを考慮しつつ、実際に大規模災害が発生した場合に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県災害廃棄物処理計画⁶⁹の改定や、市町等への災害廃棄物処理対策に関する研修や人材育成に必要な指導・助言を行います。

（3）廃棄物の適正処理体制の確保

県及び市町は、生活環境の保全と産業活動の健全な発展を推進するため、適正な処理体制の確保を図ります。

一般廃棄物の処理においては、人口減少や財政制約が進む中、県は国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえ、市町間の連携による広域処理体制の構築や施設の集約化・効率化を支援し、持続可能な処理体制の確保を図ります。

また、産業廃棄物の処理においては、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置について「山

「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱⁷⁰」による事前協議や、県独自に設置する「山口県廃棄物処理施設設置計画専門委員会⁷¹」における専門家による事前審査を行い、厳正に対処することで県民の安心・安全の確保に努めます。

産業廃棄物の処理は排出事業者責任が原則ですが、管理型最終処分場については、民間事業者による設置が困難な状況にあることを踏まえ、将来にわたり、生活環境の保全、産業活動の健全な発展を確保する観点から、県内全域からの産業廃棄物を受け入れる公共関与広域最終処分場の整備、運営等により適正処理体制を確保します。

また、人口減少・少子高齢化の進展に伴う課題に対応するため、ごみの分別や排出が困難になる等の懸念もあり、地域の実情に応じた収集・運搬体制の見直しや、ICT・AI等の新技術の活用も視野に入れた効率的で持続可能な処理体制の構築を目指します。

災害時における廃棄物処理については、頻発化・激甚化する自然災害に備え、災害発生時に適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理体制を確保できるよう、国や関係団体等との広域的な連携・協力体制の整備を進めます。

海洋プラスチックごみ問題については、県、市町、民間団体、住民・ボランティア等の多様な主体が連携・協働し、地域の実情に応じた発生抑制から回収・処理・再資源化までの一体的な対策を展開します。

(4) 循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

循環型社会を担う人づくり・地域づくりのために、県民が日常生活において、廃棄物の減量化・リサイクルや省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した3R+(プラス)の取組を実施し、ライフスタイルとして定着できるよう、行動変容の促進に向けた環境学習・環境教育を推進します。

また、3R+(プラス)の取組や廃棄物の適正処理を推進するためには、事業者、行政等の取組はもとより、県民の廃棄物に対する理解と協力が不可欠であるため、県民に対して積極的な情報提供や普及啓発に努めます。

さらに、動脈連携や事業者の徹底した資源循環の取組を支援するための専門人材の育成・確保を推進します。

第2節 将来予測

1 一般廃棄物の総排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったごみ総排出量の将来予測は、図3-2-1のとおりです。また、現状の対策や処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は、表3-2-1のとおりです。

その結果、令和7（2025）年度の総排出量は436千トン（令和5（2023）年度と比較して4.0%減）、また、令和12（2030）年度の総排出量は407千トン（同：10.5%減）と予測されます。

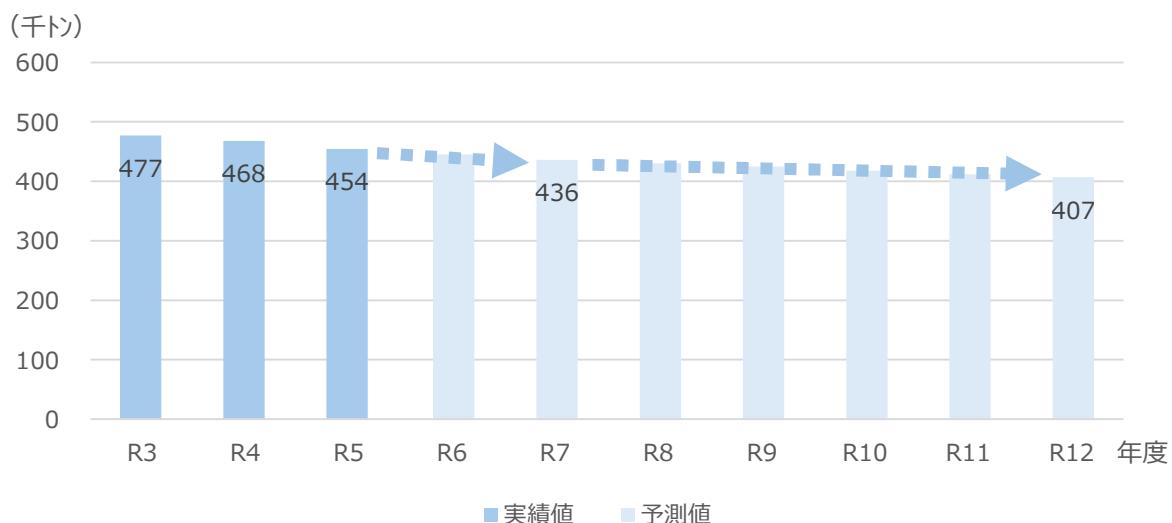


図3-2-1 ごみ総排出量の将来予測

表3-2-1 ごみ処理量の将来予測（単位：千トン/年）

処理状況	R5	R7		R12	
		R5年度比 (%)	R5年度比 (%)	R5年度比 (%)	R5年度比 (%)
総排出量	454.2	436.1	96.0	406.6	89.5
資源化量	98.1 (21.6%)	92.4 (21.2%)	94.2	77.8 (19.1%)	79.4
直接資源化量	19.7	18.5	94.1	15.5	78.7
処理後資源化量	72.2	67.9		56.8	
集団回収量	6.1	5.9	96.0	5.5	89.5
減量化量	335.9	324.5	96.6	310.9	92.5
最終処分量	20.0	19.2	96.0	17.9	89.5
直接最終処分量	5.9	5.7		5.3	
処理後最終処分量	14.1	13.5		12.6	

注) 資源化量の下段()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=資源化量/総排出量(%表示)

四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) し尿

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったし尿及び浄化槽汚泥の総排出量の将来予測は、図 3-2-2 のとおりです。また、現状の対策や処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は、表 3-2-2 のとおりです。

その結果、し尿及び浄化槽汚泥の総排出量は、人口減少とともに令和 7（2025）年度が 388 千キロリットル（令和 5（2023）年度と比較して 6.2% 減）、令和 12（2030）年度が 342 千キロリットル（同：17.4% 減）と減少することが予測されます。

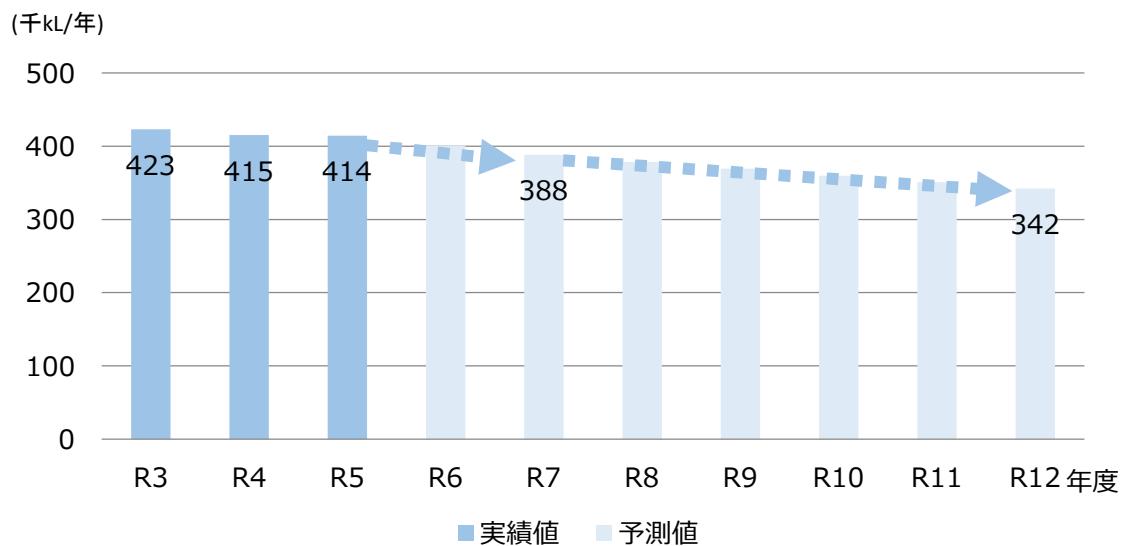


図 3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測

表 3-2-2 し尿処理量の将来予測 (単位 : 千 kL/年)

処理状況	R 5	R 7		R 12	
		R5年度比 (%)	R5年度比 (%)	R5年度比 (%)	R5年度比 (%)
総排出量	414.1	387.0	93.8	342.0	82.6
し尿収集量	82.1	75.1	91.4	60.9	74.2
浄化槽汚泥収集量	329.6	311.0	94.3	279.3	84.7
自家処理量	2.4	2.2	93.2	1.8	74.5
処理量	411.7	386.0	93.8	340.2	82.6

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2 産業廃棄物の総排出量及び処理量の見込み

実態調査結果及び経済予測指標（従業者数や製造品出荷額、元請完成工事高等）を基にした産業廃棄物の総排出量の将来予測は図3-2-3のとおりです。将来予測にあたっては、県内で稼働を予定しているバイオマス発電所や、多量排出事業者⁷²の事業計画等を踏まえた予測モデルとしています。

業種ごとの現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は表3-2-3のとおりです。

その結果、令和7（2025）年度の総排出量は6,572千トン（令和5（2023）年度と比較して3.1%減）、また、令和12（2030）年度の総排出量は6,113千トン（同9.9%減）となることが予測されます。

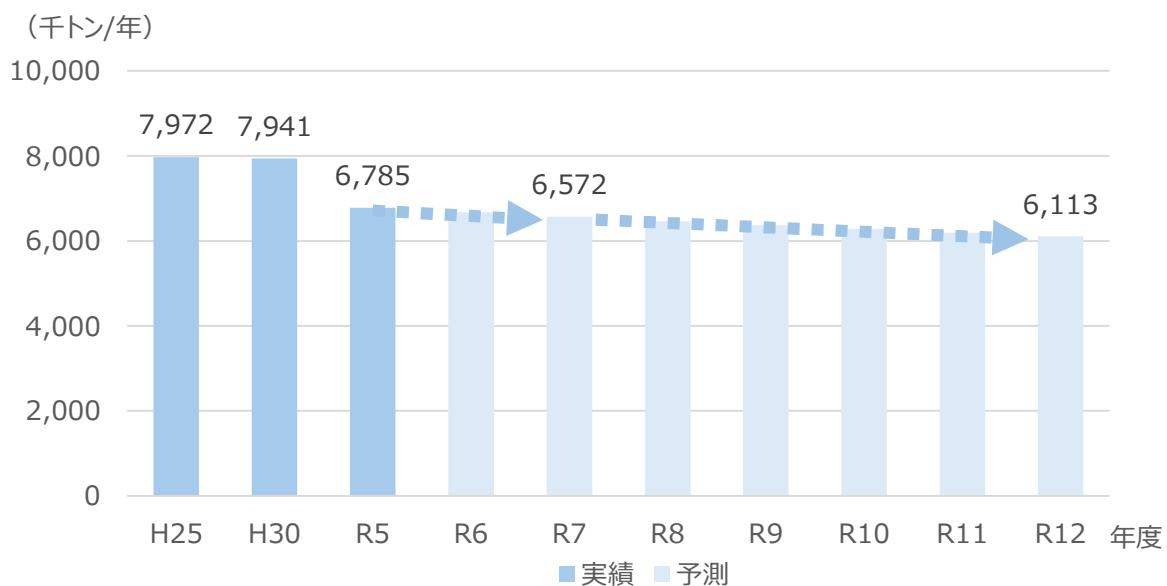


図3-2-3 産業廃棄物の総排出量の将来予測

表3-2-3 産業廃棄物処理量の将来予測

(単位：千トン/年)

処理状況	R5	R7		R12	
		R5年度比(%)	R5年度比(%)	R5年度比(%)	R5年度比(%)
総排出量	6,784.5	6,572.4	96.9	6,113.4	90.1
再生利用量	4,071.1 (60.0%)	3,946.5 (60.0%)	96.9	3,671.9 (60.0%)	90.2
有償物量	386.5	369.9	95.7	341.4	92.3
直接再生利用量	374.6	358.4	95.7	297.0	79.3
処理後再生利用量	3,310.0	3,218.2	97.2	3,033.6	91.6
減量化量	2,396.2	2,316.9	96.7	2,149.9	89.7
最終処分量	315.7	307.7	97.5	290.3	92.0
その他量	1.4	1.4	97.5	1.3	92.9

注) 再生利用量の下段()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=再生利用量/総排出量(%表示)

四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 未利用資源に係る見込み

農山村・里地里山における稲わら・麦わら・穀殻、果樹せん定枝、竹材、間伐材、林地残材などのバイオマス資源⁷³については、それぞれの地域において、堆肥や発電、熱エネルギーとして有効に活用する取組が進められています。

特に、表3-2-4に示すように、森林バイオマスのエネルギー利用量は、令和元（2019）年度の54,560トンから令和6（2024）年度には84,045トンへ増加しており、年度による変動はあるものの、全体として増加傾向にあります。

今後もバイオマス発電所での燃料材としての需要が高まることが想定され、天然資源や化石燃料等の消費抑制、二酸化炭素の排出抑制等に貢献することが期待されます。

表3-2-4 森林バイオマスエネルギー利用量

(単位：トン/年、湿潤重量)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発電利用	51,290	63,052	60,036	66,363	64,635	83,005
熱利用	3,270	3,378	4,204	4,414	2,252	1,040
合計	54,560	66,430	64,240	70,777	66,887	84,045

注) 森林バイオマスは、伐採残渣等未利用森林資源で、製材端材やリサイクル材は含まない。

(出典) 令和6年度山口県森林・林業統計要覧

コラム 未利用資源としての都市鉱山

使わなくなったスマートフォンやパソコンなどの小型家電には、金、銀、銅やレアメタル（希少金属）といった貴重な資源が多く含まれています。こうした使用済み小型家電に眠る金属資源は「都市鉱山」と呼ばれ、新たな未利用資源として注目されています。

日本国内の都市鉱山には、金が約6,800トン、銀が約6,000トンなど、天然資源国に匹敵する量の金属が眠っていると推計されています。

平成25（2013）年施行の「小型家電リサイクル法」により回収体制が整備され、令和2（2020）年度には約10万トンの小型家電から約5万トンの金属が再資源化されました。

また、東京2020オリンピックでは、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」として、回収された小型家電から約5,000個のメダルが製作され、世界から注目を集めました。

県内でも市町による小型家電の回収拠点が設置されており、使わなくなった小型家電の適切なリサイクルを推進しています。



図3-2-4 回収拠点の様子

(山口市提供)

第3節 目標

第2節の将来予測や、第4次計画の目標に対する進捗状況、国の循環計画、今後の施策展開等を踏まえて、6つの項目（一般廃棄物3項目、産業廃棄物3項目）を本計画期間の最終年度である令和12（2030）年度までの目標として新たに設定します。

1 一般廃棄物の減量に関する目標【3項目】

- 総排出量を390千トン以下とする
- リサイクル率を22%以上とする
- 最終処分量を17千トン以下とする

区分	現状（R5）	予測値（R12）	目標（R12）
総排出量	454千トン	407千トン	390千トン
リサイクル率※ (再生利用量)	21.6% (98千トン)	19.1% (78千トン)	22% (86千トン)
減量化量	336千トン	311千トン	287千トン
最終処分量	20千トン	18千トン	17千トン

※) リサイクル率はごみ発電による熱回収を除く

2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】

- 総排出量を6,100千トン以下とする
- リサイクル率を60%以上とする
- 最終処分量を287千トン以下とする

区分	現状（R5）*	予測値（R12）*	目標（R12）
総排出量	6,785千トン	6,113千トン	6,100千トン
リサイクル率 (再生利用量)	60.0% (4,071千トン)	60.0% (3,672千トン)	60%以上 (3,660千トン)
減量化量	2,396千トン	2,150千トン	2,153千トン
最終処分量	316千トン	290千トン	287千トン

※) 「その他量」を記載していないため、総排出量と個々の計が一致しない

第4節 取組指標

第3節の目標の達成に向けた資源循環の進捗を測るため、後述する重点プロジェクト（第5章参照）に対応する取組指標として、各重点プロジェクトに横断的なプラスチックの資源循環を含めた、18の項目を新たに設定します。

取組指標【18項目】

重点プロジェクト	区分	現状 (R5)	目安 (R12)
【重点プロジェクト1】 ぶちエコやまぐち3R+(プラス)県民運動の推進	1人1日当たりごみ排出量 [g/人・日]	946	890
	1人1日当たりごみ焼却量 [g/人・日]	733	680
	3R+(プラス)イベント参加者数(累計) [人]	—	5,000
	環境負荷の少ない製品原材料等の使用(グリーン購入 ⁷⁴ 等の促進) [%]	96.8 (R3年度)	一層の購入・使用促進
	ぶちエコやまぐち宣言数(家庭) [件]	10,479	20,000
	ぶちエコやまぐち宣言数(事業所) [件]	1,078	2,000
【重点プロジェクト2】 動静脈連携・高度化による資源循環の推進	3R+(プラス)コーディネーター ⁷⁵ の派遣実績(累計) [社]	—	100
	資源循環に係る事業化支援件数(累計) [件]	—	35
	コンビナート連携によるカーボンニュートラル関連事業のプロジェクト化件数 [件]	2 (R4年度)	6 (R9年度)
	山口県3R+(プラス)認定製品数 ^{※1} (累計) [製品]	515	615
	山口県3R+(プラス)認定事業所数 ^{※2} (累計) [事業所]	82	100
	【重点プロジェクト3】 廃棄物の適正処理の推進	電子マニフェストの捕捉率 [%]	44.1
【重点プロジェクト4】 海洋プラスチックごみ対策の取組強化	優良産廃処理業者認定割合 [%]	8	10
	3R+(プラス)イベント参加者数(累計) [人]【再掲】	—	5,000
	河川・海岸清掃活動参加人数[人]	87,176 (R4年度)	90,000
	災害廃棄物処理を想定した研修等への参加人数(累計) [人]	—	250
【重点プロジェクト5】 次代につながる広域連携の強化	コンビナート連携によるカーボンニュートラル関連事業のプロジェクト化件数 [件]【再掲】	2 (R4年度)	6 (R9年度)

分野横断的指標	区分	現状 (R5)	目安 (R12)
プラスチックの資源循環を測る指標	プラスチックの再資源化率(一般廃棄物) [%]	27.4	33
	プラスチックの再資源化率(産業廃棄物) [%]	25.2	26
	やまぐちプラごみ削減取組店 ⁷⁶ 登録事業所数(累計) [事業所]	144 (R4年度)	265

※1 第4次計画では山口県認定リサイクル製品としていたが第5次計画からは山口県3R+(プラス)認定製品へ呼称変更

※2 第4次計画ではエコ・ファクトリー事業所としていたが第5次計画からは山口県3R+(プラス)認定事業所へ呼称変更

コラム 3R+（プラス）の取組例

本計画では、令和12年度に一般廃棄物の総排出量を390千トンとすることを目標としています。予測では総排出量は407千トンとなっており、目標を達成するためには、17千トンの削減が必要です。

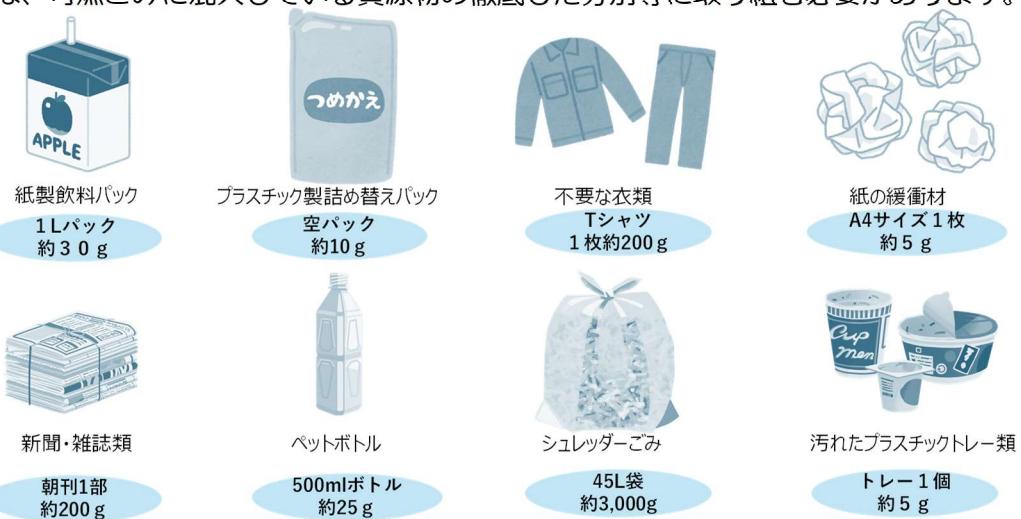
このため17千トンの削減のために、第5次計画では一人ひとりが3Rに+（プラス）した取組「3R+（プラス）」に取り組むことで、目標の達成を目指します。

表 3-4-1 3R+（プラス）の具体的な取組例

	県民の取組例	事業者の取組例
リデュース（発生抑制）	マイバッグやマイボトル、マイアメニティの持参	過剰包装の廃止
リユース（再使用）	フリーマーケット・リサイクルショップの利用	リターナブル容器の導入
リサイクル（再生利用）	分別排出の徹底や店頭回収への協力	回収システム・再資源化技術の開発
リフューズ（断る）	レジ袋・割り箸の辞退	不要な販促品の廃止
リペア（修理）	修理業者の利用	修理部品の長期供給
リファービッシュ（再生）	リファービッシュ品（整備済みのパソコン・スマートフォン等）の購入	下取り品の再生販売
リマニュファクチャリング（再製造）	使用済みトナーカートリッジを販売店に返却	コアとなる部品の回収システム構築
リフォーム（改修）	住宅の改修や家具の修繕	店舗・事務所の改修や既存設備の修繕
リメイク（作り直し）	着物のリメイク	廃材を建材やノベルティグッズへ活用
リターン（返却・回収）	容器の返却	容器回収システムの構築
リニューアブル（再生可能資源）	竹やバイオプラスチック等の代替素材を用いた商品の選択	プラスチック代替素材の開発・活用促進
リース（借りる）	家電・家具のリース利用	オフィス用品等の長期リース利用
シェアリング（共有）	カーシェア、衣類等のシェアリングサービスの利用	複数事業所での車両・設備の共同利用
サブスクリプション（定額利用）	食材・日用品の定期配送で過剰購入を防止	オフィス消耗品の定期配送契約の活用

コラム リサイクル率22%に向けて

本計画では、令和12年度までに一般廃棄物のリサイクル率を22%とすることを目標としています。予測ではリサイクル率は19.1%となっており、目標である22%を達成するためには、可燃ごみに混入している資源物の徹底した分別等に取り組む必要があります。



※実際の分別は各市町のルールに従ってください

図 3-4-1 可燃ごみに混入している資源物の例

第4章 施策の展開

一般廃棄物循環プラン

3 R + (ぷらす) の推進

- (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進
- (2) 3 R + (ぷらす) 県民運動の推進
- (3) プラスチックの資源循環・脱炭素化
- (4) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進
- (5) 食品ロス削減の推進
- (6) 率先行動の推進
- (7) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

適正処理の推進

- (1) 適正な維持管理と情報公開
- (2) 一般廃棄物処理施設の監視指導
- (3) ダイオキシン類対策の推進
- (4) 災害廃棄物処理対策の推進
- (5) 海洋プラごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化
- (6) 環境美化活動の促進

適正処理体制の確保

- (1) 廃棄物の広域処理体制の確保
- (2) 人口減少・少子高齢化社会の到来に伴う必要な支援
- (3) 海洋プラごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化【再掲】

産業廃棄物循環プラン

3 R + (ぷらす) の推進

- (1) 多量排出事業者に対する指導の強化
- (2) プラスチックの資源循環・脱炭素化
- (3) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進
- (4) 食品ロス削減の推進【再掲】

適正処理の推進

- (1) 排出事業者責任の徹底
- (2) 処理施設等に対する監視指導の強化
- (3) 電子マニフェストの活用促進
- (4) ダイオキシン類対策の推進
- (5) PCB 廃棄物の適正処理の推進
- (6) 廃棄物の排出・処理状況の把握
- (7) 広域移動に対する適正処理の確保
- (8) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進【再掲】
- (9) その他の取組

適正処理体制の確保

- (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (2) 産業廃棄物処理業界における人材育成・確保の推進
- (3) 廃棄物の広域処理体制の確保
- (4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

環境学習・環境教育の推進

- (1) 行動変容の促進に向けた環境学習・環境教育の充実
- (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

普及啓発及び情報提供等

廃棄物・資源循環の専門人材の育成・確保

第1節 一般廃棄物循環プラン

1 3R+（プラス）の推進

（1）市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進

市町は、廃棄物処理法に基づき「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進に関する施策、ごみ処理施設の整備計画、数値目標等を掲げ、計画的に取組を推進します。

県は、市町や一部事務組合からの要望を受け、ごみ焼却灰を全県的に回収し、セメント原料化とするごみ焼却灰リサイクルシステムにより、リサイクルを促進します。

（2）3R+（プラス）県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を目指し、徹底した資源循環を推進するため、家庭や事業所における3R+（プラス）県民運動を全県的に展開していきます。

（3）プラスチックの資源循環・脱炭素化

県は、脱炭素社会の実現等にも配慮し、国の「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、市町と連携し、プラスチック製品の設計・製造段階から廃棄・リサイクル段階まで、ライフサイクル全体でのプラスチック資源循環を促進します。

また、県及び市町は、関係者と連携し、普及啓発などにより、ワンウェイプラスチックの使用抑制など発生段階からのプラスチックごみ削減を目指すとともに、プラスチックの使用後には徹底した分別回収により適正なリサイクルを促進します。

①容器包装廃棄物の削減・リサイクルの推進

県は、県民、事業者及び市町からなる「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会⁷⁷」と連携・協働して、マイバッグ持参運動など県民を対象とした普及啓発等の全県的な取組を一層拡大していきます。

また、県は、「第11期山口県分別収集促進計画⁷⁸」（令和7（2025）年度策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針などに基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを推進します。

市町は、地域の実情に応じた分別収集により、容器包装廃棄物のリサイクルを推進します。

②プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルの推進

市町は、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組を推進するとともに、容器包装プラスチックと一括して回収することなどによる効率的なリサイクルシステムを構築するよう努めます。また、住民に対する分別排出の徹底について普及啓発を行います。

③リユースの推進

県は、市町や事業者、民間団体と連携し、フリーマーケット⁷⁹等の開催、リサイクルショッピング⁸⁰の利活用などを通じた県民へのリユースの理解が進むよう情報提供に努めます。

④廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パソコン等のリサイクルを一層推進します。

県は市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発を行います。

(4) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の促進

県は、市町と連携して、家庭から排出される使用済みプラスチック等、未利用の循環資源の回収や利活用について、県民や事業者等へ啓発し、更なる資源循環を促進します。

(5) 食品ロス⁸¹削減の推進

県は、「山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）」（第6章参照）に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政等からなる「山口県食品ロス削減推進協議会⁸²」と連携・協働し、「やまぐち3きつちよる運動」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らすとともに、「てまえどり」の促進など、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）が実施する食品ロスの削減に関する取組への理解・関心に向けた普及啓発を推進します。

また、「やまぐち食べきり協力店」や「ぶちエコ食品ロス削減パートナー⁸³」への登録制度により、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、食品ロス削減に取り組む事業者の取組の認知度向上を図ります。

さらに、県民の食品ロス削減の機運を高め、日常生活における具体的な行動変容を促進するため、事業者等と協働し、実践的な環境学習を推進します。

(6) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン⁸⁴」（地球温暖化対策実行計画[事務事業編]）（令和5（2023）年3月改定）に基づき、県自らが事業者・消費者であるとの認識の下、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針⁸⁵」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

(7) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

コラム 容器包装廃棄物削減に向けた取組

家庭ごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減に向けて、県では「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」を中心とした取組を進めています。

平成21年4月から開始したレジ袋無料配布中止の取組は、1,062店舗(令和5年3月末現在)が参加しています。

また、「やまぐちプラごみ削減取組店」の登録制度により、184事業所(令和7年9月末現在)が登録され、スプーン・ストロー等の使用削減、マイバッグ利用の促進、食品トレー等の店頭回収、宿泊施設におけるアメニティの使用削減などに取り組んでいます。

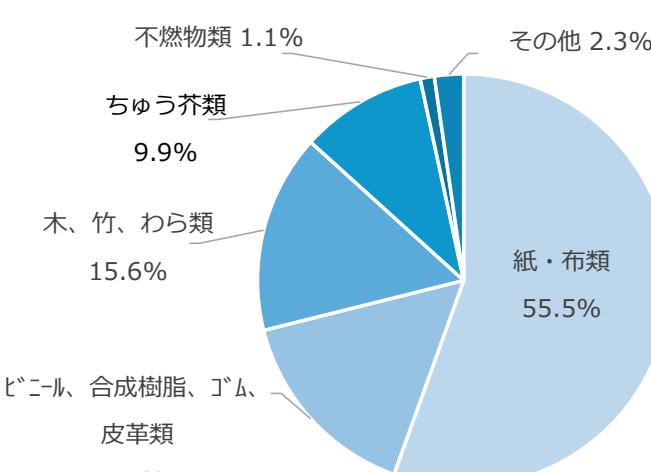


図4-1-1 登録ステッカー

コラム 山口県の可燃ごみ組成

一般的に、家庭や事業所などから発生したごみ(一般廃棄物)は重量比で紙類、ちゅう芥類(食品系の生ごみ)、プラスチック類が多いとされています。県内の一般廃棄物焼却施設に搬入されている可燃ごみの組成を水分のない状態でみると、図4-1-2のとおり、紙・布類の占める割合が最も大きく55.5%、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が続き、木、竹、わら類とちゅう芥類となっています。

ごみの減量に向けては、紙・布類、ビニールなどの排出抑制・分別や、水分を多く含む生ごみの水切りなどに取り組むことも有効です。



組成	割合
紙・布類	55.5%
木、竹、わら類	15.6%
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	15.6%
ちゅう芥類	9.9%
不燃物類	1.1%
その他	2.3%

(出典) : 環境省一般廃棄物処理実態調査より推計
注)ごみの種類組成は乾ベースの数値を示しています

図4-1-2 山口県の可燃ごみの種類組成(乾ベース)(令和5年度)

2 適正処理の推進

(1) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定等により、排出基準等の遵守状況を確認します。また、必要に応じて周辺環境のモニタリング⁸⁶を実施し、その結果を公表します。

(2) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。

(3) ダイオキシン類⁸⁷対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、排出基準の順守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針⁸⁸」に基づき、ダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

(4) 災害廃棄物処理対策の推進

市町は、自らが策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理対策を推進します。

県は、被災市町等と連携した効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」に位置付けた「山口県災害廃棄物処理計画⁸⁹」に基づき、災害廃棄物処理対策を支援します。

また、発災時には、被災状況の把握や市町の処理体制の支援を行うとともに、県内での処理が困難な場合には、国、近隣都道府県、民間事業者団体等との広域的な連携・協力体制を活用し、災害廃棄物の処理体制の確保を図ります。

(5) 海洋プラスチックごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化

県は、「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）」（令和3（2021）年3月改定）に基づき、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体に、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃や瀬戸内海流域一斉清掃、普及啓発・環境学習など、発生抑制から回収・処理・再資源化まで一体的な取組を展開します。

① 発生抑制対策の強化

県及び市町は、内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と連携し、プラスチックごみの発生抑制と河川や海洋への流出防止対策を強化します。

② 効率的な回収・再資源化体制の構築

県は、海岸管理者、漁業者、市町等と連携し、漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみの計画的かつ適正な回収・処理体制の構築を図ります。

また、回収された海洋プラスチックごみについては、行政や事業者が連携の上、再資源化の取組を促進し、循環利用の拡大を図ります。

(6) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例⁹⁰」(平成 22 (2010) 年 12 月施行) の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO 等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を推進します。

コラム やまぐち海洋ごみアクションプランとは

県では、「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸の恵み豊かな自然や良好な景観を確保し、将来に引き継いでいけるよう、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和 3 (2021) 年 3 月に「やまぐち海洋ごみアクションプラン（山口県海岸漂着物等対策推進地域計画）」を策定しました。

本プランでは、海岸の漂着ごみだけではなく、海を漂うマイクロプラスチック⁹¹や漂流ごみ、海底ごみの処理についても対象に含めました。また、本県は海岸線の延長が全国で 6 番目に長く、全ての海岸における漂着物を処理することは困難であることから、発生抑制を重視し、3 R の取組を推進することとしています。

さらに、流域圏の多様な主体が連携したプラスチックごみの陸域から海への流出防止のため、環境学習や普及啓発に取り組んでおり、県民総参加での海洋ごみ対策を推進しています。

3 適正処理体制の確保

(1) 廃棄物の広域処理体制の確保

① 広域的なごみ処理の推進

県及び市町等は、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6（2024）年3月環境省通知）を踏まえて、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理体制を確保していくため検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

また、県は、市町・一部事務組合で構成される「山口県廃棄物広域対策協議会」等において協議・調整のうえ、持続可能な適正処理の確保に向けた、長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、広域的なごみ処理体制の在り方の検討を進めます。

なお、現行計画である「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」は、新たな長期的な広域化・集約化に係る計画に移行することを検討しています。

② 災害廃棄物処理体制の整備

県は、市町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の実行性を確保するための支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震被害想定の見直し等を踏まえ、「山口県災害廃棄物処理計画」や「山口県災害廃棄物処理マニュアル⁹²」（平成28（2016）年5月）及び「災害廃棄物処理対応に係るガイドライン⁹³」（令和2（2020）年3月）を見直します。

また、市町等を対象とした災害廃棄物処理に関する研修等の実施や災害廃棄物処理計画の見直しを促し、災害廃棄物処理体制の実効性の確保を図ります。

さらに、市町と民間事業者等との災害支援協定の締結を促し、民間事業者の処理能力やノウハウをより効果的に活用した処理体制の構築を促進します。

(2) 人口減少・少子高齢化社会の到来に伴う必要な支援

市町は、国の動向や地域の実情を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化社会の到来に伴い懸念される高齢者のごみ出し支援に努めます。

県は、市町等への技術的助言や調整を行うとともに、先進事例の情報提供等を通じて市町の取組を後押しします。

(3) 海洋プラスチックごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化【再掲】

第2節 産業廃棄物循環プラン

1 3R+（ぶらす）の推進

（1）多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（廃棄物処理法に基づく政令市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画を公表するとともに、指導を強化し、減量化及び循環利用を促進します。

（2）プラスチックの資源循環・脱炭素化

県は、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえたプラスチック資源の効率的な回収、リサイクルの拡大・高度化を図ります。

事業者は拡大生産者責任を踏まえて、プラスチック製品の長寿命化や軽量化等の他、再生材の率先利用、再資源化を見据えた材料の選択、分離・解体の容易性を考慮した製品設計等を推進します。

さらに、本県の基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ボーテンシャル⁹⁴を活用し、廃プラスチック類のマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルの高度なリサイクル技術の開発・導入を促進することで、天然資源消費量の削減と脱炭素化を目指します。

① 事業者における排出抑制と代替素材への転換

県は、事業者に対してプラスチック製品の使用量削減、バイオプラスチック⁹⁵や再生プラスチックの利用拡大、製品設計の見直し等を促進し、廃プラスチック類の発生抑制を図ります。

② 廃プラスチック類のリサイクルの高度化

県は、マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル等の高度なリサイクル技術の導入を支援し、廃プラスチック類の質と量の確保、資源としての価値を最大化します。特に、単一素材プラスチックの分別回収システムの構築を促進します。

③ 事業者間連携による資源循環システムの構築

県は、プラスチック製品製造業者と廃プラスチック類処理業者・再生利用業者の連携を促進し、製造・使用・回収・再生までの一体的なシステム構築を支援します。

(3) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進

県は、製造業・小売業等（動脈産業）と廃棄物処理・リサイクル業（静脈産業）の連携強化による、資源循環等の取組を促進します。また、産学公民連携による産業廃棄物等の資源循環に関する事業化に必要な技術の開発・研究、A I、I o T等の新技術を活用した高度な処理施設の導入への支援、3 R +（プラス）に取り組む事業者や製品の普及啓発等により、資源循環の取組を促進します。

① 排出事業者と処理業者の連携強化

県は、「産業廃棄物処理業者検索システム⁹⁶」や「やまぐちエコ市場⁹⁷」のWeb市場の活用、専門人材の派遣によるマッチング支援により、排出事業者や製造業者等と処理業者とのマッチングや情報共有システムの構築に加え、リサイクル技術開発など、動静脈連携による資源循環の取組を促進します。

② 産学公民連携による3 R +（プラス）に関する事業化支援

県は、産学公民連携による産業廃棄物等の資源循環の取組に関する事業化を促進するため、必要な技術の開発・研究、産業廃棄物等の再資源化に向けた高度な施設整備への支援の他、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環共生圏⁹⁸の形成に必要なF S（事業可能性）調査への支援により、地域における資源循環の取組を促進します。

③ 3 R +（プラス）に取り組む事業所や製品の普及促進

県は、産業廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルなどの従来の3 Rに取り組んでいる事業所に加えて、3 R +（プラス）に取り組んでいる県内事業所を「山口県3 R +（プラス）認定事業所」に認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めます。

また、従来の県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品に加えて、3 R +（プラス）の取組により付加価値を高めた製品を「山口県3 R +（プラス）認定製品」として認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、資源循環型産業を育成するとともに、公共工事等において、「山口県3 R +（プラス）認定製品」の地産地消を推進します。

④ 産業廃棄物税⁹⁹等の活用による取組促進

県は、産業廃棄物税等を活用し、産業廃棄物の排出抑制や減量等に資する資源循環の取組を支援します。

(4) 食品ロス削減の推進【再掲】

コラム 山口県3R+（プラス）認定事業所制度

県では、産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルに積極的に取り組む事業所を「エコ・ファクトリー」として認定してきました（令和7（2025）年3月現在、57事業所（52事業者））。

認定事業所は、環境保全に配慮した事業活動を行う優良企業として評価され、企業イメージの向上にもつながっています。

今後は、従来の3Rの取組に加えて、3R+（プラス）に取り組む事業所を「山口県3R+（プラス）認定事業所」として認定し、県内事業所の環境配慮活動を促進していきます。

コラム 山口県3R+（プラス）認定製品

県では、県内で発生する循環資源を利用して製造されるリサイクル製品を「山口県リサイクル認定製品」として認定し、その利用を促進してきました（令和7（2025）年3月現在、308製品（104事業者））。

認定製品には、建設資材、土壤改良材、固形燃料など様々な製品があり、公共工事での優先的な利用推進や、県庁舎でのPR展示などを通じて、県民への周知を図っています。

今後は、従来のリサイクル製品に加えて、3R+（プラス）の取組により付加価値を高めた製品も対象とした「山口県3R+（プラス）認定製品」認定制度として、普及を促進していきます。

コラム 県の食品ロス削減の取組

県では、「おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう」を合言葉に、山口県食品ロス削減推進協議会を中心とした取組を展開しています。

消費者向けの取組としては、「てまえどり」の啓発を行っており、これは、店頭ですぐ食べる食品を買うときに、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品から購入することで、店舗から出る食品ロスの削減を進めています。

また、必要な分だけ買うこと、冷蔵庫内の整理整頓を行うこと、食材を無駄なく使い切ることなどを推進しています。

事業者向けには、「やまぐち食べり協力店」や「ぶち工コ食品ロス削減パートナー」の登録制度を設け、小盛りメニューの提供、ばら売り・量り売りの導入やフードバンクへの寄附など、食品ロス削減の取組を推進しています。



図4-2-1 啓発ポスター

2 適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会等を開催し、業界全体の適正処理の機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

(2) 処理施設等に対する監視指導の強化

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付状況、施設の維持管理状況、有害使用済機器及び再生資源物¹⁰⁰の保管状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

(3) 電子マニフェストの活用促進

県は、電子マニフェストの導入に係る研修等を開催し、廃棄物処理のDX化の基盤である電子マニフェストの加入及び使用を促進することにより、排出事業者、収集運搬業者や処分業者の3者による情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、トレーサビリティの向上、県の監視業務の合理化及び不適正処理の原因究明の迅速化を図り、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに徹底的な資源循環を推進します。

(4) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設の設置者に対し、計画的なダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理について、監視指導の徹底を図るとともに測定結果の公表により、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定めているダイオキシン類排出量の削減に努めます。

(5) PCB 廃棄物の適正処理の促進

県及び下関市は、PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進します。低濃度PCB廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB特別措置法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。また、低濃度PCB廃棄物は令和8（2026）年度末までに、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設による早期処理を促します。

また、今後、新たに発見され、または低濃度PCB使用製品が不要となった低濃度PCB廃棄物についても適正な処理を促します。

(6) 産業廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査や中間処理・最終処分を目的として処理業者へ処理委託した産業廃棄物に係る電子マニフェストなどを確認し、産業廃棄物の排出・処理状況等の的確な把握に努めます。

(7) 広域移動に対する適正処理の確保

県は県境を越えて広域的に移動し、処理される産業廃棄物について、関係都道府県と連携して的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続き等を厳正に運用することで、適正処理の確保に努めます。

(8) 動脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進【再掲】

(9) その他の取組

① 農業用使用済プラスチックの適正処理

県では、農業用使用済プラスチックの適正処理を促進するため、関係機関、関係団体、フィルム販売業者等で構成する「山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会¹⁰¹」を中心として、地域における回収体制を整備するとともに、適正処理啓発用ポスター等の作成・配布、Web サイトの開設、市町・農協等の担当者研修会の開催、農協等による地域協議会の活動支援等を実施していきます。

② 家畜排せつ物の堆肥利用

家畜排せつ物の堆肥化は、循環型農業を推進する上で重要な要素であるとともに、化学肥料や農薬の使用を低減した安全で高品質な農作物の安全生産や環境への負荷低減の観点から、良質堆肥の製造・利用拡大に向けた取組を進めています。

③ 建設廃棄物の適正処理

建設廃棄物の適正処理を図るため、「建設廃棄物処理指針」（環境省）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）により、排出量の抑制、再生利用の具体的な実施方法、マニフェストシステムの利用による適正処理等について関係事業者への指導を行っています。

今後も、資源の有効活用と資源循環型社会の構築の観点から、「排出の抑制」、「再使用」、「再生利用」、「適正処理」の徹底と推進に努めます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、「夜間パトロール¹⁰²」や「不法投棄ホットライン¹⁰³」等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図ります。特に、不法投棄が多発する山間地には、ＩＴ¹⁰⁴技術等を活用した投棄場所等の把握や、ドローンによる上空からの撮影により職員の負担軽減を図りながら正確な状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

また、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる「不法投棄等連絡協議会¹⁰⁵」や、警察本部、海上保安部等との連携も図り、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

(2) 産業廃棄物処理業界における人材育成・確保の推進

県は、優良産廃処理業者認定の取得支援や研修を開催するとともに、既認定事業者には、講習会での優良産廃処理業者認定制度のPR、認定事業者への優遇措置（就業環境の整備などに関する支援）などによる優良な産業廃棄物処理業者の育成の他、産業廃棄物処理業界における、キャリア形成、就労環境整備、採用活動などへの支援により、人材育成・確保を推進していきます。

(3) 産業廃棄物の広域処理体制の確保

県は、東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での産業廃棄物の全県的な受入体制を継続することで、引き続き産業廃棄物の適正処理を確保します。

また、将来にわたり、県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、県内における産業廃棄物の排出状況や埋立処分の需要等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めるとともに、その整備には長期間を要することから、現在の広域最終処分場の埋立容量拡大等による延命化についても検討を進めます。

(4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

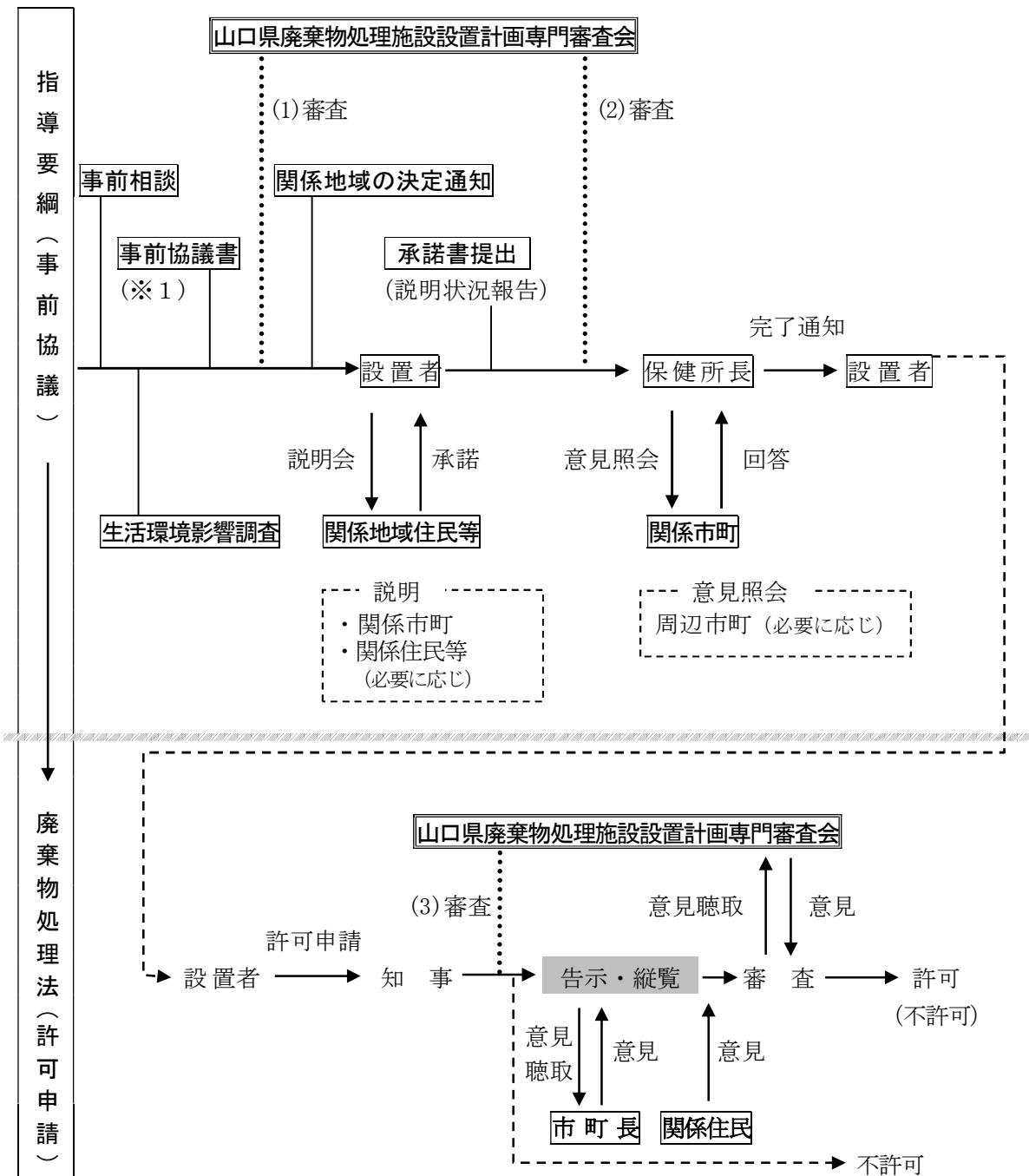
① 処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。

産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前審査手続きフロー

(※1) 事業計画書添付



② 融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

③ 情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

1 環境学習・環境教育の推進

(1) 行動変容の促進に向けた環境学習・環境教育の充実

県は、3R+（プラス）の推進、廃棄物の適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、具体的な行動変容につながる自主的な取組が促進されるよう、学校や地域社会で実践的な環境学習・環境教育を推進します。

また、知識の習得に留まらず、日常生活における具体的な行動実践を促すため、事業者と協働した体験型学習プログラムの充実、地域の課題と結びついた課題解決型学習の推進、ナッジ¹⁰⁶を活用した継続的な行動につながる仕組みづくり等を重視した環境学習・環境教育を展開します。

(2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO¹⁰⁷等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者の登録・派遣システムの普及
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のごみ焼却施設、リサイクルプラザ¹⁰⁸等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進
- ・集客力の高いフィールドを用いた実践的な環境学習の促進

2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、県民、民間団体、事業者に循環型社会の形成の重要性を呼びかけるとともに、3R+（プラス）の推進や適正処理の実践活動が促進されるよう啓発を行います。

海ごみゼロウィーク（5月30日～6月5日）、環境月間（6月）、3R推進月間・食品ロス削減月間（10月）や、循環条例で定める循環型社会形成推進月間（10月）には、海洋ごみ対策、3R+（プラス）の推進、廃棄物の適正処理、食品ロス削減の必要性などについて、県民や事業者の自主的取組や連携・協働を促進するよう、行政の施策やその実施状況・関連情報などの積極的な提供に努めます。

また、SNSやホームページ等のデジタルメディアを活用した効果的な情報発信を図るとともに、双方向のコミュニケーションを通じた県民の意見や提案の収集・反映に努めます。

3 廃棄物・資源循環の専門人材の育成・確保

県は、事業者における3R+（プラス）の取組を推進するため、専門的な知識と実践的なノウハウを有する「3R+（プラス）コーディネーター」の派遣による、動静脈企業のマッチングや資源循環の取組の促進を図ります。

また、大学・研究機関、処理業者、リサイクル関連事業者等の専門知識を有する人材の活用により、技術的課題の解決支援、先進事例の紹介、関係機関とのマッチング支援等を通じて、事業者の資源循環の取組を総合的に支援します。

コラム プラスチックごみ削減に向けた普及啓発

県では、プラスチックごみ削減の取組を広く県民に周知するため、クリーニング店や宿泊施設等と連携し、「プラごみ減らすっっちゃ！」の取組を展開しています。

また、県内プロスポーツチームとタイアップして、プラスチックの「3 R +Renewable(再生可能資源への代替)」の取組を紹介する啓発動画も制作しており、スポーツの力を借りて、より多くの県民に環境保全の重要性を伝える工夫をしています。



図 4-3-1 プラスチックごみ削減に向けた普及啓発

第5章 重点プロジェクト

第4章の施策のうち、次の項目を「重点プロジェクト」として重点的に取り組みます。

また、各プロジェクトの横断的取組として、「プラスチックの資源循環の取組強化」を位置付けます。

※ 横断的取組
〔プラスチックの資源循環の取組強化〕

プロジェクト1 【ぶちエコやまぐち3R+（ぶらす）県民運動の推進】

- ◆ 3R+（ぶらす）県民運動の推進による行動変容の促進
- ◆ プラスチックの資源循環・脱炭素化

プロジェクト2 【動脈連携・高度化による資源循環の促進】

- ◆ 事業者間連携の推進
- ◆ 資源循環ビジネスの事業化の推進
- ◆ コンビナート等の地域特性を活かした脱炭素型資源循環システムの検討

プロジェクト3 【廃棄物の適正処理の推進】

- ◆ 排出事業者責任の徹底
- ◆ DXを活用した適正処理の監視体制の高度化・効率化
- ◆ 廃棄物処理に係る人材の育成・確保
- ◆ 公共関与による広域処理体制の確保

プロジェクト4 【海洋プラスチックごみ対策の取組強化】

- ◆ 海洋プラスチックごみ発生抑制対策の強化
- ◆ 海洋プラスチックごみの回収・再資源化の促進
- ◆ 普及啓発・環境教育の推進

プロジェクト5 【次代につながる広域連携の強化】

- ◆ 廃棄物処理の広域化
- ◆ 災害廃棄物処理の体制整備
- ◆ コンビナート等の地域特性を活かした脱炭素型資源循環システムの検討【再掲】

プロジェクト1 ぶちエコやまぐち3R+（ぷらす）県民運動の推進

県民、事業者、関係団体、行政等が連携・協働して、県民のライフスタイルの転換や事業者等の環境に配慮した事業活動などの行動変容につなげ、県民総参加で「3R+（ぷらす）」の取組を推進します。

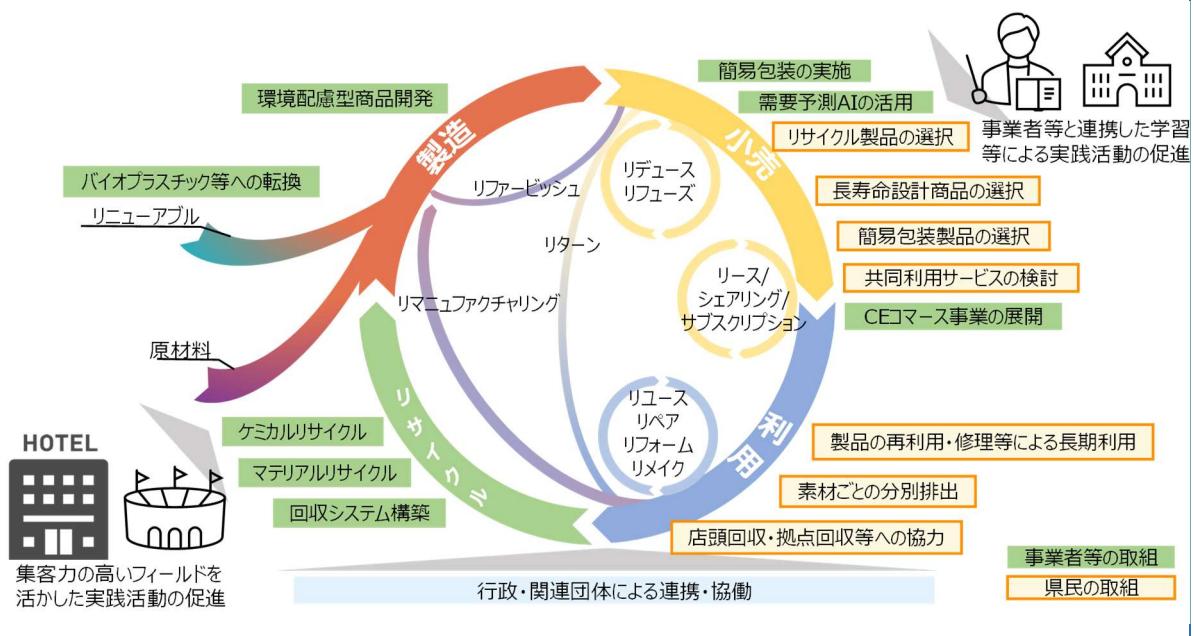
【具体的な取組】

◆ 3R+（ぷらす）県民運動の推進による行動変容の促進

- 3R+（ぷらす）の普及啓発
- 集客力の高いフィールド等を活用した実践活動の促進
- 事業者や大学と連携した環境学習の推進等による実践活動の促進

◆ プラスチックの資源循環・脱炭素化

- プラスチックの資源回収及び再資源化の促進
- 竹などの代替素材導入による脱炭素化の促進



【関連する取組指標】

名 称	現状 (R5)	目安 (R12)
1人1日当たりごみ排出量 [g/人・日]	946	890
1人1日当たりごみ焼却量 [g/人・日]	733	680
3R+（ぷらす）イベント参加者数（累計）[人]	—	5,000
環境負荷の少ない製品原材料等の使用（グリーン購入等の促進）[%]	96.8 (R3年度)	一層の購入・使用促進
ぶちエコやまぐち宣言数（家庭）[件]	10,479	20,000
ぶちエコやまぐち宣言数（事業所）[件]	1,078	2,000
プラスチックの再資源化率（一般廃棄物）[%]	27.4	33.0
やまぐちプラごみ削減取組店登録事業所数(累計)[事業所]	144 (R4年度)	265

プロジェクト2 動静脈連携・高度化による資源循環の促進

サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、地域特性を活かしつつ、動脈産業と静脈産業を有機的に繋げる取組や、事業化に向けた再資源化処理の高度化への技術開発や施設整備などへの支援により、製品の設計・製造から消費、回収・再資源化に至るライフサイクル全体における徹底的な資源循環の促進を図ります。

【具体的な取組】

◆事業者間連携の推進

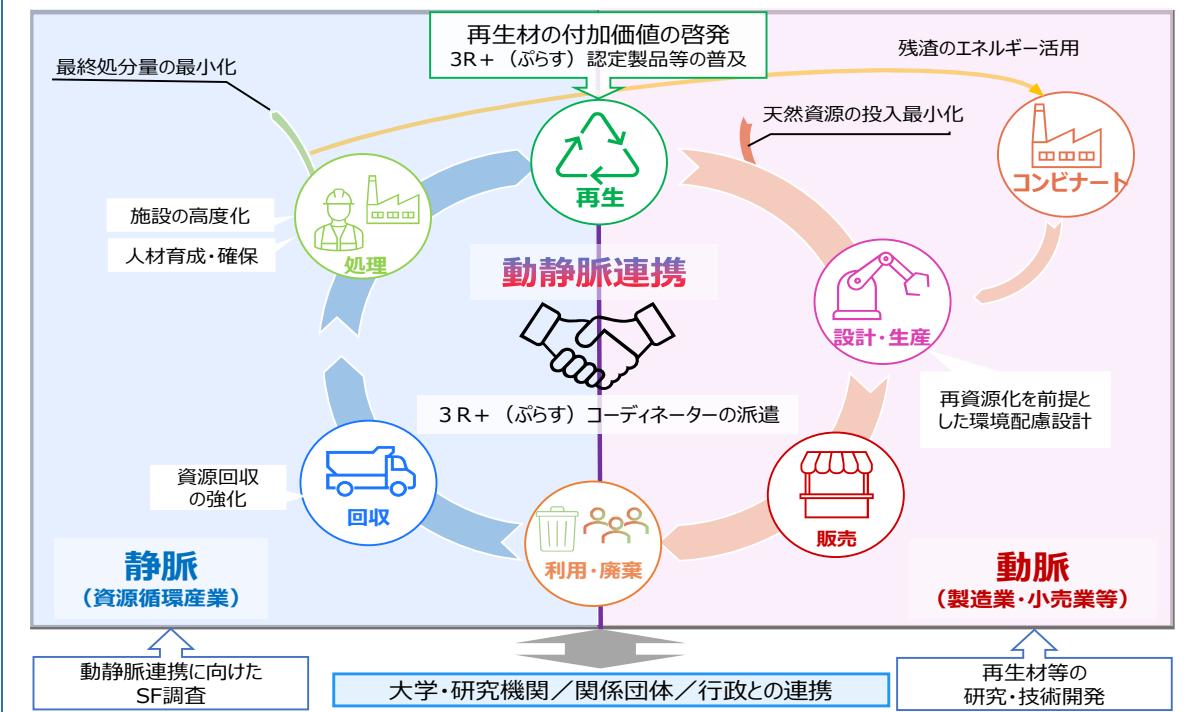
- 事業者への「3R+（プラス）コーディネーター」の派遣による動静脈企業のマッチング・取組促進
- 再資源化に必要となる再生材の種類・性状・量の情報、再生方法などの情報の共有

◆資源循環ビジネスの事業化の促進

- 製造段階における再資源化に向けた製品設計から、廃棄物処理やリサイクルにおける技術開発から事業化検討、普及拡大までの切れ目ない支援による、資源循環ビジネスの事業化の促進

◆コンビナート等の地域特性を活かした脱炭素型資源循環システムの検討

- 地域の循環資源を活かした脱炭素にも資する資源循環システムの検討



【関連する取組指標】

名 称	現状 (R5)	目安 (R12)
3R+（プラス）コーディネーターの派遣実績（累計）[社]	—	100
資源循環に係る事業化支援件数（累計）[件]	—	35
コンビナート連携によるカーボンニュートラル関連事業のプロジェクト化件数 [件] (R4 年度)	2	6 (R9 目標)
山口県3R+（プラス）認定製品数（累計）[製品]	515	615
山口県3R+（プラス）認定事業所数（累計）[事業所]	82	100
プラスチックの再資源化率（産業廃棄物）[%]	25.2	26

プロジェクト3 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理の見える化による排出者責任の徹底とともに、優良産廃処理業者等の育成支援、公共関与による広域処理体制の確保により、廃棄物の適正処理の推進を図ります。

【具体的な取組】

◆排出事業者責任の徹底

- 再資源化を含めた廃棄物処理の見える化にも資する電子マニフェストの利用促進

◆DXを活用した適正処理の監視体制の高度化・効率化

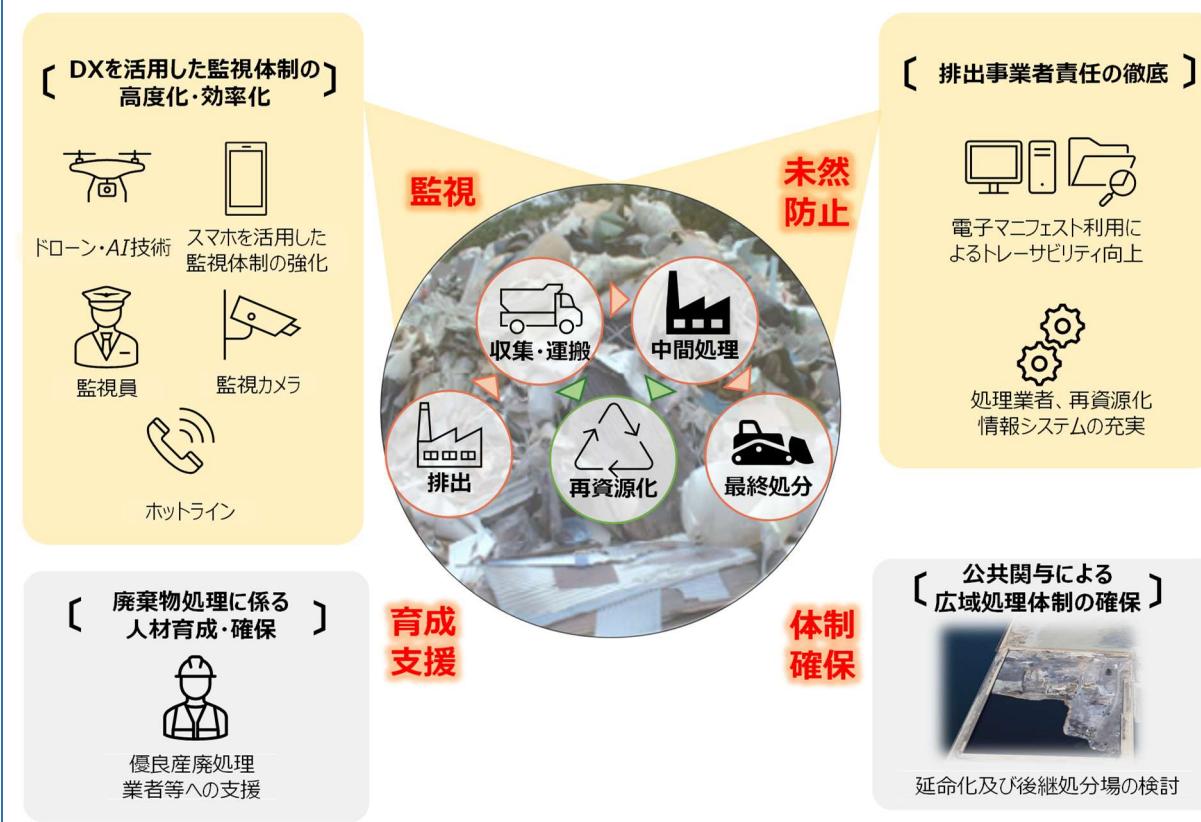
- IoT等を活用した不法投棄・不適正処理の未然防止・早期対応を実施
- 不適正処理が行われている事業所や保管場への監視・指導の強化

◆廃棄物処理に係る人材の育成・確保

- 優良産業廃棄物処理業者等に対する人材確保・育成に必要な支援等の実施

◆公共関与による広域処理体制の確保

- 広域最終処分場の延命化及び後継処分場の整備の検討



【関連する取組指標】

名 称	現状 (R 5)	目安 (R12)
電子マニフェストの捕捉率 [%]	44.1	50
優良産廃処理業者認定割合 [%]	8	10

プロジェクト4 海洋プラスチックごみ対策の取組強化

海岸管理者、民間団体、ボランティア、市町等の各主体が連携・協働し、海洋プラスチックごみの発生抑制から、地域における回収・再資源化による資源循環に取り組むことにより、海洋プラスチックごみ対策の取組を強化します。

【具体的な取組】

◆海洋プラスチックごみ発生抑制対策の強化

- 使い捨てなどされているプラスチックの使用抑制と再資源化の促進

◆海洋プラスチックごみの回収・再資源化の促進

- 日韓8県市道や瀬戸内海プラごみ対策ネットワークとの連携、山口県海岸漂着物対策推進協議会を中心とした情報共有と実践活動の展開
- 海洋プラスチックごみの再利用・アップサイクルへの取組促進

◆普及啓発・環境教育の推進

- 県民・事業者向け情報発信の強化や、プラスチックごみ等に関する環境教育の推進



【関連する取組指標】

名 称	現状 (R5)	目安 (R12)
3 R + (プラス) イベント参加者数（累計）[人]【再掲】	—	5,000
河川・海岸清掃活動参加人数 [人]	87,176 (令和4年度)	90,000
プラスチックの再資源化率（一般廃棄物）[%]【再掲】	27.4	33
プラスチックの再資源化率（産業廃棄物）[%]【再掲】	25.2	26
やまぐちプラごみ削減取組店登録事業所数（累計）[事業所]【再掲】	144 (R4年度)	265

プロジェクト5 次代につながる広域連携の強化

地域課題や大規模災害、脱炭素化等に適切に対応していくため、廃棄物処理の広域連携等を強化し、持続可能な廃棄物の適正処理体制の確保を図ります。

【具体的な取組】

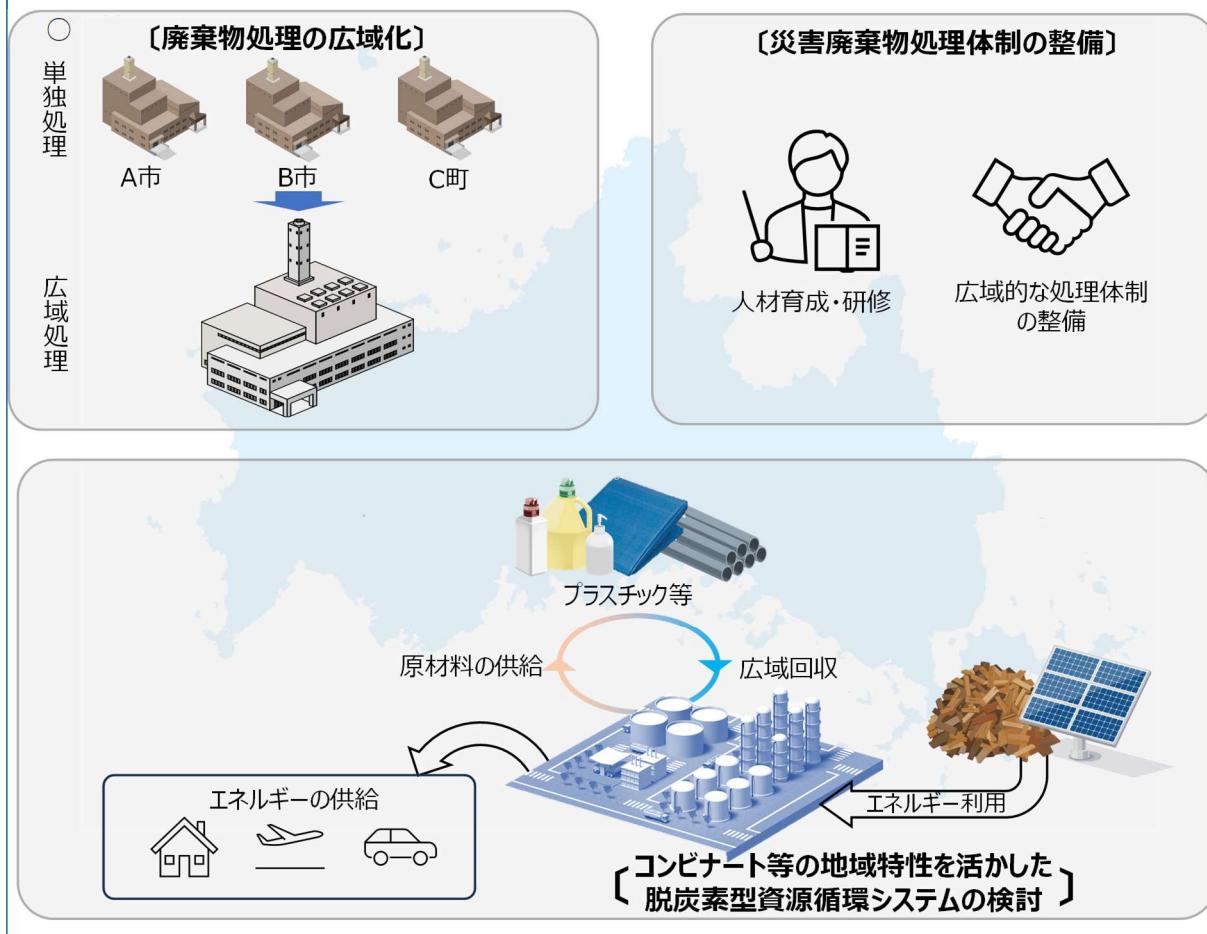
◆廃棄物処理の広域化

- 市町等と協議・調整のうえ、ごみ処理の長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、広域的なごみ処理体制の在り方を検討

◆災害廃棄物処理の体制整備

- 南海トラフ巨大地震被害想定の見直し等を踏まえた県災害廃棄物処理計画の改定
- 各市町と連携した災害対応研修等の実施

◆コンビナート等の地域特性を活かした脱炭素型資源循環システムの検討【再掲】



【関連する取組指標】

名 称	現状 (R5)	目安 (R12)
災害廃棄物処理を想定した研修等への参加者数（累計） [人]	—	250
コンビナート連携によるカーボンニュートラル関連事業のプロジェクト化件数 [件] 【再掲】	2 (R4 年度)	6 (R9 目標)
プラスチックの再資源化率（一般廃棄物）[%] 【再掲】	27.4	33
プラスチックの再資源化率（産業廃棄物）[%] 【再掲】	25.2	26

第6章 本計画に盛り込む個別計画

山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）

1 趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことを指し、日本で排出される食品由来の廃棄物のうち、約 472 万トン（令和 4（2022）年度）が食品ロスと推計（農林水産省及び環境省）されています。

食品ロスの削減は、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの 1 つとして、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」等が盛り込まれるなど、関心が高まっています。

県では、多様な主体が連携し、県民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」第 12 条に基づき令和 3（2021）年 3 月に、「山口県食品ロス削減推進計画（第 1 次計画）」を策定したところです。

国では、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、「2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる」とする目標を設定していたところ、事業系食品ロスについては 2030 年度目標を 8 年前倒しで達成しました。

しかしながら、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠であるとして、家庭系食品ロスについては、2030 年度を待たずに早期達成を目指し、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和 7 年（2025 年）3 月）において、「2000 年度比で 2030 年度までに 60% 削減」とする目標が新たに設定されました。

こうした中、県内の食品ロスの削減を一層推進することを目的に、第 1 次計画を基に「山口県食品ロス削減推進計画（第 2 次計画）」を策定することとしました。

2 位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 7（2025）年 3 月）を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、この計画は、「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「第 4 次やまぐち食育推進計画¹⁰⁹」等と調和を図ります。

3 計画期間

「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第 5 次計画）にあわせ、令和 8（2026）年度から、令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

4 本県における食品ロスの現状

令和4（2022）年度に県内で発生している食品由来の廃棄物等は、年間約24万トンで、このうち、約5.0万トンが食べられるにもかかわらず廃棄された食品ロスと推計されます。

その内訳は、家庭からの発生が約2.5万トン（50%）、食品製造や流通段階が約1.9万トン（37%）、外食産業が約0.6万トン（13%）であり、家庭からの発生が約5割を占めます。

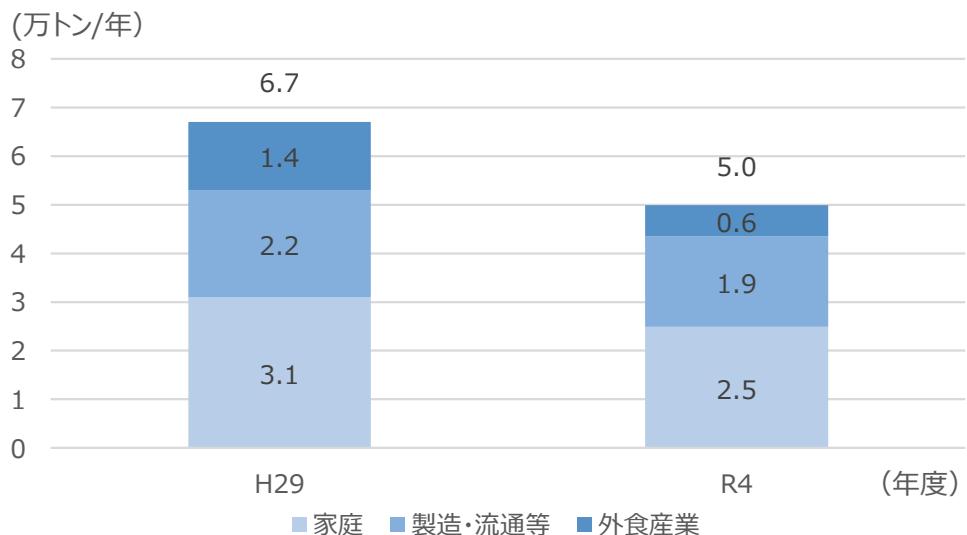


図 6-1-1 山口県の食品ロスの発生状況

（出典）平成29年度及び令和4年度推計値（環境省）から試算

第1次計画の目標では、「令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で、県内で発生する食品ロス量を半減させる」としており、家庭系・事業系食品ロスともに前倒しで計画を達成しています。

表 6-1-1 第1次計画における目標（山口県）

	H12 (基準年)	H29	R4	R12 (第1次計画目標)
家庭系食品ロス	5.2万t	▷ 3.1万t	▷ 2.5万t	▷ 2.6万t (H12年比50%減)
事業系食品ロス	6.6万t		3.6万t 2.5万t	3.3万t (H12年比50%減)

5 基本方針

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、社会全体で食べ物を無駄にしない意識（もったいないのこころ）の醸成を図るなど、全県的な取組を推進し、食品ロスの削減を進めます。

なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化）するよう努めます。

6 目標

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 7（2025）年3月）において、家庭系食品ロスは「令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で、食品ロス量を半減させる」、事業系食品ロスは「令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で、食品ロス量を 60%削減させる」としています。

本県は既に国目標を前倒しで達成していることから、家庭系・事業系食品ロスともに令和 12 年度において、現状以上の削減を目指すこととして設定しました。

表 6-1-2 家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生状況と目標（山口県）

	H12 (基準年)	H29	R4	R12 (第2次計画目標)
家庭系食品ロス	5.2万t	▷ 3.1万t	▷ 2.5万t	2.5万t以下 (H12年比50%以上減)
事業系食品ロス	6.6万t	3.6万t	2.5万t	

7 取組指標

目標の達成に向け、2つの項目を本計画期間の最終年度である令和 12（2030）年度までの取組指標として設定します。

名 称	現状 (R5)	目安 (R12)
やまぐち食べきり協力店店舗数 [店舗]	387	495
ぶちエコ食品ロス削減パートナー登録事業者数 [事業者]	17	40

8 推進施策

食品ロスの削減を進めるため、県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、全県的な取組を推進します。

（1）「やまぐち3きつちよる運動」の推進

県は、県民運動として、“おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう”を合言葉に「やまぐち食べきつちよる運動」を展開しています。これに加え計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきつちよる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きつちよる運動」による「やまぐち3きつちよる運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

（2）普及啓発、学習及び教育の推進

県は、エシカル消費¹¹⁰の普及啓発を推進するなど、消費者自らがエシカル消費を実践できる環境づくりに取り組みます。

また、消費者が日常生活において食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、事業者等と協働した実践的な環境学習・環境教育を展開し、全県的な食品ロス削減の機運醸成及

び行動変容の促進を図ります。

さらに、消費者に対し生活の中で取り入れられる食品ロス削減の取組の情報について、「ぶちエコアプリ¹¹¹」等を活用した情報発信を行います。

(3) 未利用食品を有効に活用するための活動の拡大・定着の促進

県は、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」に基づき、一定の管理責任を果たすことが出来るフードバンク活動団体等について食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動の拡大・定着を促進します。

(4) 食品関連事業者等の取組に対する支援

県は、県内で営業する旅館、ホテル等の宿泊施設、飲食店を対象とした「やまぐち食べきり協力店」への登録制度や、食品関連事業者等を対象とした「ぶちエコ食品ロス削減パートナー」への登録制度により、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、食品ロス削減に取り組む事業者の取組の認知度向上を図ります。

(5) 情報の収集及び調査・研究の推進

県は、先進的な取組や優良事例等を収集し、ホームページやSNS等を通じた幅広い世代への情報発信に努めます。

9 各主体に求められる役割と行動

食品ロスは、消費者及び食品関連事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要があると同時に、消費者と食品関連事業者等を「つなぐ」視点も必要となります。食品ロスの削減を推進するためには、各主体が食品ロスの状況と削減の必要性の理解に努め、自主的かつ積極的な取組を実践するとともに、双方向にコミュニケーションを図る必要があります。

消費者、食品関連事業者、消費者団体・NPO、行政の各主体は以下のようないくつかの役割を担います。

(1) 消費者

消費者に求められる役割と行動（エシカル消費の実践）は次のとおりです。

① 買い物の際

- ・食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用
- ・食べきれる量の購入
- ・食品の期限表示を正しく理解の上、使用時期を考慮し、使いきれる量を購入
- ・購入してすぐ食べるものは「てまえどり」又は「見切り品の活用」を実践

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存と冷蔵庫内の在庫管理
- ・ローリングストック法の実践

③ 調理・廃棄の際

- ・やまぐち3きつちよる運動の実践

④ 外食の際

- ・「やまぐち食べきり協力店」を積極的に利用
- ・食べきれる量の注文
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010運動¹¹²」の実践

(2) 食品関連事業者

食品関連事業者に共通して求められる役割と行動は次のとおりです。

- ・消費者に対する自らの食品ロス削減の取組の情報提供や啓発の実施
- ・サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ・包装資材に傷や汚れがあるが、品質に異常がない商品の販売（輸送や保管に支障がある場合を除く）
- ・フードバンク活動への理解、未利用食品の寄贈

食品製造業者等に個別に求められる役割と行動は次のとおりです。

① 食品製造業者

- ・原料の無駄のない利用、製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持

- ・製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ・年月表示化など、賞味期限表示の大括り化
- ・食品の端材や形崩れ品の有効活用（食品の寄附等）

② 食品卸売・小売業者

- ・納品期限の緩和（商習慣の見直し）
- ・季節商品の予約制等、需要に応じた販売の工夫
- ・売り切りの取組（小分けや少量販売、値引き、ポイントの付与等）

③ 外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）

- ・やまぐち食べきり協力店の登録
- ・天候や日取り等を考慮した仕入れ、小盛メニューや消費者の要望に応じた量の調節
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010運動」の実施

④ 農林水産物生産者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用（新たな販路開拓、商品開発、食品の寄附等）

（3）事業者（食品関連事業者、農林水産物生産者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料の入替時におけるフードバンクへの寄贈など有効活用に努めます。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深めます。

（4）マスコミ・消費者団体・NPO

マスコミ・消費者団体、NPO等の関係団体は、そのネットワークや実績等を活用し、食品ロスの削減に関する普及啓発を積極的に進め、多様な関係者とも連携した取組を推進していきます。

（5）行政

①県の役割

全県的な食品ロス削減に向け、率先して、消費者、事業者、関係団体等との連携を強化し、食品ロス削減の機運の醸成や普及啓発事業などを展開します。

②市町の役割

市町は、国の中長期基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町の域内における食品ロス削減推進計画（食品ロス削減推進法第13条の規定に基づく計画）の策定に努めます。

また、地域住民等へのエコクッキング¹¹³や出前講座などの普及啓発及び関連施策の実施など、積極的な取組に努めます。

10 計画の推進体制、進行管理

(1) 推進体制の整備

県は、消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成する「山口県食品ロス削減推進協議会」において意見交換を行い、得られた意見等を県の施策に反映させるよう努めます。

(2) 計画の進行管理

県は、目標の達成状況等を適切に把握し、その結果を県のホームページなどに掲載・公表することで、広く県民、事業者等への情報提供に努めます。

(3) 関連施策との連携

食品ロス問題は、環境、教育、福祉、防災など多岐に渡る課題であることから、県は関係部局間で情報共有し、関連施策との連携に努めます。

(4) 計画の見直し

今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法など関係法令の改正などがあった場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第7章 各主体の役割分担と計画の推進

第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進するためには、各主体が役割を認識し、連携・協働して、取り組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下のようないくつかの役割を担います。

1 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革・定着に努めます。

【具体的な取組】

① 3R+（プラス）の推進

- 必要なものを必要な量だけ購入し、過度な消費を抑制
- マイバッグやマイボトルの利用や簡易包装製品の選択
- 「やまぐち3きつちよる運動」（食べきり・食材の使い切り・水きり）等の実践や過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の過剰な使用を回避（リデュース）
- デジタル化の推進による紙媒体の削減（電子レシート、デジタルチケット等の活用）
- レンタル・リース・シェアリングエコノミー・中古品の売買などのサービスの積極的な活用
- フリーマーケットやリユースショップの積極的な利用
- 修理・修繕による製品の長寿命化
- 資源ごみ（食品トレー、ペットボトル等）の店頭回収、古紙の集団回収、廃家電の小売店での回収等への協力（リサイクル）
- プラスチック資源の分別回収への積極的な協力
- 紙やバイオプラスチックなどの代替素材の利用
- 再生材を使用した製品の優先的な選択

② 環境保全・教育活動

- ごみのポイ捨てなどの環境汚染につながる行為の禁止
- ルールに従った適正な廃棄物の分別・排出
- 環境学習・環境教育や海岸一斉清掃など環境保全活動への積極的な参加
- 災害時の廃棄物の適正な排出など、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対する協力

2 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの社会的責務を果たすとともに、廃棄物処理法の基準等を遵守し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止に努めます。

また、拡大生産者責任を踏まえて、動静脈連携により、製品の設計・製造段階から消費、回収・再資源化に至るライフサイクル全体での資源循環を促進し、製品が廃棄物となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献及び消費者等への適切な情報公開など透明性の確保について、必要な措置を講じます。

【具体的取組】

① 資源確保・設計段階

- 循環資源や再生可能資源の使用比率の拡大（資源確保段階）
- 最新の技術やデジタル技術を活用した回収・リサイクルシステムの構築
- 廃棄段階までを見据えた軽量化等の環境配慮設計の検討や原材料素材の表示
- プラスチック代替素材の開発・活用促進

② 生産・製造・流通段階

- ペットボトルや食品トレー、小型家電等の店頭回収システムの充実
- 食材の使い切りや客の希望量に応じた食事の提供などによる食品ロスの削減
- デジタル技術を活用した在庫管理・需要予測の精度向上
- サプライチェーン全体での資源効率性の向上

③ 廃棄・処理段階

- 廃棄物の減量化に関する計画策定による減量化の推進（多量排出事業者）
- 廃プラスチック類をはじめとする廃棄物の適正な処理委託及び電子マニフェストの積極的活用などトレーサビリティの強化
- 処理の委託先として遵法性及び透明性が高い優良産廃処理業者の優先的な選択

④ 経営・マネジメント

- ISO14001 やエコアクション 21 (EA21) などの環境マネジメントシステム¹¹⁴の導入
- サーキュラーエコノミーの観点を取り入れた事業戦略の策定
- 事業者間連携による資源循環システムの構築
- 行政施策への積極的な協力

3 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、法令遵守を徹底し、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源としてとらえ、動静脈連携により、デジタル技術も活用しながら可能な限り、再使用、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、発生・排出抑制及び最終処分量の削減等、環境負荷の低減に努めます。

【具体的取組】

- ① 適正処理の徹底と透明性の確保
 - 廃棄物の適正な処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの導入
 - 優良産廃処理業者認定の取得の推進
 - 地域住民等に対する工場見学等の受入れや分かりやすい情報提供

- ② 処理技術の高度化・効率化
 - 廃棄物処理施設の延命化・高度化等による処理能力の確保
 - デジタル技術を活用した処理の効率化・見える化
 - AI・IoT 等の先進技術を活用した処理技術の高度化

- ③ 環境マネジメントと行政施策への協力
 - ISO14001 やエコアクション 21 (EA21) などの環境マネジメントシステムの導入
 - 行政施策への協力

4 NPO・民間団体

NPO・民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、各主体のネットワークを活かし、広域的な活動を推進します。

【具体的取組】

- ① リユース・リサイクルの推進
 - フリーマーケットなどの開催（リユース）
 - フードバンク活動などによる食品ロスの削減
 - デジタルプラットフォームを活用した資源循環の仕組みづくり

- ② 地域における環境保全活動
 - 地域住民のライフスタイルの見直しや 3 R + (プラス) の推進等による地域の環境保全活動の促進
 - 県民、事業者、行政等と連携・協力した海岸漂着物等の回収

- ③ 循環型社会形成に向けた連携・啓発
 - 地域循環共生圏の形成に向けた多主体連携の促進
 - サーキュラーエコノミーに関する普及啓発・環境教育の推進

5 大学・研究機関

大学・研究機関は、3R+（プラス）の推進や廃棄物の適正処理、サーキュラーエコノミーに関する学術的・専門的な知見を充実させ、デジタル技術等の最新技術も活用しながら、客観的かつ信頼できる情報を分かりやすく提供することなどにより、循環型社会の形成に関する理解や活動を促進するとともに、連携・協働のつなぎ手となるよう努めます。

【具体的取組】

① 研究開発の推進

- 3R+（プラス）の推進や廃棄物の適正処理に関する基礎研究や技術開発
- サーキュラーエコノミーに関する先進的な研究開発
- デジタル技術を活用した資源循環システムの研究開発
- プラスチック代替素材・バイオマス素材等の研究開発

② 地域課題への対応と評価

- 地域循環共生圏の形成に向けた取組の評価と改善に向けた提言
- 海洋ごみ等、環境中の分布の現状及び将来予測、モニタリング手法に関する研究

③ 率先行動の推進

- 3R+（プラス）の推進に配慮したエコ・キャンパス¹¹⁵の取組

6 市町

市町は、その地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有しています。そのため、廃棄物の3Rの推進や適正処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づき主体的な役割を担います。

特に、一般廃棄物の3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、地域の実情に応じた分別収集品目の拡大、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進を図ります。

また、県と連携して3R+（プラス）県民運動を推進します。

【具体的取組】

① 普及啓発・教育

- 住民に対する一般廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- デジタル技術を活用した住民への情報提供（分別アプリ、収集日通知システム等）
- 住民に分かりやすいごみ分別ルールの策定と周知

② 回収・処理システム

- 小型家電の回収における住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供等による金属の再資源の推進
- プラスチック資源の分別回収システムの構築
- デジタル技術を活用した効率的な収集運搬システムの構築

③ 不適正処理対策・災害対策

- 不法投棄等、不適正処理防止対策の推進（県職員への併任制度の活用）
- 海岸漂着物及び漂流ごみ等の円滑な処理に関する海岸管理者等への協力
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築

④ 率先行動・連携

- 事務・事業に伴う3Rや廃棄物の適正処理の推進
- グリーン購入やグリーン契約¹¹⁶などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3R+（プラス）の推進に関する県との連携
- 地域循環共生圏の形成に向けた近隣自治体との連携

7 県

県は、本計画を推進するため、県民、事業者、市町等に計画内容を周知するとともに、廃棄物の排出・処理状況等の把握に努め、循環型社会を形成していく上で、各主体間のコーディネーターとして役割を果たすよう努めます。

また、各主体が協働・連携して取り組めるよう情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、積極的に支援や情報提供を行います。

さらに、廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産廃処理業者の育成や関係機関と連携した廃棄物処理施設等の監視・指導を行います。

【具体的取組】

① 監視・指導

- 産業廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物の減量化に関する計画策定の指導
- 廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化
- デジタル技術を活用した監視・指導の効率化
- 産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するための「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づく適切な指導による地域の紛争防止

② 事業者支援・育成

- 動静脈連携による循環資源の利活用促進に向けた事業者支援
- 資源循環産業の競争力強化に向けた技術開発支援
- 産業廃棄物処理業界における人材確保等の支援
- (一社) 山口県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会への協力・支援
- 産業廃棄物の排出事業者による処理を補完する、公共関与による産業廃棄物の広域処理体制の確保

③ システム構築・連携

- 地域循環共生圏の形成支援
- デジタル技術を活用した資源循環プラットフォームの整備

④ 普及啓発・教育

- 3R+（ぶらす）の推進や適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- サーキュラーエコノミーに関する理解促進・機運醸成
- 海岸漂着物等の回収・処理に取り組む民間団体などとの連携の確保及び活動支援

⑤ 率先行動・連携

- 「県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務・事業の執行
- グリーン購入やグリーン契約などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3R+（ぶらす）の推進や廃棄物の適正処理に関する国、市町との連携

第2節 関係機関との連携

県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議¹¹⁷」などと、各種施策の進行管理、総合調整、情報発信等を行ながら、本計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や市町等とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。

なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進本部¹¹⁸」を通じ、関係部局との連携を確保します。

1 環境やまぐち推進会議

県民、事業者、行政など幅広い団体で構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、循環型社会づくり、自然との共生等に関する協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と脱炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進します。

2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

3 山口県食品口ス削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で発生する食品口スの削減に向けた取組を推進する「食品口ス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

4 山口県海岸漂着物対策推進協議会

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、瀬戸内海流域一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

5 やまぐちエコ市場

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

6 山口県コンビナート連携会議

県内コンビナートの国際競争力の強化、コンビナート間の全景的な連携を図るため、企業や行政、金融機関、教育機関等により構成される、「山口県コンビナート連携会議」と連携し、循環型社会の形成に向けた事業を推進します。

第3節 計画の推進

1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進本部」において、各種施策の進行管理、総合調整を行ながら、本計画を着実に推進します。

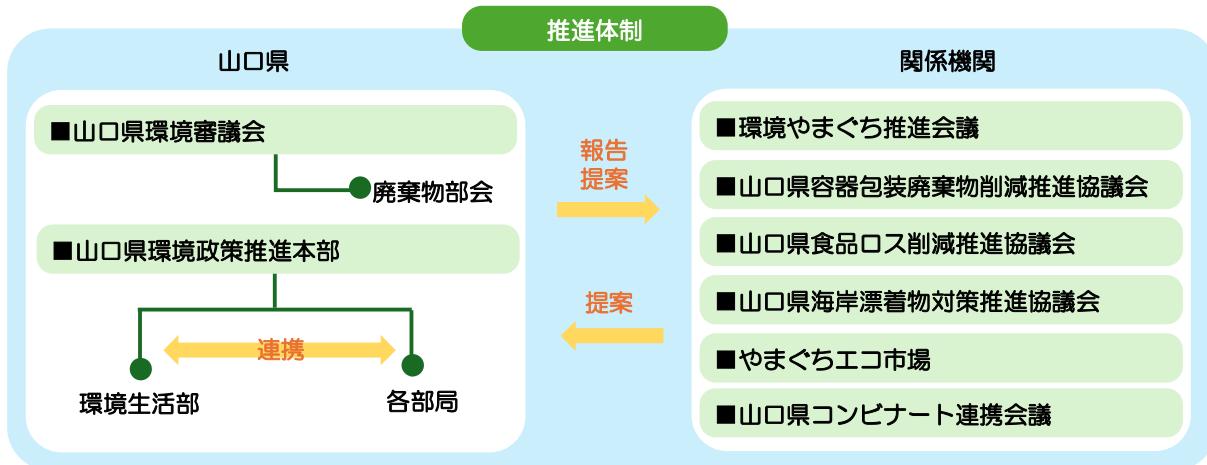


図 7-3-1 推進体制

2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標・取組指標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するため、P D C Aサイクルを活用するとともに、その結果を「山口県環境白書¹¹⁹」や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。



図 7-3-2 進行管理

3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

用語解説

1 山口県循環型社会形成推進条例

循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項や産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16（2004）年 3 月に制定・公布された条例（平成 16（2004）年 3 月 23 日山口県条例第 1 号）です。

2 循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

3 やまぐち未来維新プラン

県の新たな県政運営指針として令和 4（2022）年 12 月に策定したものです。これまで取り組んできた「産業」「大交流」「生活」の「3 つの維新」に、「安心・安全」「デジタル」「グリーン」「ヒューマン」の「4 つの視点」を加えさらに進化させることとしています。

4 持続可能な開発のための目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す令和 12（2030）年までの国際目標のことです。（SDGs：Sustainable Development Goals の略）

5 プラスチック資源循環戦略

令和元年 5 月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

6 カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、菅義偉元首相が所信表明演説において「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言したものです。温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、全体として温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目標とします。

7 サーキュラーエコノミー

従来の「採取→製造→廃棄」という一方向の経済モデルから脱却し、資源を循環させながら経済価値を生み出す仕組みのことです。製品の設計段階から再利用・リサイクルを考慮し、廃棄物を最小限に抑えながら資源の有効活用を図る経済の仕組みです。

8 3R+Renewable

従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、再生不可能な資源から再生可能資源（バイオマスプラスチック等）に置き換えて持続可能性を高める考え方のことです。

9 ワンウェイプラスチック

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられてしまうものをいいます。

10 脱炭素社会

温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、全体として温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする社会のことです。国では、令和 2（2020）年 10 月「2050 年カーボンニュートラル（CO₂ 排出実質ゼロ）」を宣言し、同年 12 月に、この目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しています。

11 自然共生社会

平成 19（2007）年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において、自然共生社会とは、「人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会」としています。

12 「自助」「共助」「公助」

自助とは、自分でできることは自分で行うこと、共助とは、自分だけでは解決できないことについて、周囲や地域が共に助け合って行うこと、公助とは、個人や地域、民間だけでは解決できないことについて、公共（行政）が行うことです。

13 ネット・ゼロ

温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量を均衡させ、全体として排出量を実質ゼロにすることをいいます。

14 ネイチャーポジティブ

日本語で「自然再興」と訳され、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失をとめ、反転させることをいいます。

15 一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいいます。

16 産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいいます。

17 総排出量

一般廃棄物（ごみ）の場合、

総排出量＝市町等の収集量＋住民等の直接搬入量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、本計画では、有償物（有価物）等を含めた広義の廃棄物の量です。

総排出量＝有償物量＋直接再生利用量＋中間処理量＋直接最終処分量＋その他量

18 自家処理量

自ら堆肥化して家庭菜園で使うなど、公共の処理に出さず自ら処理した量のことです。

19 集団回収量

家庭の日常生活の中で出た不用となったものの中で、資源として活かせるものを子ども会やPTA、消費者団体などの地域団体で回収し、リサイクルを進めていく活動によって回収された資源物の量のことで、集団回収実施団体への補助金交付制度を有する自治体もあります。

20 計画収集量及び直接搬入量

計画収集量とは市町等が収集した量で、直接搬入量とは住民や事業者が市町等の処理施設に直接搬入した量をいい、収集及び直接搬入量とは、これらの合計のことです。

21 直接資源化量 一般廃棄物の資源化施設でそのまま資源化されたごみの量です。**22 直接焼却量** 一般廃棄物の焼却施設でそのまま焼却されたごみの量です。**23 直接最終処分量** 一般廃棄物の埋立処分場でそのまま埋め立てられたごみの量です。**24 処理残さ量**

粗大ごみ処理施設等の中間処理施設で処理された破碎ごみなど、中間処理により発生した残さのことをいいます。

25 焼却処理量 廃棄物を焼却して処理した量のことです。**26 減量化量**

排出事業者又は処理業者等が行う廃棄物の中間処理（焼却、脱水など）で、減量された量のことです。（処理前重量－処理後重量）

27 再生利用量

廃棄物を再生利用（リサイクル）した量のことで、そのまま直接再生利用した量（直接再生利用量等）と中間処理後に再生利用した量（中間処理後再生利用量）の合計のことです。

一般廃棄物（ごみ）の場合、再生利用量＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、再生利用量＝有償物量＋直接再生利用量＋処理後再生利用量

28 最終処分量

廃棄物を最終処分した量のことで、埋立処分量と海洋投棄量の合計をいいますが、海洋投棄が認められているものは非常に少ないため、一般的には埋立処分量のことです。

29 リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、廃棄物の全部又は一部を資源として再生利用することをいいます。

30 中間処理（自己中間処理、委託中間処理）

廃棄物を脱水、破碎、選別、焼却、中和等により、減量化や安全で安定した状態に変化させることをいい、自己中間処理とは自ら中間処理を行うこと、また、委託中間処理とは処理業者に処理を委託して中間処理を行うことです。

31 管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等を埋め立てる産業廃棄物最終処分場で、浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられています。なお、一般廃棄物の最終処分場も同じ構造となっています。

32 安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」を埋め立てる最終処分場のことです。

33 特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物）

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものです。特別管理廃棄物のうち、一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんやダイオキシン類を含む焼却灰等、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物といいます。また、特別管理廃棄物のうち、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある産業廃棄物、特定有害産業廃棄物のことを特別管理産業廃棄物といいます

34 店頭回収

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレー、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

35 やまぐち食べり協力店

食品ロスの削減の取組を実践する県内の旅館・ホテルの宿泊施設、飲食店として、県食品ロス削減推進協議会に登録した店舗のことです。

36 ぶちエコやまぐち宣言

家庭や企業・団体・学校などを対象として、CO₂削減や廃棄物等の3Rなどの県民運動に取り組むことを宣言してもらうものです。取組内容には、クールビズやノーマイカー運動、プラスチックごみの削減やフードバンク活動への協力などが含まれます。

37 エコ・ファクトリー

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進める制度において認定された事業所のことです。認定基準は、「発生抑制推進事業所」、「高再資源化率達成事業所」、「その他特に優良と認められる事業所」の3つに区分されています。

38 認定リサイクル製品

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るために、県内で発生する循環資源を利用して県内で製造・加工されるリサイクル製品を認定する制度において認定された製品のことです。

39 優良産廃処理業者

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を県が審査して認定した産業廃棄物処理業者のことです。

40 環境学習

自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことです。

41 ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものです。

42 EA21（エコアクション21）

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものです。

43 やまぐち3きっちょる運動

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちょる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちょる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちょる運動」をあわせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

44 フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことです。

45 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、地域等において、環境と社会、経済及び文化とのつながりについて理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことです。

46 地域循環圏

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域のことをいいます。

47 産学公民連携

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の各主体が互いに協力して取り組むことです。

48 A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略。学習、推論、判断策などの人間の知的な機能を人工的な方法により実現する技術のことです。

49 I o T

Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組みのことです。

50 排出事業者責任

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。これらにより、排出事業者は、その廃棄物処理において重要な責任（排出事業者責任）を有しています。

51 P C B廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（P C B）又はP C Bを含む廃棄物のことをいいます。P C Bは、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換機の熱媒体など様々な用途で利用されていましたが、毒性があるため、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

52 海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸等への漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称をいいます。

53 山口県海岸漂着物対策推進協議会

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等を行います。

54 リデュース

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生や排出自体を抑制することをいいます。リユース、リサイクルよりも優先される取組です。

55 拡大生産者責任

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけでなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うことです。

56 環境配慮設計

製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、DfE (Design for Environment)、環境適合設計、エコ・デザインなどと呼ばれることがあります。

57 低濃度P C B廃棄物

P C B濃度が 0.5mg/kg を超え 5,000mg/kg 以下のP C B含有廃棄物及び微量P C B汚染廃電気機器等のことです。

58 山口県P C B廃棄物処理計画

P C B特措法に基づき、県内のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための計画のことです。

59 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の海岸の恵まれた景観等の総合的な環境を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれた環境を再生することを目的として、海岸漂着物対策を推進するために策定した計画です。（令和3（2021）年3月改定）

60 マテリアルリサイクル

ガラスを粉碎してガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料にするなど、物質を再度物質として加工して利用することをいいます。

61 ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に分解して化学原料に戻し、新たな製品の減量として再利用することをいいます。汚れたプラスチックなども処理でき、品質劣化の少ない高品質なリサイクルが可能です。

62 DX

Digital Transformation の略。デジタル技術を活用して業務プロセスや社会システムを根本的に変革することをいいます。廃棄物処理の効率化や循環型社会の形成においても重要な手段となっています。

63 基礎素材型産業

化学、石油・石炭、鉄鋼・非鉄金属など各種産業の基礎素材となる製品を製造する製造業のことです。

64 3 R+（ぷらす）

これまでの3Rの取組に加え、県民、事業者、行政等のそれぞれが資源循環の必要性をジブンゴトとして捉え、できる取組を一つでもプラスして実践することを目指すものです。

65 循環資源

山口県循環型社会形成推進条例の第2条第3項で定義する「廃棄物等のうち有用なもの」のことです。

66 コンプライアンス 企業などが法令や規則、企業倫理を遵守することです。

67 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に、処理業者に交付する帳票のことをいいます。処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しを回収することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。帳票によるシステムを、パソコン等を利用して電子化したものを電子マニフェストといいます。

68 トレーサビリティ

製品や廃棄物の流れを追跡・遡及できる仕組みのことをいいます。原材料から廃棄・リサイクルまでの各段階を記録・管理することで、品質保証や適正処理の確認が可能となり、循環型社会の信頼性向上に寄与します。

69 災害廃棄物処理計画

地震、風水害等の災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、地方公共団体が定めた計画のことです。

70 山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設等の設置（構造又は規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント未満の変更を除く。）を含む。）に関し必要な指導等を行うことにより、紛争の予防、調整等を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として定めたものです。

71 山口県廃棄物処理施設設置計画専門審査会

産業廃棄物（一般廃棄物）最終処分場、焼却施設等の設置計画に対し、専門的な知識を有する者から意見を聴取するための審査会のことです。

72 多量排出事業者

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者（中間処理業者は除く）のことです。

73 バイオマス資源

動植物由来の再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもののことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、生ごみ、建設発生木材、下水汚泥などが該当します。

74 グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを優先して購入することをいいます。価格や品質に加えて環境配慮を判断基準とすることで、持続可能な社会の形成に寄与します。

75 3R+（ぶらす）コーディネーター

事業者における3R+（ぶらす）の取組を推進するため、希望のあった事業者へ派遣する、専門的な知識と実践的なノウハウを有する人材のことです。

76 やまぐちプラスごみ削減取組店

プラスチックごみの削減に積極的に取り組み、事業者として県が認定・登録した事業者のことです。レジ袋削減、容器包装の簡素化などの取組を実践し、プラスチックごみ削減の推進役を担います。

77 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約6割（容積比）をしめる容器包装廃棄物削減の実践活動を推進しています。

78 山口県分別収集促進計画

容器包装リサイクル法の規定に基づき、容器包装廃棄物の排出量・分別収集量の見込み、各市町の分別収集の取組計画など市町の分別収集計画をとりまとめた計画のことです。

79 フリーマーケット

不用品や手作り品をそれぞれが持ち寄り、公園や空き地等で開くバザーのことです、廃棄物の発生・排出抑制、再使用に結びつくことから、市町が協力して開催されるものもあります。

80 リサイクルショップ

家庭などで使わなくなったまだ使える製品（中古品）を取り扱う店舗のことで、リユースショップとも言われます。

81 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。**82 山口県食品ロス削減推進協議会**

飲食店・旅館、スーパー、生産・製造者等の事業者、消費者、行政から構成される協議会で食品ロス削減の実践活動を推進しています。

83 ぶちエコ食品ロス削減パートナー

食品ロス削減に積極的に取り組む食品関連事業者（飲食店、旅館・ホテルを除く）を県が認定・登録した店舗のことです。

84 山口県庁エコ・オフィス実践プラン

山口県地球温暖化対策実行計画の一部として位置付けられており、県自らの事務・事業における二酸化炭素排出量を抑制するため、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・ごみ減量化に向けた取組等が盛り込まれています。

85 山口県グリーン購入の推進方針

山口県循環型社会形成推進条例及び山口県庁エコ・オフィス実践プランに基づき、県が環境負荷の低減に資する製品やサービスの調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものです。

86 モニタリング

ある対象を継続して、観測・点検することです。

87 ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）とポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン（PCDDs）の総称で、物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質です。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾジオキシン）については、人に対する発がん性が確認されています。廃棄物の中にはその性質上、焼却処理工程において多量のダイオキシン類を発生させるものが含まれています。

88 山口県ダイオキシン類対策指針

県として取り組むべき総合的なダイオキシン類対策（基本的な取組方針、排出削減（発生源）対策の強化、大気汚染等に係る環境調査の実施など）の方向を明らかにしたものです。

89 山口県災害廃棄物処理計画（山口県地域防災計画）

地震や風水害等に伴い発生する大量の災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理は、被災地域における生活環境の保全や早急な復旧・復興の推進のためにも大変重要であることから、災害発生時に市町等と連携して災害廃棄物処理、し尿処理、障害物の除去などについて効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」内に「山口県災害廃棄物処理計画」を策定しています。

90 やまぐちの美しい里山・海づくり条例

県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例（平成22年（2010年）12月21日山口県条例第42号）です。

91 マイクロプラスチック

5mm未満の微細なプラスチックごみの総称です。化粧品等のスクラブ剤や製品原料として製造される「一次的マイクロプラスチック」と、環境中でプラスチックごみが劣化・破碎されて生じる「二次的マイクロプラスチック」に分類されます。自然分解されないため環境中に長期滞留し、海洋生態系への影響や、有害化学物質を吸着しやすい性質から食物連鎖を通じた生物への蓄積が懸念されています。

92 山口県災害廃棄物処理マニュアル

南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物等の発生量の推計や、より実践的な処理方針等を記載したものです。

93 災害廃棄物処理対応に係るガイドライン

県災害廃棄物処理計画及び県災害廃棄物処理マニュアルに規定する県・市町の行動内容（役割分担、実施手順など）を、より具体的に示したもので、県災害廃棄物処理計画等を補完するものです。

94 企業ポテンシャル その企業が有している潜在的な能力（技術力等）のことです。**95 バイオプラスチック**

バイオマスを原料としたプラスチックと生分解性を持つプラスチックの総称をいいます。

96 山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム

県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容が検索できるシステムのことです。優良産廃処理業者認定制度認定事業者一覧を確認することもできます。

97 やまぐちエコ市場

民間企業主体で平成18（2006）年5月に設立した環境・リサイクル総合市場であり、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、地域経済の活性化などに積極的に取り組んでいます。Webサイトや展示会を中心とした情報発信・PRや企業等のマッチング・交流による事業化支援、広域静脈物流システムの構築などを推進する団体です。

98 地域循環共生圏

各地域が持つ資源（自然資源、物質資源、人材資源等）を活かし、地域ごとの特性に応じて補完し、支え合うことで、環境・経済・社会の統合的向上を実現する社会のことです。

99 産業廃棄物税

平成16（2004）年4月から「山口県産業廃棄物税条例」に基づき賦課、徴収している税で、納税義務者は、産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者であり、産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円を課税しています。産業廃棄物税の収取は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進のために必要な経費に使われています。

100 再生資源物

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等をいいます。

101 山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会

農業用使用済プラスチックの適正処理を促進するため、平成元（1989）年に設立された協議会です。

102 夜間パトロール

県が実施する不法投棄等の早期発見・未然防止のための監視活動のうち、休日・夜間に行う監視活動で、民間事業者に委託して実施しています。

103 不法投棄ホットライン

県、各健康福祉センター及び下関市が土日を含め24時間体制で、廃棄物の不適正処理に関する情報を受付けるホットライン（0120-538-710）のことです。

Eメール（fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp）による情報の受付も行っています。

104 IT

パソコンなどの情報機器や、インターネット、通信インフラなどを組み合わせて活用していくための技術の総称です。

105 不法投棄等連絡協議会

不法投棄など廃棄物の不適正処理に関する情報交換を行うとともに、地域に即した対策、啓発等の取組を実施するため、各健康福祉センターに設置している住民、市町、業界団体、警察等から構成される協議会のことです。

106 ナッジ

人々がより良い選択を自発的に取れるよう、行動科学の知見を活用して「そっと後押しする」手法のことをいいます。強制によらず自主的な行動変容を促すもので、環境配慮行動の推進に効果的な取組として活用されています。

107 NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体、民間公益組織などと訳されています。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体であり、我が国では「非特定営利活動促進法」に規定するものです。

108 リサイクルプラザ

リサイクルセンターの機能に加え、市民のためのリサイクル・環境関連の学習室、展示コーナー、多目的ルームなどの普及・啓発的な機能も有した施設のことです。

109 やまぐち食育推進計画

国の「食育推進基本計画」や本県のこれまでの食育の取組等を踏まえつつ、肥満や生活習慣病の増加、若い世代における食生活、食文化の継承など食に関する様々な課題に的確に対応するための計画のことです。

110 エシカル消費

倫理的消費。地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことをいいます。

111 ぶちエコアプリ

日々の暮らしの中で、楽しみながらエコに関する行動や学習を継続的に実践してもらうことを目的に、山口県が作成したアプリです。

112 3010運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始前に「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、お開き10分前になったら「自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスの削減を図るもので

113 エコクッキング

環境と調和した食生活という意味です。食べ物の選び方・買い方を工夫する、環境に負荷の少ない料理をする、洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行うなどの考え方を基本にしています。

114 環境マネジメントシステム(EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化された環境に関する管理システムのことです。

115 エコ・キャンパス

ごみの減量やリサイクル、省資源・省エネルギー、環境教育など環境への配慮に重点をおいた活動を行っている大学等のことです。

116 グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。

117 環境やまぐち推進会議

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする会議のことです。

118 山口県環境政策推進本部

県庁内各部局から構成され、環境に関する各種計画や施策との連携・調整、進行管理等を行う会議のことです。

119 山口県環境白書

山口県環境基本条例の規定により、知事が県議会に提出した環境保全に関する施策の概要を中心まとめた年次報告のこととで、これを山口県環境白書として公表しています。